

総 務 区 民 委 員 会 会 議 録

1 開会年月日

令和7年2月28日(金)

2 開会場所

第一委員会室

3 出席議員(9名)

委員長	高山 泰三
副委員長	金子 てるよし
理事	石沢 のりゆき
理事	田中 香澄
理事	田中 としかね
理事	上田 ゆきこ
委員	松平 雄一郎
委員	山田 ひろこ
委員	海津 敦子

4 欠席委員

なし

5 委員外議員

議長	白石 英行
----	-------

6 出席説明員

成澤 廣修	区長
佐藤 正子	副区長
加藤 裕一	教育長
丹羽 恵玲奈	教育長
新名 幸男	企画政策部長
竹田 弘一	総務部長
渡邊 了	危機管理室長
高橋 征博	区民部長
長塚 隆史	アカデミー推進部長

鈴木 裕 佳	福祉部長兼福祉事務所長
矢 島 孝 幸	地域包括ケア推進担当部長
多 田 栄一郎	子ども家庭部長
栗 山 仁	児童相談所開設準備担当部長
矢 内 真理子	保健衛生部長兼文京保健所長
鵜 沼 秀 之	都市計画部長
小 野 光 幸	土木部長
橋 本 万多良	資源環境部参事兼環境政策課長事務取扱
松 永 直 樹	施設管理部長
宇 民 清	会計管理者会計管理室長事務取扱
吉 田 雄 大	教育推進部長
吉 岡 利 行	監査事務局長
横 山 尚 人	企画課長
岡 村 健 介	政策研究担当課長
進 憲 司	財政課長
日比谷 光 輝	広報課長
野苅家 貴 之	情報政策課長
武 藤 充 輝	総務課長
熊 倉 智 史	ダイバーシティ推進担当課長
山 田 智	総務部副参事
畑 中 貴 史	職員課長
坂 田 賢 司	契約管財課長
増 田 密佳子	税務課長
横 山 勲	危機管理課長
齊 藤 嘉 之	防災課長
榎 戸 研	区民課長
内 宮 純 一	経済課長兼緊急経済対策担当課長
高 橋 肇	戸籍住民課長
川 崎 慎一郎	アカデミー推進課長
堀 越 厚 志	観光・都市交流担当課長

矢 部 裕 二	スポーツ振興課長
木 村 健	福祉政策課長
永 尾 真 一	障害福祉課長
渡 部 雅 弘	生活福祉課長
篠 原 秀 徳	子育て支援課長
足 立 和 也	子ども施設担当課長
大 戸 靖 彦	子ども家庭支援センター所長
田 口 弘 之	健康推進課長
前 田 直 哉	地域整備課長
村 岡 健 市	道路課長
村 田 博 章	みどり公園課長
阿 部 英 幸	施設管理課長
大 畑 幸 代	整備技術課長
山 岸 健	教育指導課長
藤 咲 秀 修	教育施策推進担当課長
中 川 景 司	学務課長
宮 原 直 務	教育推進部副参事
木 口 正 和	教育センター所長
大 武 保 昭	選挙管理委員会事務局長

7 事務局職員

事務局長	佐久間 康 一
議事調査主査	下 笠 由美子
係 員	梶 原 理 子

8 本日の付議事件

(1) 付託議案審査

- 1) 議案第62号 文京区役所組織条例の一部を改正する条例
- 2) 議案第63号 文京区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 3) 議案第64号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

- 4) 議案第65号 文京区職員定数条例の一部を改正する条例
 - 5) 議案第74号 文京シビックセンター25・26階改修工事請負契約
 - 6) 議案第75号 文京シビックセンター25・26階改修機械設備工事請負契約
 - 7) 議案第54号 令和6年度文京区一般会計補正予算
-

午前 10時00分 開会

○高山委員長 おはようございます。皆さん、おそろいいただきましたので、総務区民委員会を開会いたします。

委員等の出席状況です。

委員は、全員出席。理事者につきましては、関係理事者に御出席をいただいております。

なお、五木田保全技術課長は、通院のため、本日は欠席です。

また、補正予算の審査時に出席予定の木幡資源環境部長は、親族の看護のため欠席です。

また、報告事項3に関連する理事者として、中川学務課長と宮原教育推進部副参事に御出席いただきます。

○高山委員長 続いて、理事会についてです。

理事会は、必要に応じて、協議して開催したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と言う人あり)

○高山委員長 本日の委員会運営についてです。

付託議案審査が10件。

なお、議案第62号の「文京区役所組織条例の一部を改正する条例」及び第65号の「文京区職員定数条例の一部を改正する条例」は関連するため、一括で審査し、態度表明は議案ごとに行うこととします。

また、同様に、議案第74号「文京シビックセンター25・26階改修工事請負契約」及び第75号「文京シビックセンター25・26階改修機械設備工事請負契約」は関連するため、一括で審査し、態度表明は議案ごとに行うこととします。

続いて、付託請願審査が7件、理事者報告が13件、部ごとに報告を受け、質疑は項目ごとといたします。

なお、付託議案審査に関連する項目については、その議案審査の際に理事者報告を受

けることとします。

続いて、一般質問、その他、本会議での委員会報告について、委員会記録について、令和7年5月の閉会期間中における継続調査について、閉会、以上の運びにより、本日の委員会を運営していきたいのですが、よろしいでしょうか。

(「はい」と言う人あり)

○高山委員長 各委員及び理事者の皆様には、質問、答弁など簡潔明瞭に行い、本委員会が円滑に運営されるよう、御協力をお願いします。

なお、今回、議案10件、請願7件、報告13件で、補正もあるということでございまして、もう朝から皆さんトップギアで、濃い質疑をお願いしたいと思います。

なお、議員・理事者ともに資料はデータのページ番号を指定することとなっております。右下にPの通し番号がある場合は、そちらを御指定くださるようお願いいたします。

○高山委員長 それでは、付託議案審査10件に入ります。

議案第62号、文京区役所組織条例の一部を改正する条例、議案第65号、文京区職員定数条例の一部を改正する条例。

議案第62号は、報告事項2「令和7年度組織改正について」が、議案第65号は、報告事項7「令和7年度職員定数の変更について」が関連するため、先にその報告を受けることといたします。その後、議案62号及び第65号の提案説明を受け、一括して質疑を受けることとします。

それでは、報告事項2「令和7年度組織改正について」の説明をお願いいたします。

横山企画課長。

○横山企画課長 おはようございます。

それでは、資料4号に基づきまして、令和7年度組織改正について、御説明いたします。

まず、1行目になります。企画政策部につきましては、まず企画課でございます。こちらにつきましては、必要な区有施設の整備や公共施設の管理、活用を推進する必要があることから、用地・施設マネジメント担当課長を設置いたします。

また、次の広報課につきましては、マーケティングを活用した施策のプロモーションを強化するために、名称をまず広報戦略課に改めまして、また新たな組織として再編成いたします。

あわせて、課務担当主査を1名増員いたします。

続きまして、総務部です。

こちらにつきましては、人事評価と職員育成の担当を一元化することにより、効果的な体制となるよう、人事企画係と職員育成担当、こちらの2つを廃止いたしまして、人材戦略担当として設置をいたします。

また次になりますが、災害時の関係機関との連携強化を図り、また日常的に発生する事件・事故等に効果的な体制で対応できるよう、危機管理室を防災危機管理室に改めまして、危機管理課と防災課を統合した防災危機管理課といたします。

また、それに併せまして、新たに安全対策推進担当課長を設置いたします。

あわせまして、防災等危機管理課の主査を統合し、4名体制の防災危機管理担当の課務担当主査を設置することとなります。

なお、この異動におきましては、管理職、主査のポストの増減はございません。

続きまして、2ページ目を御覧ください。

区民部の戸籍住民課です。

区民にとって分かりやすい組織名称とするため、住民記録等調整担当をマイナンバーカード交付担当に改めるとともに、また、法改正や書かない窓口の推進のために、住民記録システム担当の主査を新たに設置いたします。

続きまして、自治体交流事業を円滑に進めるために、アカデミー推進部アカデミー推進課の都市交流担当の課務担当主査を1名増員いたします。

次に、福祉部となりますが、介護保険の事業に係る安定的・継続的なサービス体制を維持・構築するために、介護保険課に事業者支援担当課長を新たに設置いたします。

続きまして、3ページを御覧ください。

子ども家庭部ですが、こちらは、令和7年4月1日の児童相談所開設に向けまして、児童相談所開設準備担当部長を廃止いたしまして、児童相談所長として、児童相談担当部長を設置いたします。

あわせて、児童相談所開設準備室を廃止いたしまして、児童相談所副所長として、児童相談課長と、また併せて、新たに児童相談援助担当課長を配置いたします。

また、現在の4つの係に加えまして、経理調整係、児童支援推進係を設置いたします。

こちらで都合、児童相談所全体といたしましては、課長が1名、係長級が2名のポスト増となります。

続きまして、資源環境部ですが、こちらは、地球温暖化対策の推進のために、脱炭素担当

の課務担当主査を1名増員いたします。

次に、教育推進部ですが、こちらは、区立湯島幼稚園を区立認定こども園元町幼稚園に改めるものでございます。

最後に、4ページでございますが、区議会事務局で、執行体制の強化を図るために、新たに調整担当の主査を1名配置いたします。

組織改正については、以上でございます。

○高山委員長 続きまして、報告事項7「令和7年度職員定数の変更について」の説明をお願いいたします。

畑中職員課長。

○畑中職員課長 資料第9号「令和7年度職員定数の変更について」、御報告をいたします。

まず、表の中央部ですけれども、増減内訳のうち、左側の増となっている列を御覧いただければと思います。

昨今の行政需要の高まりに伴いまして、先ほど企画課長から説明のありました組織改正に関わる部分も含めまして、合計で26の項目について、トータルで60名の増としております。そのうち主なものといたしましては、中段の児童相談所開設に当たっての体制整備として16名、それから2ページ目になりますが、認定こども園元町幼稚園開設に当たっての体制整備として16名の増としております。

職員定数全体といたしましては、2ページ目の表の一番下でございますとおり、令和6年度2,120名のところ、令和7年度は2,180名とするものでございます。

御報告は以上です。

○高山委員長 続きまして、議案第62号、文京区役所組織条例の一部を改正する条例の提案理由の説明をお願いいたします。

新名企画政策部長。

○新名企画政策部長 ただいま議題とされました議案62号、文京区役所組織条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由を御説明いたします。

議案集の5ページ及び委員会資料第1号をお開きください。

本案は、区児童相談所の設置に伴い、行政組織を再編するため、提案するものでございます。

改正の内容は、第2条で規定する部のうち、子ども家庭部の分掌事務として、「児童相談所に関すること」を追加するものでございます。

施行期日は、令和7年4月1日でございます。

よろしく御審議の上、原案どおり御決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○高山委員長 ありがとうございます。

続きまして、議案第65号、文京区職員定数条例の一部を改正する条例の提案理由の御説明をお願いいたします。

竹田総務部長。

○竹田総務部長 ただいま議題とされました議案第65号、文京区職員定数条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案集データ13ページを御覧ください。

本案は、ただいま報告いたしました資料第9号のとおり、令和7年度の職員定数を2,180人に改めるものでございます。

施行期日については、令和7年4月1日でございます。

以上、本議案につきまして、よろしく御審議の上、原案のとおり御可決くださいますようお願い申し上げます。

○高山委員長 ありがとうございます。

それでは、御質疑をお願いいたします。質疑のある方、挙手願います。

では、上田委員からいきましょうか。

○上田委員 ありがとうございます。

組織改正、それから定数の改正については、納得するものもたくさんあります。確かに様々な業務で必要になってくる人材があり、また、新たな事業に合せて必要になってくる、そういったポストを増設されるということについては、理解をいたします。

例えば、防災危機管理課等は、これまでも防災と危機管理のところ、どっちだっけということになることは多うございましたので、こちらがもしたらい回しが少なくなるというようなことがあるのであれば、ぜひそのようであってほしいなと思います。それは評価したいと思いますし、児童相談所については、一時保護所もありますので、そういった一時保護所長的なポストも必要だろうと。この辺については、特別委員会で言ったので、詳しくは申しませんけれども、必要であろうというふうに思います。

また、脱炭素等については、本当に文京区の地球温暖化対策地域推進計画の地域計画が周回遅れで、これから改定という話で、さらに、もしかしたら国の方針が変わるかもしれないという中で、これは人員を増やしてキャッチアップしなければならないというのは当然であ

りますので、こちらのほうについては理解をいたします。

これから聞いてまいりたいのは、4点ほどあるんですけども、用地・施設マネジメント担当課長については、本会議で他会派から質問がありまして、かなり突っ込んで聞いていただいて、やはり文京区の公共サービス、これから総合戦略の推計であれば、26万人ぐらいまで増えるという、そういう人口推計の中で、必要となる行政サービスの拠点となる公共施設をしっかりと整備していくという意味で、用地取得等も必要になってくるかと思います。そういう意味で、この用地・施設マネジメント担当課長を置かれるというのは、よかったかなというふうに思います。

私も、例えば公社とかというふうに申しましたけれども、公社的な役割を果たせるのであれば、今、例えば所管が学校の隣地に訪問するとかというのであれば、本当に交渉もかなり時間がかかってしまったりとか、その間に売れてしまったりとかというようなことがあったかと思いますので、スピードとか、それから価格面等についてとか、いろいろなね、あとは聞き込みとか、情報収集ということですかね、そういった部分についても、ポストを置かれることによって、そちらのほうスムーズにいくのであれば、期待したいなというふうに思っております。

ただ、松丸議員が聞いてくださった質問のところで、答えてくださってないなと思うのは、どこまでやってくれるのかという問題ですよね。公社等であれば、専門的な、それこそ不動産に関する知識のある方が用地取得について動かれるというふうに思いますけれども、この用地・施設マネジメント担当課長さんがどこまでそれをできるのか。買うんですかとか、交渉するんですかとかというところまで聞いてくださっているにもかかわらず、そのところはふわっと御答弁されているので、この辺はどこまで答えられるのか、答えられるところまでもう少し踏み込んでお答えをお聞きしたいというふうに思います。

○高山委員長 横山企画課長。

○横山企画課長 ありがとうございます。こちらのポストにつきましては、今、御指摘いただきましたような、区の課題について解決を図るために設置したものでございます。実際、お話がありましたように、それぞれの所管課が必要な用地等、今、探して動いているというような状況がございますので、そういった部分につきまして、全庁を通して俯瞰して対応できるようにというところも含めて、このポストで対応したいと思っているところでございます。

そういった中で、御質問がございました今後の方向性の部分につきましてでございますが、

こちらについては、様々な行政需要等の状況がございますので、それぞれのケースに応じて判断をしたいとは思っております。ただ、この担当の課長が中心となりまして、先方と交渉するとか、そういったような部分については、ノウハウもそこで収斂していくことによって、より進めやすい形になるかなとは思っておりますが、実際にその交渉を区として進めるべきかどうかというのは、その都度確認をしながら対応させていただくというふうに考えているところでございます。

○高山委員長 上田委員。

○上田委員 必要に応じて、その用地・施設マネジメント担当課長が行うのか、間に入ってもらえるのか、方法はその都度考えていくけれども、公有地を確保していきたいという思いは分かりました。どういった公有地を確保していくのかについても、これから学校の隣地なのか、それとも道なのか公園なのか、その辺も、もしくは寄贈とかそういったものなのかということも、これからその都度対応していくというふうに考えさせていただいてよろしいのでしょうか。

○高山委員長 横山企画課長。

○横山企画課長 御指摘ありましたように、学校の隣地等については、この間の話題に上がることも多々ございました。そういった状況を踏まえまして、区として、必要に応じて積極的にいくべきところ、またあるいは、そこは状況を見ながら確認するところがあるかと思しますので、こちらの担当を置いたことによって、非常に、あらゆるところに対して購入を進めていくというような方向というよりは、必要に応じてというふうに考えてございます。

○高山委員長 上田委員。

○上田委員 ありがとうございます。例えばですよ、この話、あまり長くなるのはあれですけども、細街路の拡幅とかそういった面であれば、例えば地域整備課が基本的には状況を見ていくべきだというふうに思うんですけども、例えば狹隘になっている、その影響している、例えば土地とかがある場合に、そういった部分について、連携しながら、取得なのか何なのか、方法を考えたりとかして、道だったり公園だったりという部分でもぜひ考えていただきたいと思うのですが、ただ、それはこの担当課長が行うのか、もしくは所管が連携しながらやっていくのか、所管が連携して、さらに何らかのアドバイザーを設けるのか、それはその案件ごとに御対応いただけるというふうに考えてよろしいですね。はい、どうもありがとうございます。

あとは、広報戦略課についてお聞きしたいと思います。

確かに文京区の事業等については、私も報道を見て、他区が何々しますとかというのを見るたびに、これもう文京区でやっているよねとか、うちのほうが進んでいるよねみたいな事業をたくさん見て、確かに、奥ゆかし過ぎて、もう少し広報してもいいかなと思う面はあります。

ただ一方で、その逆もあるわけですね、文京区ってやっぱり質実剛健で、ちゃんと事業をやっていて偉いと思う部分もあるので、例えば広報を目的として、「ばえる」政策を打とうとかというふうな逆転の発想になってしまって、「ウケる」政策とかという発想から、政策を立案することが決してないようにしなければならないというふうに思うのですが、そちらについては、お考えを伺えますでしょうか。

○高山委員長 横山企画課長。

○横山企画課長 御指摘ありがとうございます。御指摘のように、我々が行っている施策がしっかりと届いていくことが必要というふうに考えてございまして、今回の広報戦略課を設けたことにつきましては、これまで区として課題として考えていたものが、要は、様々な施策を行ってはいるんですけれども、それが届かないことによって、効果を発しないということについては、なるべくしっかりと届くような状況をつくっていきたいというところから、今回考えられたものになりますので、御指摘があったように、何か目立つとか「ばえる」とかというのを目的としたものではございません。

○高山委員長 上田委員。

○上田委員 ありがとうございます。そういった広報から、広報発想で政策立案をすることがないように、議会としてもそれはしっかりとチェックしてまいりたいというふうに思います。ぜひ、そちらのほうは気をつけていただきたいというふうに思います。企画課長がおっしゃったように、今やっているいい事業をしっかりと区民の方に使っていただくとか、区民の方にやってないと思われないように、誤解されることがないように、届くようにというのは、とても大事なことだというふうに思いますので、それはぜひやっていただきたいと思います。ただ、今の広報課の例えばホームページを一つ取っても、ちょっと「あれっ」というようなものもありますので、そちらのほうのベースの部分についても、しっかりと底上げをしていただきたいというふうに思います。機能ね。

では、次に行きます。

○高山委員長 結構ありますか。

○上田委員 あと2つ。

○高山委員長 では、テンポよく行きましょう。はい、どうぞどうぞ……。

○上田委員 次は、都市交流担当ですけれども、これちょっと不思議だなと思っているんです。

今、14、交流自治体がありますね。次、水戸市が入って、15ということになりますけれども、そもそも無制限に交流自治体を増やしているから、人が足りないとかということがあるんじゃないかというふうにちょっと心配になっております。確かに、最近、都市交流担当を見ると、もしかしたら機能不全なのかなと思うような場面というのは、間々見ますから、それは確かにそうかもしれないというふうに思いますけれども、それは人を増やせばいいのか、それとも人を替えればいいのか、それとも事業自体を見直せばいいのかという発想で、適正に方法を考えるべきだというふうに思いますけれども、安易に人をつけたのはどうしてか、教えていただけますか。

○高山委員長 横山企画課長。

○横山企画課長 安易にというか、現在の状況をとらえまして、交流自治体とのやり取りというところについては、それが奏功する部分も多々あるという認識がありますので、そういった中でしっかりと、これまで交流してきた自治体とも手を結びつつ、また今後の状況も確認しながらですけれども、新たなところとの対応というのについても、対応はできるようにということで、まずは現状のしっかりとした対応ができるようにということでの人員配置というふうに考えてございます。

○高山委員長 上田委員。

○上田委員 都市交流だけではなくて、花の五大まつりとか祭り系も、今、例えば町連が主催で区民部が持っているお祭りもありますし、都市交流担当がやっている祭りもありますけれども、そういう意味で、本当だったら、例えば部署を統一して、支援ができるような、公平な支援ができるような形等も考えていくべきというふうに思うんです。

そういう中で、安易に人を増やすというのはいかななものかというふうに思いますので、組織の在り方自体について、今後検討をしていただけないかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○高山委員長 横山企画課長。

○横山企画課長 組織の検討については、これまでも行ってまいりましたし、今後もしっかりと行っていきたいと思っておりますので、今、お話しいただいたように、今後、観光の在り方等も含めまして、様々な部署がどういった形で組織となっていくのがよろしいか等については、今後もしっかりと対応していきたいと思います。

○高山委員長 上田委員。

○上田委員 次に、福祉部のほうの事業者支援担当課長について、私、以前から福祉施設担当課長をもう一回復活させたらどうかというふうに申し上げていて、やはり福祉施設等のケア等が、今、不足していたのではないかというふうに、様々な、特に特養ですよね、事業者撤退等を受けて、心配していたところでもありますので、そういった様々な福祉を担ってくださっている事業者との連携を深めていくということは重要だというふうに思います。

事業者支援担当課長というのは、ポストとしてはどういうスキルのある方、事務の方がというふうに伺ってはいますけれども、前の福祉施設担当課長のときには、技術に詳しい方だったとき等もあったかというふうに思います。そういった事業者と円滑に連携しながら、具体的に文京区の福祉施策を進めていくための人員配置、それから人材育成というものが必要になってくるというふうに思いますが、中長期的にこちらのほうの担当課長の仕事について、どのようにお考えか、伺いたいと思います。

○高山委員長 横山企画課長。

○横山企画課長 こちらのポストにつきましては、どちらかという、ハードというよりも、事業者としっかりとコミュニケーションを取って、安定的な経営が行えるように寄り添っていくといったようなことを大切というふうに考えてございますので、スキルと申しますか、そういった役割としましては、しっかりと事業者が話をできる部分と、あとは経営であるとか、区のいわゆる介護の状況であるとか、そういったものがしっかりと説明できるような対応を求めているというふうに考えてございます。

(「ありがとうございました」と言う人あり)

○高山委員長 では、石沢委員。

○石沢委員 私からも、この用地・施設マネジメント担当課長のところで、ちょっと1点お伺いしたいんですが、先ほど用地のことについては、大分御説明いただいたんですけども、既存の施設のこと、この用地・施設マネジメント担当課長が担うのかなというふうにも思うんですけども、例えばですね、いろいろ区内にもかなり古くなっている老朽施設なんかもやっぱりあるかなというふうには思うんですね。

こういった施設がある一方で、ほかにも行政需要を満たさなければならないということで、新規のいろんな施設なんかも造るというふうに思うんですけども、そうなった場合、なかなか、今ある既存の施設に、例えば交流館だとか、そういったものが築40年、50年たっていて、若干後回しにされているのではないのかなというようなことも感じる部分はあるんです

よね。

ですから、こういう地域の古くなっている施設なんかの計画的な改修、やっぱりこういうのをもっと加速させていくようなことも私は必要なんじゃないかなというふうには思っているんです。

そういった点で、用地・施設マネジメント担当課長が新設されることによって、こういった施設の改修、利用しやすくするという部分での取組なんかは加速していくのかどうか。そういうことをぜひやっていただきたいんですけれども、その点についてはどうなのかということをお伺いしたいということです。

それから、職員課のところの人材戦略担当ということですが、今、令和6年度の職員白書なんかを見ますと、20代、30代の職員というのが6割近くを占めているというような状況になっている。年齢ごとの折れ線グラフですか、あれを見ても、20代なんかはやっぱり非常に増えているというようなこともありますよね。

そういう中で、これを見ると、職員育成担当というのが廃止されて、人材戦略担当ということに、一元化ですかね、されるということになると、どうなんでしょう、この育成という点で、このあたりの考え方というのは、どういうふうに整理されて、今回こういうような形のポストの新設になっているのかということを、今、いろいろミスなんかも結構起きているというようなこともありますし、やっぱりそういった点で、このあたりどういうふうに捉えて、今回のポストの設置ということに至ったのかということについてもちょっとお伺いしたいと思います。

○高山委員長 横山企画課長。

○横山企画課長 まず、1点目にございました用地・施設マネジメント担当課長でございます。

こちら、御指摘ありましたように、この間も区としては公共施設等総合管理計画を設けまして、老朽化施設を中心に、今後のスケジュールをしっかりと立てていくといったようなことから、実際、お話がありましたように、スピード感を持って対応していく部分がございます。そういったところを所管する担当の課長があるということにおきましては、それを全庁で俯瞰して進めていくという形になりますので、委員からお話がありましたように、新たな行政需要等についても、全庁で必要性を鑑みながら、施設の改修に当たって、そういった要素も含めて検討していくことができるというふうに考えてございますので、そういった形でこの担当の課長を中心に、また中心とはいいいながらも、それぞれの所管もしっかりと自分ごととして捉えながら、全庁で対応できるものというふうに考えてございます。

○高山委員長 畑中職員課長。

○畑中職員課長 人材戦略担当についてですけれども、御懸念の職員育成が後退してしまうんではないかというようなことは、もちろんなくて、今、人事企画系のほうでは、人事評価を所掌しているんですけれども、その人事評価の結果と、それを踏まえた個別の職員の指導・育成というところの連携がまだ十分に図れていなかったという認識がございまして、そういったところも係を統一することによって、より緊密な連携を取って進めていきたいという趣旨で、今回、人材戦略担当を創設するという考えに至ったというところでございますので、育成は引き続き当然取り組んでいかなければいけない課題と捉えております。

○高山委員長 いいですか。はい。

では、田中香澄委員。

○田中（香）委員 では、早速質問させていただきたいと思います。

広報戦略課についてなんですが、先ほど目的のところで、今まで情報が届かないということによって効果が得られないというような課題があるので、それを克服したいということで、設置をしていただいたと再認識しました。これは私たち、非常に重要だというふうに思っていました。やっとそういった協力的な所管ができたんだなというふうにうれしく思っています。

その情報を届ける仕組み、そしてその手法ということに専門的な知見が加わるというふうに認識しているんですが、民間の部分も活用していただくことができるかどうかということと、また、広報戦略担当がどんな役割で、どのように取り組んで、そういった課題を解決していくのかということを改めて伺っていきたいと思います。

今回も令和7年度のプレス発表につきましては、昨日、私の区政報告会をやらせていただいたときに、皆さんで拝見いたしました。大変皆さん、ダイジェストな感じで知れてよかったというふうに言っておられました。そういったプレス発表の手法も、1年1年上がっているなというふうに思っておりますので、「ばえる」ような政策ということではないですけれども、やはり効果的に皆さんに発信していく、そういったことには力を尽くしていただきたいというふうに思っております。

2つ目に、子ども家庭部の組織のところをまとめて聞いちゃいたいと思うんですが、子ども家庭部の組織のところで伺いたいというふうに思います。

1つ、私はすごく残念だなというふうに思っているのは、今回、子ども家庭部の中で子ども施策推進担当課長のあたりに若者というふうに入れていただきたかったなというふうに思

っています。子ども・若者施策推進担当課長というのがそろそろ入るだろうというふうに思っておりましてけれども、今回それがなかった。

これは、今、子・若計画をやっていたいたり、若者計画も非常に順調にアンケートを吸い上げていただいているということも聞いております。そのあたりのことは、具体的には担当の課長から伺いたいというふうに思いますけれども、少し消極的なふうに感じられます。児童相談所を設置する前から、準備担当課長というふうに文京は銘打ってやってきましたし、まだ若者の事業がなかったとしても、若者という言葉を入れて、若者のこともやっているよという発信をしていくべきだったのではないかなというふうに、このあたりは言及をしたいというふうに思います。

では、ここまでお願いします。

○高山委員長 横山企画課長。

○横山企画課長 まず、1点目の広報戦略課についてでございます。

こちら、お話しいただきました専門性の部分につきましては、今後、アドバイスを受ける仕組み等についても研究していくことによって、区のノウハウを集約していきたいというふうに考えてございます。特に、広報戦略課において、様々な区からの届ける内容を、しっかりとそういうノウハウやスキル、手法等を集約することによって、全庁でそれぞれの課がしっかりと考えてきていることもございますけれども、それが全庁で有効活用できるようにというところも一つハブになる部署というふうに考えてございますので、専門性を生かしながら、区のノウハウを全庁で共有するという目的で考えてございます。

御指摘ありましたように、届け方を工夫していくことによって、しっかりと届くということを大切に考えてございますので、先ほど「ばえる」とか「見せる」というお話もございましたが、これも上田委員の御指摘のとおり、それは目的ではございませんが、手段としては必要な部分があるかというふうに考えてございます。

それから、2点目の子ども家庭部につきましてでございます。

御指摘のように、区としましても、若者についての取組は目下進めているところではございますけれども、今ちょうど、準備担当という意味合いでの御指摘もございましたが、確かに今、準備をしているところという状況でございます。今後、こちらにつきましては、現在、子ども施策推進担当のところ、またそちらの部分も踏まえて、子育て支援課全体で、若者計画の策定に向けて準備を進めていただいておりますので、そういったところを鑑みまして、令和8年度からの計画がスタートするタイミング、あるいは来年度につきましては、児相が

できるということもございまして、子ども家庭部全体の組織も非常に大きくなってくるというところもございしますので、そういった状況を鑑みて、引き続き、考えた形で、今後につなげていきたいと考えてございます。

○高山委員長 田中香澄委員。

○田中（香）委員 広報戦略のことは、鋭意研究していただいて、ステップアップさせていたきたいというふうに思います。

また、若者の文言をしっかりと組織の中に入れていくということに関しては、できるだけ早い段階で決断をしていただいて、入れていたきたいことを付して申し上げたいというふうに思います。

そして、4ページに、区議会事務局に1増員していただいて、本当に今回よかったなというふうに思っています。そしてまた、職員課のところにも、人材戦略担当ということで、積極的に戦略というふうに入れていただいたことはよかったなというふうに思っています。

これは、全体的に関わることなのかなというふうに思うんですが、例えば事務局の仕事量ということに関しては、今のネット中継が始まりまして、区民の要望が非常に多様化していて、また対応も多様化していると。そして、負担といたしますか、そういった仕事も増えているというような状況を、私も23階におりまして目の当たりにしているところでございます。

私自身も、また議員も、職員の皆さんに対して、あるいは区民に対して、また区民が私たち議員に対して、そういったお互いにハラスメントが生じないように、しっかりやっとなきゃいけないなというふうに思っているところなんです。そういった職員を守るという観点で、職員課長の今の取組、あるいは条例の動きなどですね、カスタマーハラスメント、東京都が条例化していますけれども、そういった法律の動きなどに関しまして、また副参事に、また議会に関しましては、事務局長などにも少し御答弁いただけたらと思います。

○高山委員長 畑中職員課長。

○畑中職員課長 御指摘いただきましたカスタマーハラスメントの対応ということで、職員を守らなければいけないというところで、今、文京区では、カスタマーハラスメントの対応のための基本方針というのを検討しているところでございます。年度内にはお示しをできるように、今、準備を進めているところでございます。断固としてそういうものに対しては、反対をしていくという明確な姿勢を打ち出していくという方向でございます。

3月中に、東京都のほうから、公務職場向けのマニュアルの案というものも示されるというふうに聞いておりますので、その東京都から示されるマニュアルも踏まえまして、新年度

になりますけれども、区のマニュアルについても検討を進めてまいりたいという状況でございます。

○高山委員長 山田総務部副参事。

○山田総務部副参事 各地での取組、あるいは法律、条例についての状況について、答弁させていただきます。

例えば今朝のインターネット記事を見ますと、西日本のとある市で、市議会議員が職員に対してハラスメントをしているとして、市長が市議会に防止を申し入れたというような話もある状況でございます。こうした申入れや実際の事案等を踏まえまして、各地で議員のハラスメントの防止等に関して、条例を制定している自治体もございます。そういう状況でございます。

また、先日制定されました東京都のカスハラ防止条例におきましても、その共通のガイドラインの中で、職員との関係では、住民や議員が顧客等に当たるということが示されております。もちろん、議員の方もまた有権者との関係では、有権者が顧客等という位置付けとなり、カスタマーハラスメントを受ける側になるということ、そういったことも示されております。

大切なことは、東京都のガイドラインにも示されておりますとおり、誰もがカスタマーハラスメントの主体となり、その一方で、またカスタマーハラスメントを受ける側ともなり得るということ、そういったことをわきまえまして、そうしたハラスメント自体をなくすんだという意識を皆が持って行動していくことであるというふうに認識しております。

○高山委員長 佐久間事務局長。

○佐久間区議会事務局長 区側におきましても、パワハラ、カスハラに当たるような事例、そういった懸念がある場合には、事務局の中で情報共有等を図っていらっしゃるところでございます。

マニュアルや条例化をしていくということに関しては、区側、また東京都の状況なども勘案しながら、引き続き検討していきたいというふうに考えてございます。

○高山委員長 田中香澄委員。

○田中（香）委員 こういった場で、なかなか皆さんと共有することはないかと思いましたが、改めて問題提起をさせていただきました。

今、山田副参事がおっしゃってくださったように、大切なことは、誰もが主体となるということですので、それはひいていえば、人と人との信頼関係、そして尊重していくというこ

とが奥底に必要なんだろうというふうに思いますので、一つ一つそういうことをやって、一人も残らず、嫌な思いをせずに仕事ができる環境というのを共々につくっていききたいなというふうに思います。

職員定数の話は後でしっただけ。今、一緒に……。

○高山委員長 いや、今ですよ。

○田中(香)委員 今、やっていいんですよ。定数のところで、一昨年も質問させていただきました、管理職の女性の割合のところをちょっと聞いておきたいというふうに思います。

職員全体の管理職の男女比のこと、そして昨年と比較しての変化、昨年は種まきをしていただいているというふうに心強い御答弁がございましたので、今回はその成果についても伺いたいというふうに思います。

また、係長、今回90名昇任されたと聞いております。喜ばしい反面、昨年30名と聞いておりますので、数字だけ見ますと急激な変化だなというふうに思っております。この背景と大意ですね、またこの取組についても伺いたいというふうに思います。

○高山委員長 畑中職員課長。

○畑中職員課長 まず、女性管理職の割合ですけれども、令和6年度につきましては、前年度と変わっておりませんで、10.9%ということで、ちょっと上げていかなければいけない状況であるということは認識をしております。

昨年度、種まきというような言い方をさせていただきましたけれども、管理職を務めるに当たっては、やっぱり区の幅広い業務についての知識が必要になってくるということで、やはり若いうちに企画部門であったり財政部門であったり、そういった区の全体を見る部署に配属をしていくことによって、将来的な管理職ということのイメージも持っていただきたいということもございまして、若い女性職員を中心に企画課、財政課、これまでは人数は割と少なかったんですけれども、意識的に配置をしているようにしております。

配置を始めたばかりでございますので、今時点で直ちに成果ということでは申し上げられるものはないんですけれども、引き続きこういう取組を続けていくことによって、5年後、10年後に自ら管理職を目指す女性が増えていくということを目指して取り組んでいるところでございます。

それから、2点目の係長職のことですけれども、今回、御指摘ありましたとおり、90名合格ということで、例年30名程度というところですので、大幅な人数を合格させたというところなんですけれども、なかなか昨今、管理職もそうですけれども、係長にもなりたがらない

職員の方がかなり増えてきてしまっておりまして、これ文京区だけではなくて、特別区全体での課題という状況でございまして、なかなかたがらないという状況がある中で、一方で、先ほど組織改正がございましたけれども、係長のポストも増やしていかなければいけないという状況でございまして、実際に担っていただく人を何とか確保しなければいけないというところで、今回、これまでは御自身の事情というところに最大限配慮いたしまして、昇任をとどまっていたというところなんですけれども、今回につきましては、ポスト増の状況等もございまして、御本人の意思にかかわらずということで、今回なっただけにふさわしい方を今回推薦をさせていただいたという状況でございます。

人数、なぜこういうふうによくしたかといいますと、やはり係長の負担が大きいというふうに周りから見えているという状況が、なりたがらない要因の一つであるというふうに捉えておりますので、今回90名の方、もちろん、全ての方が直ちにその課務担当主査と言われるポストに就くわけではございませんので、課務担当主査のポストに就かなかった方についても、その課務担当主査に就いている方を支えていただく立場として、主査、職層は変わることによって、今までの職員とは違う立場で改めて係長の仕事を見ていただいて、係長の補佐をしていただく中で、いずれ自分が係長になるというイメージを持っていただきたいという意味も込めまして、今回、このような対応をさせていただいたということでございます。

○高山委員長 田中香澄委員。

○田中（香）委員 今、課長から言っていた後段のところ、御本人の気持ちに寄り添って人事をされてきて、とどまっていくような場面もあったというふうに言われておりまして、今回はそうではなくて、思い切って背中を押していくというふうに方向転換をされたというふうに伺いました。

ただ、そういうことでは本当はなくて、やっぱり実際に配置された男女比がそうになっているということに、もう少し積極的に採用していく、管理職になっていただくという体制をしていくべきだったんじゃないかな。職員を尊重しているように見える一方で、まだまだ男性が中心な部局、そういうふうになっていたのかなというふうに、その辺はちょっと残念に感じました、実際に。

多様性がやっぱり求められる中で、男女比すらも乗り越えられない文京区というふうに言われてはいけないというふうに思っているのも、そういったことをぜひ乗り越えて、だれもが、女性も若手も管理職で頑張れるように、そういった体制にぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。ありがとうございます。

○高山委員長 続きまして、海津委員。

○海津委員 私からも、数点お伺いさせていただきます。

まず、1点目としまして、用地・施設マネジメント担当課長について、皆様のほうからも出ましたけれども、その中でお伺いしたいのは、これから様々進めていって、先ほどもありましたけれども、行政需要をしっかりと見極めてやるということなのですが、現在、この総合戦略からの人口推計を見ると、2038年が約26万人ぐらいになるというふうになっています。その中で、ずっと変わらないのが、年少人口は多少減ってきたり、増えてはいきますが、あれですが、一番大きいのがやはり生産年齢人口以降ですよ、老年人口とか、そうした生産年齢人口というところの在り方、公共施設の在り方というのを考えていかなければならないところだと思います。

そうした中、学校というのが公共施設の中で6割ぐらい占めるはずなのですが、その中で、常に学校が子どもだけの施設というふうな視点で設計されている。とてももったいないことだと思うんですね。ただ、今の学務のほうでは、きちっと千駄木小、それから小日向台町小というのは、そうした意識は持って設計はされています。でも、例えば柳町小学校はどうかといったら、全くそういうふうな視点で使いやすさというのはない。それから、明化小にしてもなかなか難しいだろう。誠之小学校はスタートしましたが、使えるはずだとは思いますが、今も地域開放は進んでいないということからすると、税金をそれだけ投入しながら、非常に限られた子どもたちだけの世界というのは、とてももったいないと思うんですね。およそ、学校が使うのが、日中の、365日の中の200日ぐらい。ほかは使っていないわけですよ。そうした在り方というのは、今回のマネジメントの中で新たに考えられていく視点なのか。

また、柳町小も明化小も今、造っている。でも、もうできちゃったら、またできないんですよ、動線が。そのところをどう考えているのか、ちょっと教えてください。

○高山委員長 それって、組織のことなんですか。今、何か間取りのことを言ってなかった。

(「マネジメント担当課長がどういう認識でやるかという……」という人あり)

○高山委員長 では、間取りのことじゃないんですね。はい。

では、横山企画課長。

○横山企画課長 これまでも、今、お話がございましたように、これから造られる施設等につきましては、学校施設についても、地域開放という視点をしっかりと取り入れていくという

ふうなことについて、私も伺っているところでございます。

既存の施設を改修していく難しさは一部あるかとは思いますが、区全体といたしまして、またこの用地・施設マネジメント担当課長のミッションとしましても、今後の区の行政需要の変化をしっかりと捉えた対応ができるということが大きな課題というふうに考えてございます。

これまでも区の土地の限界というのは、当然限りがあるものになりますので、それをいかに有効活用するかという視点は、当然持つてもございますし、そちらについては、今、お話がありましたように、面だけで考えるだけではなくて、時間軸も含めて、しっかりと有効活用できるというのについては、この間も考えられてきたことになりますので、それをこの担当課長もしっかりと踏まえて、対応していくものというふうに考えてございます。

○高山委員長 海津委員。

○海津委員 ぜひ、せっかくつくっていただいた担当課長ですので、今、進行中のものに関しても、後で何かを加えていかない、改修していかなければならないといったら、物すごいお金がまたさらに増えるわけですね。ですから、そのところは、様々な知見を集めて、そうしたことになるような、全体的な公共施設、用地・施設マネジメントを進めていただきたくお願いいたします。

次に、人材戦略担当に関して伺いたいと思います。今、田中委員のほうからも係長が90人になったということをお伺いしまして、事前の30人から大幅に増やしたと。今回、選考が、今までは筆記というか、あったかと思うんですけれども、今回に關すると、変えて、課長等の推薦だったというふうにお伺いしていますが、どのような推薦によって行われたのかということが、どのような視点を持った推薦を希望されたのか、言われたのか。

それから、本人の事情がなかなか配慮してきたので、係長昇任とかそういうことが難しかったということはあるけれども、やはり本人の事情というのを、例えば令和7年から育児・介護法の改正もありますし、そうしたことを考えていくと、本人の家庭の事情って、実はすごく大事なことになるんじゃないですか。そうしたあたりを、今後どういうふうに配慮されていくのかということもお伺いしたい。

それから、課長推薦だけではなくて、総務部長推薦もあったと聞くんですけれども、そこからもれた、そこはどういう視点でおやりになったのかということもお伺いさせていただきたい。

○高山委員長 畑中職員課長。

○畑中職員課長 係長職の昇任選考ですけれども、以前は筆記試験があったんですけれども、もう大分前に筆記試験というのはなくなりまして、推薦制と、区によっては指名制という言い方をしているようなところもありますけど、そのような形になって、御本人が受験する筆記試験というものは、以前なくなっているというのが前提としてございます。

昨年度まで、今年もそうなんですけれども、基本的に所属長からの推薦ということをベースに行ってきておりました。所属長が複数回、対象の職員と面談を重ねて、勧奨していく中で、最終的に御本人がやりますという方について推薦をいただいていたという状況がございましたが、今年度については、その所属長推薦を終えた段階で、必要とする人数に達しなかったという状況がございました。

そういった状況もございましたので、総務部長推薦という形で、所属長推薦とは別に推薦をさせていただいたということなんですけれども、推薦に当たっての視点ということなんですけれども、当然、係長になる方ですので、これまで働いてこられた勤務実績等ございますので、勤務実績等を考慮して、係長になっていただくに十分な力量がある、ふさわしい方だと思える方を推薦させていただいたということです。

それから、本人事情ということなんですけれども、先ほど、すみません、ちょっと言葉が足りなかったかもしれませんが、本人の事情を全く考慮しないということではもちろんございません。今回は能力、これまでの経験からして、係長職を担っていただくにふさわしい方について、まず係長職という職層に上がっていただこうと、そういう考えで推薦をいたしました。実際に係長といわれるポストに就くかどうかというところについては、御本人の事情、様々ございますので、そこは十分に考慮した上で、職員の配置のところで対応していくということで、現在考えているところでございます。

○高山委員長 海津委員。

○海津委員 必要とする人数というのが、今、お伺いしていくと、90人だったということなんですよね。管理職、課長等からの推薦があったけれども、その中で90人の枠にいなかったから、必要とするところを総務部長推薦ということでやられたというふうに私は理解したんですけれども、それで間違いないですかね。

○高山委員長 畑中職員課長。

○畑中職員課長 これまでは、必要となるポスト数ぎりぎりの数の方を昇任させていたという状況があるんですけれども、先ほど申し上げたとおり、1人の係長を複数の主査が支えるというような形を取ることによって、係長の負担を軽減させるとともに、今後、係長になって

いく方の準備期間を設けると。そういう趣旨で、今回90名推薦をしたということで、来年度、90名が必要だったということではなくて、そういう将来的な展望も含めての90名というふうに御理解いただければと思います。

○高山委員長 海津委員。

○海津委員 ぜひ、将来、区民サービスの向上につながるような今回の戦略にしていっていただきたいと思います。

その中で、もう少し、人材育成というところで、先ほどハラスメントの話が出ていましたけれども、当然、様々なハラスメントというのは、区民からのハラスメント、議員からものかもしれないかもしれませんが、考えていかなければいけないというところはあると思います。ただ、行政としては、その基本にあるのは、区民に対してきちっと、ハラスメントじゃないですけども、適切な情報提供というのがベースになくちゃいけないと思うんですね。

やはり怒られたりとか様々される方々のお話を聞いていると、適切な、本来伝えるべき情報が伝わってなかったりとか、水際作戦に近いような、諦めさせているような情報提供の在り方があったりとかすることも、私は自分の御相談の中でも感じております。

ですから、そうした行政自身、職員側、議員も含めですけど、しっかりとそうしたことというのを考えて、ベースになくちゃいけないと思うんですけども、そのあたりを人材育成としてどのように考えているか、教えてください。

○高山委員長 そうしたことというのは、情報提供の在り方ということ。

はい、畑中職員課長。

○畑中職員課長 公務員として、働く立場として、当然、区民の方々に必要な情報を適宜適切に提供していくということは当然やらなければいけないことですし、今回もカスタマーハラスメントの件につきましても、区民の方からの苦情や相談全てをカスタマーハラスメントと、そういうふうに位置付けるわけではなくて、当然、基本としては、真摯に対応していくという前提にありつつも、過度なものについては、しっかりカスタマーハラスメントとして定義をして、毅然と対応していくということで、そのカスタマーハラスメントの定義等々も含めまして、今後、マニュアル等ではしっかりうたっていきたいというふうに考えております。

○高山委員長 海津委員。

○海津委員 ぜひ、職員自身の関わりですね、そのところ、情報提供も含めて、しっかりと調査してやっていっていただくことをお願いいたします。

次に、子ども家庭部のところでお伺いさせていただきます。

区長は施政方針で、児童福祉機能と母子機能を併せ持つこども家庭センターを整備すると明言されています。そこで、整備ってどういうことなんだということをまずお伺いしたいと思います。

○高山委員長 横山企画課長。

○横山企画課長 こちらで申し上げた整備ということにつきましては、こども家庭センターの機能を保健サービスセンターと、あと子ども家庭支援センターの業務の中でしっかりと整えて対応ができるようにしていくということで申し上げたものでございます。

○高山委員長 海津委員。

○海津委員 国の昨年度の5月1日現在での調査ですと、こども家庭センターの設置状況は、市区町村で876か所で、約50.3%とされているんですね。例えば文京区がこども家庭センターを整備していますか、設置していますかと聞かれたときには、文京区はどのように回答されるんですか。

○高山委員長 ちょっと一問一答だとテンポが悪くなる。もっといろいろ、どんどん聞いて…。

○海津委員 ごめんなさい。設置されるのかということ、知りたいと思います。今のこども家庭センターというのは、要は、今言われたような、機能をより充実させて発展させるために、こども家庭センターを設置するわけですね、整備するわけです。なんだけれども、機能だから、こども家庭センターが、さも、ここの組織表のところに書かなくてもいいように私には見えるんですね。ここの中で、児童相談所の所長のところはあるんですが、こども家庭センターというのがどこにもないんですね。なので、そのところがお伺いしたい。

そうした中で、あと、こども家庭センターについては、どこの誰が責任を持つのか。例えば子ども家庭支援センターと保健衛生部のほうの副区長の担任事項もそれぞれ別になっているんですね、2つに分かれちゃっている。子ども家庭支援センターも保健衛生部と子ども家庭部に分かれている。では、こども家庭センターは、どこのところに位置されて、誰が責任を持つのかというのが分からないので、併せて教えてください。

○高山委員長 横山企画課長。

○横山企画課長 本区といたしましては、今度の人事の中で統括支援員を保健サービスセンターにも配置をすることとしてございますので、そういった中で、機能設置を行えたという形になりますので、令和7年4月1日を持って設置というふうに考えてございます。

また、そういった中で、責任者たる部分につきましては、センター長を担うポストとして

は、子ども家庭支援センターの所長が担うというふうにしてございますので、そういった責任の所在については、子ども家庭支援センターの所長が担うものというふうに考えてございます。

○高山委員長 海津委員。

○海津委員 所管の担当課長も部長もいらっしゃらないので、これは引き続き、補正予算のところで伺いしたいと思いますが、今の話からすると、子ども家庭部が全て責任を持つという考え方でいいんですよね、今のお話からすると。ちょっとそこだけ御確認させて……。

○高山委員長 横山企画課長。

○横山企画課長 こども家庭センターの機能をしっかりと担保していくということにおきましては、子ども家庭支援センターの所長がしっかりと対応していくというふうな状況ではございますけれども、本区としましては、様々な部署が連携をすることによって、本機能も含め、様々な行政需要に対応していくというふうにしてございますので、それぞれの職員、それぞれの所属するところについては、各自分担をしながら、また合議をしながら、対応していくというふうに考えてございます。

○高山委員長 いいですか。はい。

山田ひろこ委員。

○山田委員 私からも、広報戦略のところでお聞きします。

もう既に2人の委員からも質問、そして答弁があるので、大体のこの戦略という意味での狙いというのは分かりました。大変、私もこの戦略ということが、名称が変わっただけで、非常に前向きさを感じて、よいなというふうに思っております。

戦略といえば、やはりただ推進とは違って、様々な手法とか手段を使って、そしてやっぱり変化、よい変化ね、が表れてくるところにその戦略の意味というのがあるとは思いますが、私、以前にも、広報のところで、区民参画というところに絡ませて、ちょっとお願いをしたことはあるんですけれども、区が様々な例えば公共施設の整備をやったりとか、それからマスタープランだったりとか、総合戦略改定とかなったときに、パブリックコメントをやったり、またはその現地での説明会をやったり、オープンハウス型の説明会をやったりと、様々な手法で区民の声を拾い上げるということはやられてはきている。

だけれども、やはり知らなかったとかいう区民、そういうのがあったんだという、そういう声が届くことも事実であると。そういう中で、やはりしっかりそれは、区がやっている施策に関しては、区民参画をうたっている中でも、上手にね、やはり届くその計画、こういう

のを今やっていますとか、意見を求めていますというのがやはりうまく届くというのも、広報としてしっかりそれを捉えてほしいと。

例えば、公園の整備だったら、みどり公園課が担当してやられるわけですね。区報にも出たりとか、あとホームページにも出たりしますが、おおむね、大体区民が見ているというのは、区報だったりとかホームページが多いと思うんですけども、そういうところにある一定、広報としての各課がそれぞれそのページでこれこれをやりますというふうになると、そこを見てなかっただけで、スルーされてしまうことがある。そういう懸念があるので、広報としての、例えばホームページだったら、最初の見出しにぽんと出てきて、そこから入っていけるとか、区報「ぶんきょう」だったら、トップページに、今ちょうどやられている区民のパブリックコメントやら、それから説明会などがこういうのがやられていますというのが、見せ方ですかね、そういったところも非常に工夫をして、区民を参画させるという意味の広報というとらえ方もしっかりやっていただきたいということを、前もお願いしたんですが、そのところも今回、そういったところを反映していくのかというところだけ確認させてください。

○高山委員長 横山企画課長。

○横山企画課長 御指摘ありましたとおり、まず課の名前を変えるということにつきましては、しっかりと再編成するということと、お話がありましたように、戦略という名前を設けたことによって、区がこれまでになかった変化、世の中としてはあるものはあるんですけども、区としてなかなか取り入れてこれなかったような状況について、しっかりと取り入れて進めていくというところをもって、こういった名前にさせていただいたところがございます。

そういった中の一つとして、今、御指摘がありましたように、広報というのは、多く、広く知らしめるというのが当然ミッションにはなってくるんですけども、御指摘あったように、様々な広報媒体の活用についても、どうしても届いてなかったというような状況もあったのはございます。そういったものをいかに、メディアの有効活用であるとか、手法のところについては、先ほども申し上げましたように、ノウハウを集めていくことによって、よりよい広報の仕方ができるのではないかというふうに考えてございますので、区報の使い方であるとか、ホームページの活用の方法、また最近ではSNSの活用方法も様々ございますけれども、それがよりよく、しっかりと伝わるような手法を、ここの課を中心に考えていきたいと。もちろん、所管とも連携しながらやっていくというふうに考えてございます。

○高山委員長 山田委員。

○山田委員 まさしく、本当に様々な媒体で、これまでも広報はしてきました。けれども、それでもなかなか改良されていかなかったという部分で、やはりそこはしっかりと見直しして、どうしたらそこが改良、改善できるのかというところは、ぜひこの機会に努めていただきたいなと思っています。よろしくお願いいたします。

○高山委員長 では、金子副委員長。

○金子副委員長 では、まず定数のほうで、全体の定数としては、条例上の定数は2,180人ということになっており、23万から24万のこの区民という、皆さんの様々なニーズにしっかり応える体制をつくっていただきたいと思うわけでありますが、このほかに、職員白書で従来見ますと、地方公共団体定員管理調査ということで、実際にいる正規の職員の方の人数というのも併記されているわけであります。令和6年度でいうと、条例上の定数を123人上回っており、2,223人というふうに書かれている。新年度は、これどういうことになるのかというのを1点確認したいというふうに思います。

それとの関連で、正規の職員の方を様々な部門で増やしていただいているわけですが、1点、技能系職員の取扱いという点では、この間、子ども委員会でも少し、私たちだけでなく、ほかの会派の方も述べられたように、区立保育園の調理などの部門で、増やしていく必要があるのではないか。原則不補充のところを、実態からすれば、調理の委託の業者さんがプロポーザルで、1社プロポーザルになり、1回目のプロポーザルが飛んで、2回目を緊急にやらざるを得ないというような状況が出ている。

学校給食の分野でも、他自治体の例ですけれども、給食提供ができなくなるというような、委託の方式で。そういうようなことで混乱が起きるといような事態が起きており、そういう民間事業者の市場状況からしても、公的な部分での正規職員の計画的な増員ということで、当然いいと思うんですけれども、技能3というところで、増やしていく必要があるんじゃないかというふうに、私も子ども委員会の質疑をやって、ほかの会派の方も述べられていて、そのとおりだなと思ったんですけれども、この点はどのように考えるのかというのを聞いておきたいと思います。

あと2点、この職員定数の変更の資料上ですね、委員の皆さんが聞かれてきた、用地・施設マネジメント担当課長さんの説明のところで、その後、政策研究事業体制の強化というのが入っているんですね。これは何を意味するのかということで、既に政策研究担当課長さんというのがあるわけですね。だから、字面だけでいうと、事業体制の強化というところは、何を指す機能というのかな、役割というのかな、ことになるのかというのを確認したいとい

うこと。

その次のプロモーション・マーケティング機能、いろんな施策や事業をやっているよとか、これをやりますよとか、やった結果だとか、そういうのを区民の皆さんに届ける届け方をよりよくというふうな意味だというのはあったんですけども、プロモーション・マーケティングという言葉は、商品の特徴とか役割なんかをよりよく消費者の人に伝えて、買ってもらうための一つの方法論みたいな、そういうもともとという言葉ですね。

自治体は、商品を買ってもらわなければならないので、むしろ、この間使ってきた言葉でいえば、区民参画をもっと発展させるとか、住民自治の発展につながる、そういう角度での広報の役割の機能強化というのが、本来、私はあるべき姿だというふうに思いますけれども、この言葉に込められた意味は、私が今、読み込んだことと何か違いがあるのかなのか、説明を聞きたいということでもあります。

○高山委員長 畑中職員課長。

○畑中職員課長 まず、定数についてですけども、今回お示ししておりますのは、条例定数ということなんですけれども、こちらについては、職の数というふうに御理解いただければよろしいかと思っておりますけれども、文京区として事業を進めていく中で、必要なポスト、人数のことを分かりやすく言うとお示ししているものになります。

あと、実際に働いている人数というのは、当然これとは異なってくる部分がございます、御指摘ありました白書に出ている数字というのは、総務省が毎年実施しております地方公共団体定員管理調査ということで、これは全国の自治体が同一の条件で出した数字ということになります。その決まりに基づいて出した数字が、昨年で申しますと2,223という数字になっておりますので、ここの若干の違いがあるというところでございます。

それから、技能系の退職不補充というところですけども、原則、退職不補充という方針については、以前より変わりがございまして、引き続きその方針でやっていくんですけども、総合戦略のほうにも記載させていただきましたとおり、区民生活と密接に関係する災害等ですね、区民の安全に関わるようなものについては、定員補充に加えて、今回、プラスチックの分別回収のところで増員もしておりますけれども、このような形で、必要な場合には補充をします。原則不補充という方針の下にありながらも、そういう区民の生活に密接に関係する部分については、その限りではないという取扱いでございます。

○高山委員長 横山企画課長。

○横山企画課長 続きまして、定数のところの資料にございます、用地・施設マネジメント担

当課長の仕事の部分についてでございますが、こちらに記載してございますのは、現在におきましては、政策研究担当課長のほうで、公共施設マネジメントの管理運営というのもやっていますところでございますが、そういったところについてを担う担当課長を設けることによりまして、そういった意味で、政策研究の事業がしっかりと行える体制がつくられるといったようなことから記載をさせていただいたものでございます。

それから、広報戦略課のところについてでございますが、こちらの表現といたしましては、マーケティングやプロモーションという表現はさせていただいてございます。こちらについてですけれども、今般、私どもが様々な施策、自治であるとか区民参画というところにつきましては、企画課のほうで担っている部分がございまして、そういったところも含めまして、様々な課が様々な施策なり計画事業等を行っております。そういったものがしっかりと区民に伝わるというところを担う部署というふうに考えてございますので、そういったそれぞれの施策の中身については、各所管課のほうで今後もしっかりと対応していくところにはなりますけれども、それを文京区がどういった、いわゆる市場ですね、マーケットがどういふものがあるのか、区民に対してどういう表現をしたら伝わりやすいのかといったような分析や研究を行う部分と、それをいかに伝える手法があるのかといったような観点から、マーケティングとプロモーションというふうに表現させていただいたものでございます。

そういったことから、施策の中身については、しっかりと今後も所管課が研究を重ねるとともに、見せ方、伝え方について、広報戦略課とともに伝えていきたいというふうに考えてございます。

○高山委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 先ほど前半のほうの答弁で、要するに2,180人にプラスする人数というのは、今の段階では出ないということですか。

それから、調理の技能3のところについては、原則のその考え方は分かっているんですけれども、今、そういう状況は変わってきているという状況を私、お示したんですよ、子ども委員会にお示した方もいましたけれども。だから、その点については、今度、例外に、調理3についてはなっている、そういう状況があるということについて、その認識を聞いたんです。そこを述べられてなかったんで、ちょっと答弁いただきたいんです。

○高山委員長 畑中職員課長。

○畑中職員課長 この定数外の人数、いわゆる課員という言い方をしておりますけれども、その課員の人数、令和7年度については130名でございます。

それから、調理業務につきましては、先ほど申し上げたとおり、原則退職不補充ということなんですけれども、必要性がある場合にはということにしておりますので、その所属のほうとの調整の上、全体のこの人事査定の中で必要と判断すればということにはなりますけれども、原則退職不補充という方針には変わりはありません。

○高山委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 分かりました。技能3のところについては、先ほど述べたような状況があるので、必要になってきていると明確に言えると思いますが、その点については、意見として申し上げておきたいと思います。

○高山委員長 それでは、質疑を終わりました、態度表明に移ります。

まず、議案第62号、文京区役所組織条例の一部を改正する条例について、各会派の態度表明をお願いします。

自由民主党さん。

○松平委員 議案第62号、文京区役所組織条例の一部を改正する条例です。

これは、児童相談所の設置に伴って、この条例の第2条の子ども家庭部のところに、児童相談所に関することを追記するということでございますので、何ら問題ないというふうに思っております。4月1日からしっかりと実務に当たっていただきたいと思えます。

なので、自由民主党、賛成をいたします。

○高山委員長 AGORAさん。

○上田委員 議案第62号、賛成です。

○高山委員長 公明党さん。

○田中（香）委員 議案第62号、賛成です。

○高山委員長 日本共産党さん。

○石沢委員 議案第62号、文京区児童相談所の設置に伴い、児童相談所の設置に関する内容を記載するという内容で、賛成いたします。

○高山委員長 それでは、議案第62号の審査結果を御報告いたします。

賛成が8、反対がゼロ、よって原案を可決すべきものと決定いたします。

続きまして、議案第65号、文京区職員定数条例の一部を改正する条例について、各会派の態度表明をお願いします。

日本共産党さん。

○石沢委員 文京区の人口増に伴って行政需要も増え、職員定数等増やすのは必要な取組だと思います。引き続き、必要な人員、しっかりと確保していただいて、行政ニーズに答えていただきたいというふうに思います。

それから、質疑の中で指摘した部分は、意見として付して、日本共産党文京区議団は議案第65号、賛成いたします。

○高山委員長 公明党さん。

○田中(香)委員 議案第65号ですけれども、今回の行政需要に対応する組織改正や職員定数の改定については、先ほど管理職の男女比の比率を上げてほしいなどの意見を述べさせていただきました。そういったことを付しまして、公明党として賛成いたします。

○高山委員長 AGORAさん。

○上田委員 充実した行政サービスを行っていただくために、職員定数を見直すという事は理解いたしました。文京区の職員さん皆さんに活躍していただきたいという思いもありますし、キャリアパスも引き継いでいってもらいたいというふうに思うんですけれども、先ほどの係長職の話については、子や家庭の状況により両立が困難となる場合もあるかというふうに思います。労働者の離職を防ぐ観点からも、御意向のほうを確認して、その御意向を十分に配慮した形で行っていただきたいという意見を付しまして、賛成をいたします。

○高山委員長 自由民主党さん。

○山田委員 行政にも多種多様なサービスが求められているわけであって、そのために組織を改正したり、それから新しい施設を造って、専門知識のある人材を登用したりすることというのは、とても重要なことです。

ただ、一点だけ申し添えておきたいことは、やはりそういった中でもデジタル化、それから業務効率化を図りながら、また場合によっては、民間の活用も考えるなどして、総合的に行政改革というものを進めていってほしいというふうに思っております。

その意見を付して、自民党は、議案第65号、賛成です。

○高山委員長 それでは、議案第65号の審査結果を御報告いたします。

賛成が8、反対がゼロ、よって原案を可決すべきものと決定いたします。

続いて、議案第63号、文京区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例です。

それでは、提案理由の御説明をお願いいたします。

新企画政策部長。

○新企画政策部長 ただいま議題とされました議案第63号、文京区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由を御説明いたします。

議案集の7ページ及び委員会資料第2号をお開きください。

本案は、区議会議員の議員報酬月額並びに区長、副区長及び教育委員会教育長の給料月額の改定に伴い、行政委員等の報酬を改定するため、提案するものでございます。

改正の内容は、資料第2号に記載の新旧対照表のとおりで、施行期日は令和7年4月1日でございます。

よろしく御審議の上、原案どおり御決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○高山委員長 それでは、御質疑ある方、挙手願います。

石沢委員。

○石沢委員 行政委員会の委員の報酬を今回改正するという内容なんですけれども、ちょっと1点確認したいのは、去年もこの議案が出て、報酬が引き上がっていて、そのときに私も質疑しました。それで、区長、教育長、そして副区長、また議員の報酬というのは、報酬審議会で審議され、その答申が出るということで、それに基づいて引き上げられるということだったんですけれども、この行政委員会については、慣例ということで、そのときは御答弁があったかと思います。それで、この慣例ですね、これは一体いつからこの慣例というのが始まっているのかということをお伺いしたい。

それから、この報酬ですね、これ遡及して支払われるのかどうかということも1点確認をしたいというふうに思います。

○高山委員長 進財政課長。

○進財政課長 大分昔になるんですけれども、慣例というか、こういったやり方が始まったのは、昭和51年第3回定例会総務区民委員会で了解を得て、そこから慣例として、こういったやり方がずっと続いているという形になります。

その際には、原則として、適用月日、こちらにつきましては、遡及せずに、改定案を提案した翌月から適用させる、そういったところも了解されているところとなっております。

○高山委員長 ということで、では態度表明にいきます。

それでは、各会派の態度表明をお願いいたします。

自由民主党さん。

○松平委員 議案第63号でございます。行政委員等の報酬の改定ですが、区議の報酬、区長、

副区長、教育長の給料月額の改定に伴った形での改正ということでございますので、民間企業も賃上げを行っている中での妥当な改正だと思います。問題ないと思いますので、自民党、議案第63号、賛成をいたします。

○高山委員長 AGORAさん。

○上田委員 職員さんの報酬に連動して、特別職の報酬も引き上げて、特別職の報酬に連動して、また行政委員の方の費用弁償、報酬を改定するという条例でございますので、賛成をいたします。

○高山委員長 公明党さん。

○田中(香)委員 議案第63号ですけれども、職員、区長、教育長、議員、これに引き続いて、行政委員の皆さんの報酬改定ということですので、公明党、賛成です。

○高山委員長 日本共産党さん。

○石沢委員 議案第63号ですけれども、これは特別職の報酬と連動して、今回引き上げられると。これは慣例ということで、この間引き上げられてきて、そのことについては、昭和51年の区の基本方針でそういうことが決められたということが分かりました。

それで、去年のときも私、申し上げたんですけれども、現状でも行政委員会の委員等の報酬については、一定の金額の報酬が確保されているだろうというふうに私たちは認識しているところでございます。ですので、現状でも一定の報酬が確保されているということですので、議案第63号については、日本共産党区議団は反対をいたします。

○高山委員長 ありがとうございます。

それでは、議案第63号の審査結果を御報告いたします。

賛成が6、反対2、よって原案を可決すべきものと決定いたします。

続きまして、議案第64号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例です。

それでは、提案理由の説明をお願いいたします。

竹田総務部長。

○竹田総務部長 ただいま議題とされました議案第64号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、提案理由を御説明申し上げます。

それでは、お手元の議案集データの9ページを御覧ください。

本案は、刑法の一部改正により、刑罰のうち禁固及び懲役が拘禁刑に改められることに伴い、これらに該当する文言を含む7条例の規定を整備するものでございます。

施行期日は、令和7年6月1日で、所要の経過措置を定めるものでございます。

以上、御説明申し上げました議案につきまして、よろしく御審議の上、原案のとおり御議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○高山委員長 それでは、御質疑はいいですかね。

金子副委員長。

○金子副委員長 刑法の改正に伴うということであります。その内容をちょっと確認しておきたいんですが、懲役と禁固刑が、刑罰の類型として別々に定められてきた経過があったということです。懲役というのは、最近の言い方と言うと、刑務作業というふうに言うらしいですけれども、定役と言っていたりするかと思うんですが、懲役は定役が科せられる。禁固刑は、それはないということになっていたわけですね。

この懲役と禁固の区別をなくして、どっちにするかということについての国家の意思を排除するという観点から、拘禁刑というような、一つの自由刑にするべきという、単一刑論というのは従前からあったというのは私も承知をしております。なぜこれが今回、その区別がなくなったのかというのを1点確認したいというのが1つ。

それから、そういうふうに単一の刑にするということについては、国連の被拘禁者処遇最低基準規則というのがあるそうで、刑期が許す限り、釈放後、法を遵守する自立した生活を営む意思や能力を持たせることを、刑罰というのは目的としなければいけないということを前提として、社会復帰の支援を国家の側に義務付けて、受刑者には社会復帰のための処遇に能動的に参加する権利を保障するべきだということをこの規則は言っているそうなんです。

今回、改定された拘禁刑の下で、懲罰の威嚇の下に、改善、更生をし得るというようなことになれば、こういう国際的に求められる受刑者の処遇水準からかけ離れてしまうのではないかという危惧が言われているわけでありまして、そういう点での区の提案者の認識を確認をしたいということでもあります。

○高山委員長 武藤総務課長。

○武藤総務課長 まず、1点目の単一化のところでございますが、実態として、犯罪白書のほうにもあるんですけれども、禁固刑受刑者の割合というのは、懲役刑と比べて非常に少ないということになってございます。また、禁固刑受刑者の8割以上については、禁固刑につきましては刑務作業任意となつてございますが、実際には刑務作業に従事しているという実態があるということで、国におきまして、この区別をする必要性が乏しいということで、単一化されることになったという状況でございます。

また、2点目の御質問につきましては、今回の刑法改正につきましては、その意義等を踏まえまして、国において議論された結果というふうに捉えてございますが、今回の改正につきましては、社会復帰に向けたという点では、各受刑者の特性に応じまして、処遇、改善更生、また再犯防止ということで、受刑者への支援をしていくという趣旨も含まれておりますので、必要な改正というふうに考えてございます。

○高山委員長 いいでしょうか。はい。

それでは、各会派の態度表明をお願いいたします。

日本共産党さん。

○金子副委員長 議案64号の刑法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例ということであります。質疑の中で述べたように、刑法改正そのものについての、私たちは危惧を持っております。それについて、区の説明は分かりました。

それで、刑法がそういうふうに刑罰の類型を変えたということを引用する形での改正ということになります。刑事法の分野については、当然、罪刑法定主義、もしくは刑罰の類型をはじめ、どういうときに処罰されるのかということについて、法令上、明確にされておかなければならないという原則もあります。

そうした点から、この単一の刑にするということについては、先ほど述べた国際的な基準規則などの観点から、極めて本来慎重にしなければならない法改定であったというふうに私たちは捉えています。

しかしながら、そうした刑法の基本原則の観点から、64号につきましては、反対には至らないということで、賛成をいたします。

○高山委員長 では、公明党さん。

○田中（香）委員 公明党、議案第64号、刑法の一部を改正する法律の施行に伴って規定を整備するということですので、了承いたしました。賛成いたします。

○高山委員長 AGORAさん。

○上田委員 私たちも、刑法の改正の段階で様々な議論があったということは、一応調べてはみましたけれども、刑法が改正されて、そしてこの刑法に合せて条例の文言を整備するということは、必要なことというふうに考えますので、賛成をいたします。

○高山委員長 自由民主党さん。

○松平委員 議案第64号です。先ほど総務課長からも御答弁ありましたけれども、刑務作業をやられる禁固刑の方、任意だったものですが、懲役の義務の方と同じように禁固刑の

方もしっかり刑務作業にも当たっているという、実態に合せた形での禁固と懲役を一本化するということで、拘禁刑というふうに文言を整備するというふうに理解をしております。

それに関連する区の条例の文言の規定の整備でございますので、問題ないと思いますので、自由民主党、賛成をいたします。

○高山委員長 それでは、議案第64号の審査結果を御報告いたします。

賛成が8、反対がゼロ、よって本案を可決すべきものと決定いたします。

続いて、議案第74号、文京シビックセンター25・26階改修工事請負契約、議案第75号、文京シビックセンター25・26階改修機械設備工事請負契約です。

それでは、提案理由の御説明をお願いします。

竹田総務部長。

○竹田総務部長 ただいま議題とされました議案第74号及び第75号について、提案理由を御説明いたします。

まず、議案第74号、文京シビックセンター25・26階改修工事請負契約です。

議案集データの45ページ及び工事概要を御覧ください。

本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。

まず、契約の目的は、文京シビックセンター25・26階の改修工事でございます。

次に、契約の方法でございますが、制限付き一般競争入札によりまして、去る1月14日に入札を行いましたところ、予定価格の範囲内での入札がなく、落札者がなかったため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、随意契約により同日に仮契約を締結いたしました。

次に、契約金額は、金3億6,619万円でございます。

契約の相手方は、東京都文京区千石三丁目29番26の101号、山口建設株式会社、代表取締役、山口巖でございます。

なお、工期、支出科目等は、データの46ページに記載のとおりでございます。

続きまして、議案第75号、文京シビックセンター25・26階改修機械設備工事請負契約です。

議案集データの47ページ及び工事概要を御覧ください。

本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。

まず、契約の目的は、文京シビックセンター25・26階の改修機械設備工事でございます。

次に、契約の方法でございますが、制限付き一般競争入札によりまして、去る1月15日に入札を行い、最低金額入札者と同日に仮契約を締結いたしました。

次に、契約金額は、金4億1,250万円でございます。

契約の相手方は、酒井・高橋・松嶋建設共同企業体、構成員の代表者は、東京都文京区大塚六丁目11番12号、酒井工業株式会社、代表取締役、酒井孝。

ほかの構成員は、東京都文京区千石四丁目14番10号、株式会社高橋管工社、代表取締役、高橋直和。東京都文京区本郷四丁目35番14号、松嶋建設工業株式会社、代表取締役、安田洋之でございます。

なお、工期、支出科目等は、データの48ページに記載のとおりでございます。

よろしく御審議の上、原案のとおり御議決賜りますよう、お願いいたします。

○高山委員長 ありがとうございます。

それでは、質疑をお願いいたします。

山田委員。

○山田委員 これ、まず2つ、いいんですよね、質問はね。

○高山委員長 そうです。

○山田委員 74号のほうの改修工事請負契約、建築のほうですね、こちらのほうが契約が随意契約というふうになっているというところが、なぜ随意契約となったのかの御説明と。

それからあと、建築工事と機械設備工事の工期が同じなんですね。これもし建築のほうで延びた場合というのは、機械設備さんのほうはもうどういう感じで、押せ押せで間に合わせてやっていかなければならないという状況が起きるのか、ちょっとその辺のところを教えてください。

○高山委員長 坂田契約管財課長。

○坂田契約管財課長 今、随意契約という御質問ですけれども、今回の入札ですけれども、1月に入札を行いまして、2社の応札がありました。1回目、2回目と入札を行ったんですけれども、予定価格以上だったために、最低金額の入札者、今回の事業者ですけれども、から見積書を聴取しまして、予定価格以下であったので、随意契約として仮契約を行ったものでございます。

○高山委員長 松永施設管理部長。

○松永施設管理部長 今回の工事につきましては、そういった設備工事にしわ寄せがないように、建築の事業者、あと設備事業者、あと区とも連携を取りながら、しっかりとスケジュールを遅れないようにやっていきたいと考えてございます。

○高山委員長 山田委員。

○山田委員 連携を取りながらというふうにはおっしゃられたんですけども、やはり建築現場も働き方改革が今進められていて、なかなか人を、例えば夜間だったり、土曜・日曜とかに人を配置するというのが、状況が難しくなっていたりしているわけですね。

一つ懸念されるのは、この工事が、では日中、主にできるのか、それともやはり音や振動などを考えたときに、夜間になるのかとか、その辺の工事の入り方というのはどうなのか。その辺、御説明いただけますか。

○高山委員長 松永施設管理部長。

○松永施設管理部長 今回の工事につきましては、基本的に夜間を考えてございます。ですので、人件費等についても日中よりも高い金額で契約、こちら見積って契約をしてございます。

○高山委員長 山田委員。

○山田委員 夜間がほとんどなんですね。はい。もちろん人件費等、そこをのせていただけるということですが、やはり夜間は夜間で、そういった意味では人材、職員、職人さん、人材というところが大変気になるところでありますので、しっかりその辺のところは業者さんと打合せをしながら、進めていってほしい。

あと、工夫をしながら、例えば日中できるものもあるのであれば、そういったところも臨機応変に対応して差し上げてほしいなというふうに思います。

それとあと、よく言われているのが、現場代理人さんがいると思うんですね、工事がないうちにまで、以前は常駐していなければいけなかったという現場代理人さん、これは今回もやはりそういった状況が起きるのか。やはりこれも人手不足ということでは言われていまして、ほかの現場と掛け持ちしながらでも入りたいという声が上がっていました。なので、そういったところも合せてちょっとお聞きしたいと思います。

○高山委員長 坂田契約管財課長。

○坂田契約管財課長 現場代理人につきましては、工事現場に1名配置ということで、そういった様々な運営や、契約に関する事項について、責任を持って行使していただくような役割はございます。

先月1月からですけども、ほかの工事との兼任を認める基準の緩和を行ったところでご

ざいます。合計2件までの工事で、区発注の区内工事であることですか、あるいは4,000未満の工事であることが対象となる工事なんですけれども、今、委員、お話のあったとおり、建設事業者の受注機会の拡大を図られるものと考えておりますので、今後、こういったところを、周知を、現在も行っているところなんですけれども、進めていきたいと考えております。

○高山委員長 山田委員。

○山田委員 ありがとうございます。でも、これ4,000未満じゃないから、これに関してはですよね、多分ね。はい。

○高山委員長 では、続いていいですか、金子副委員長。

○金子副委員長 では、2本の工事契約について、まとめて聞くわけですが、今回、工事のフロアは、25階と26階ということで、附属の説明資料には、工事対象の……。

○高山委員長 あ、質問するの。

○金子副委員長 いいの。

○高山委員長 いいですよ、当てちゃったから、先やってください。

○金子副委員長 資料には、改修範囲が斜線を引いて記されておりますね。したがって、ちょっと最初に教えてほしいんですけど、25階、26階の工事対象となる床面積は、それぞれ何平米になりますか。

○高山委員長 松永施設管理部長。

○松永施設管理部長 25階は652平米、26階が604平米、27階は479平米の合計1,735平米となっております。

○高山委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 分かりました。27階の機械室の分まで述べていただきましたけれども、そこまで含めて1,735平米だとして、今度の議案そのものは、建築と機械設備までですけれども、電気設備の7,600万円も含めると、約、工事総額は8億5,561万円だということになるわけです。平米単価を割り返しまして、ここで今、計算をいたしますと、約49万3,000円ほどになるわけですね。これについては、これまで区がこのシビック改修計画を公表した、2017年度に公表した改修費の総額というのは174億円だったんですよ。シビックの総床面積というのは、今日のこの説明メモというのかな、工事概要のメモにも書かれておりますとおり、8万489.99平米だということなので、これで割り返しますと21万6,175円、平米当たりということになるんです。

この差というのは、先ほど山田委員が質疑されていたような、夜間工事で高くなるとか、

それからこの間の資材費の高騰、もしくは夜間に限らず、一般的に人件費などの高騰、もしくは高層棟の最上部の部分だということなどによる増の分、いろんな要素があろうかと思いますが、そういうことについて、これまで区民の皆さんに説明したことがありますか。私は、ないと思うので、その説明を聞きたいと思うんですけれども、説明していただけますか。

○高山委員長 施設管理部長。

○松永施設管理部長 個々の工事について、区民に対して説明したことは、副委員長が言われたとおり、ございませんけど、改修基本計画の中で、どういった工事費が見積もられてかかっていくかということは、今後も周知していきたいと考えてございます。

○高山委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 総額、大きな工事をやるだけに限らず、やっぱり公共施設の工事をやるときに、地元でいろんな施設が工事していただいていますけれども、やはり結構丁寧に説明をやっているわけですね。このシビック改修について、私たち、もう始まる前から、区民説明会を求めてきた経過があるんですよ。今、やられてないと言ったけれども、これほど大きな工事費になっているのに、いまだにやられていない。

それから、今日の委員会の報告事項になっていますけれども、新年度になったら、この10年計画の見直しについて、金額やスケジュールについて検討して、新年度に報告するというのは、恐らく内容のことになるんだと思うんだけど、それを繰り上げて早めにやると。本来、そういうことは必要だったんではありませんか。

今、ゴンドラの工事をやっていますよね。あれについても、そういう説明会とかやられていないんだけど、自転車置場の出口のところに、小さいA4かな、B4ぐらいかな、工事をやっておりますと、御迷惑をかけておりますと書いてありましたけれども、その程度の説明では、この金額、それから様々な高騰、夜間工事、高層棟による増とかね、そういうことの関係というのは、私は、説明は全く足りてないと思うんですけれども、そういう認識はありますか。

○高山委員長 施設管理部長。

○松永施設管理部長 こちらにつきましては、個々の工事については説明をしておりますが、先ほど申しましたように、改修基本計画の中でホームページ等で周知しております。

また、次年度の予算につきましては、必ず予算審査特別委員会のほうで議論していただいておりますので、そういったところでも十分周知はされているものと考えてございます。

○高山委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 そういう予算の予算が取られるのは、当然のことでありまして、こういう多額の経費がかかる、それから当然、2017年に示した174億円というのはどうなるのかということも含めて、全体像とともに、各それぞれの個別の工事の説明というのは、全体像も踏まえた説明というのが極めて求められると。これまでも私たち言ってきましたけれども、ますますその必要性が私は明らかになったというふうに思います。そのことを踏まえて、後ほど態度表明したいというふうに思います。

○高山委員長 海津さんがあったね。

海津委員。

○海津委員 私のほうからは、文京区シビックセンターという命名、その視点から質問させていただきたいと思います。

明日から展望台が閉まってしまうんですね。閉まってしまって、そうすると約丸3年半ぐらい使えなくなってしまう。御存じのとおり、あそこの展望台は、もう本当に親子連れ、暑い日も寒い日も、朝から来られる方もいらっしゃるし、不登校の子も来る、引きこもりの人たちが来る、障害のある人たちも来る、集いの場にもなっているわけじゃないですか。その方たちが丸3年半、ただここに書かれている、3月1日以降、25階展望ラウンジは閉鎖します、再開は未定ですと書かれているだけだったら、本当に行き場がなくなってしまうんですね。ある意味、社会としてのつながりの場にもなっているかもしれないしということなんですけれども、そのあたりをどのように考え、まさに区民に説明されていくのかということをお伺いしたいと思います。

○高山委員長 施設管理部長。

○松永施設管理部長 すみません、展望ラウンジにつきましては、令和8年の12月ぐらいまでが閉鎖しておりますので、約1年半、一般の方が入れないというような状況になってございます。既にホームページ等には掲載してございまして、区民の方からもお問合せ等いただいておりますけれども、そこは丁寧に説明していきたいというふうに考えてございます。

○高山委員長 海津委員。

○海津委員 展望ラウンジのほう、私の誤解が3年というふうにあれでしたけど、1年半。でも、1年半というのは、日々の中ではすごい長いんですね。朝起きて、今日どこかに出かけようと思ったときに、出かける場がない。ですから、展望ラウンジを閉める1年半の間に、代替としてどういう場があるかということをしちっと提案というか、しないと、本当に区民

の生活——どうして教育長がそこで笑われるのかがちょっとよく分からないんですけど、非常に大事な視点だと思うんですね。暮らしがかかっているし、もしかしたら外にもう出れない、あそこだったら行けるけどという人たちにとっては、本当に死活問題につながるかもしれないのが、そこで私、笑われてしまうことがよく分からなかったんです。もう一度、御答弁いただきたいと思います。

○高山委員長 部長。

○松永施設管理部長 ホームページに掲載してから、区民の方から、多分、高齢者の方だと思うんですけども、いわゆる委員がおっしゃるとおりに、散歩の通り道ではないですけども、25階に来て眺めて、家に帰るというのをコースにしているという方がいらっしゃって、とても残念ですという言葉をお伺いしております。ですが、やはり工事もやっていかないと、こちらとしても改修はやらないといけないというところもございますので、そこは区民の方に丁寧に説明して、御理解していただくよう、説明していきたいと考えてございます。

○高山委員長 海津委員。

○海津委員 もちろんそうやって区民がそこに声を出されるというのは、とても大事です。丁寧な御説明は大事だと思います。でも、1年半、ほかに代替地として、例えば図書館が空いていますよとか、こういうところだったら多少声を出してもいいですということをきちっと広報して、こういう行き場もあるんですよ、例えばこのくみんの広場がありますよね、1階のところ、あそこのところでも多少ゆっくりしていただくこともできますとか、やっぱりそういうふうな代替をきちっとこういうふうなホームページにも出して、確かに景色は楽しんでもらえないかもしれないけど、居場所としてはできますということを丁寧に提示していただいて、それぞれの暮らしの中で、まさにこの文京シビックセンターを使っていただく、活用していただくということは、とても大事だと思いますので、そこを再度、最後に御答弁いただ……。

○高山委員長 それ意見で、もうそれに答弁要るのね。

では、松永施設管理部長。

○松永施設管理部長 25階の展望ラウンジにいらっしゃる方というのは、先ほど委員が言われたとおり、景色、楽しみにして来ていらっしゃる方が圧倒的に多いというふうに考えてございますので、なかなか代替施設として、図書館等がふさわしいのかどうか分かりませんが、ちょっと各施設とも連携を取りながら、その辺は周知していきたいと考えてございます。

○高山委員長 はい、ありがとうございました。

それでは、各会派の態度表明に入ります。

自由民主党さん。

○山田委員 これ、2つ言っているんですか。

○高山委員長 まず、議案第74号からいきましょう。

○山田委員 議案第74号、文京シビックセンター25・26階改修工事請負契約に関しては、先ほども意見を付させていただきましたが、しっかりと働く方の負担をなるべく減らすように沿って、この工事を進めていき、そしてまた、終わりというのが、この後配置がどんどん改修工事が続いていくので、やはり工期の遅れというところは、大きな大切なところだと思いますので、工期の遅れがないように、しっかりと連携しながら進めていってほしいと思います。よろしくお願いいたします。賛成です。

○高山委員長 AGORAさん。

○上田委員 74号ですけれども、私も、昨今の工事、工期、よく遅れていますよね、資材不足とか人手不足とかで。そういった意味で、この25階・26階の改修工事が遅れたらどうするかみたいなことは心配になりましたので、所管に確認をいたしました。工期としては、1年ちょっとということで、それほど長いものではないですので、会計上も事故繰越等で対応ができるとか、少々の遅れであれば。

また、地面を掘るわけではない改修工事ですので、文化財がこれから出て、突然、長期止まるということはないということですので、遅れないとは言えないかもしれないですけども、順調に、ぜひ安全に工事をお進めいただきたいということをお願いいたしまして、74号、賛成したいというふうに思います。

○高山委員長 公明党さん。

○田中（香）委員 議案第74号、シビックセンター25・26階の改修工事請負契約ですけれども、入札がかなわず、随意契約になったいきさつも理解をいたしました。契約が成立してよかったというふうに思っております。

また、工事費の高騰の理由も理解いたしました。資材高騰や夜間の工事などの理由ということも改めて理解をしたところです。

また、人手不足が叫ばれる中で、現場代理人の兼務を認める、4,000万未満ですので、今回関係ないのかなというふうにも思いますけれども、事業者の皆様から様々声をいただいておりますので、一歩前進だというふうに思っております。

この金額がこれから上がっていくのが妥当なのかは、検討していただきたいというふうに思っております。

工事のスケジュールについては、守っていただきたいということが前提でございますけれども、無事故で、まず安全第一にやっていただくようお願い申し上げます。

公明党、賛成です。

○高山委員長 日本共産党さん。

○金子副委員長 議案第74号であります、先ほど確認したとおり、区が2017年に区民に説明した当時の平米単価は21万6,000円、今回実際にやってみますと49万3,000円ということで、その差は2.3倍に及んでおります。

本来、このような説明した価格が異なるという場合には、やはり区民全体に向けた説明をするということが極めて必要であります。しかしながら、シビック改修計画については、これから検討し、金額やスケジュールについて、来年度、説明するというふうな状況になっているわけであります。

シビックセンターの大規模改修については、質疑の中で明らかにしたように、これまで、ただの一度も区民説明会は行われていないと。貼り紙1枚でやっている工事もあるということとは示しましたが、これではですね、莫大なお金がかかり、そしてこれから一体幾らかかるのかって分からないまま、これをよしとするわけには到底いかないというふうに思います。

それで、こういうふうに金額が上がるときには、今の経済状況ありますから、それは別に文京区の責任じゃないと思うんだけど、そういうときには、やはり一旦止めて、それで建物というのは、必然的に劣化していく部分ってありますから、必要最小限にとどめるというふうな見直しをかけ、その説明を区民に行って、幾ら幾らかかんですと、こういう説明をやるのが当然の手順であって、そういう手順が全く取られていない本議案については、到底、賛成することはできないということで、日本共産党は、74号に反対であります。

○高山委員長 それでは、議案第74号の審査結果を申し上げます。

賛成が6、反対が2、よって原案を可決すべきものと決定いたします。

続いて、議案第75号の態度表明をお願いいたします。

日本共産党さん。

○金子副委員長 日本共産党は、議案第75号につきまして、74号と同様に反対をいたします。

○高山委員長 公明党さん。

○田中(香)委員 公明党、議案第75号は、先ほどの意見を付しまして、賛成いたします。

○高山委員長 AGORAさん。

○上田委員 議案75号、賛成いたします。

○高山委員長 自由民主党さん。

○山田委員 議案第75号、先ほどの74号と同様に、賛成いたします。

○高山委員長 ありがとうございました。

それでは、議案第75号の審査結果を御報告いたします。

賛成が6、反対が2、よって原案を可決すべきものと決定いたします。

続いて、議案第54号、令和6年度文京区一般会計補正予算です。

説明及び質疑については、歳入・歳出一括して行うことといたします。

それでは、提案理由の御説明をお願いいたします。

進財政課長。

○進財政課長 それでは、補正予算について、御説明申し上げます。

議案第54号は、令和6年度文京区一般会計補正予算で、本年度第5回の補正でございます。

9ページの予算総則を御覧ください。

予算総則を読み上げさせていただきます。

令和6年度文京区一般会計補正予算。

令和6年度文京区の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ48億9,911万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,418億1,784万4,000円と定める。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

第3条、債務負担行為の変更及び追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

第4条、地方債の変更は、「第4表特別区債補正」による。

以上でございます。

内容につきましては、事項別明細書の38ページ以降に記載のとおりでございますが、歳入については、特別区税、特別区交付金、国庫支出金、都支出金等を追加するとともに、地方特例交付金、繰入金、特別区債等を更正いたしました。

歳出については、ふるさと納税関係経費、災害用備蓄物資整備、障害福祉サービス費、新エネルギー等利用促進事業等を追加するほか、(仮称)小石川地方合同庁舎整備負担金、耐震改修促進事業、給食室設備整備等の更正を行っております。

そのほか、実績見込み等による経費の追加または更正を行うとともに、今後の区民施設整備及びその他の財政需要に備え、区民施設整備基金及び財政調整基金への積立てを行います。

また、給与関係経費については、退職手当の実績見込み等による追加及び現員現給差による職員給与費の更正を行います。

議案第54号の説明は以上でございます。よろしく御審議の上、原案のとおり御決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○高山委員長 ありがとうございます。

それでは、御質疑をお願いします。

田中香澄委員。

○田中(香)委員 ありがとうございます。

45ページ、特別区税が堅調に伸びているということで、14億計上されておりますので、そのあたりの人口の推移、また外国人の方が文京区を選んで来ていただいているという、うれしい一方で、総合戦略の課題40にも掲げられておりますけれども、人権と多様性を尊重する社会の実現ということがとても大事でして、一方で、委員会では、様々、ちょっとネガティブな課題、ごみ問題や民泊、あとは音の問題等、そういった課題も出ているという中で、そういった共存していくという文京区の考え方も改めて伺っておきたいということと、税収の増の部分の背景、外国人の方の影響、あるいは今後全体の人口推移の伸びを、また税収の伸びについても、マンションの建築状況や都市計画のあたりの状況など、キャッチしていたら教えていただきたいと思います。

もう一つ併せて、54ページの特交のところ、ちょっとお伺いしたいんですけれども、2月議会の一般質問で今回ですね、松丸議員が7年度の予算で、特交の大幅な増収が見込まれているということについて質問させていただきました。今回、普通交付金、特交合せて41億という大きな枠が計上されておりますので、そのあたりの理由をお聞きしたいということと、今月7日の全員協議会でも、財調の方針の報告がありました。都区間の配分割合の見直しがあった以降ですね、文京区にどのような影響するのかということ、そして7年度の当初予算に反映しているのかということも併せて伺いたいというふうに思います。

○高山委員長 増田税務課長。

○増田税務課長 ただいまいただきました、今回の補正の特別区民税14億ちょっとの増額補正について、増加要因についてのお尋ねのことだと思っております。

御指摘のとおり、文京区内人口増、それに伴いまして納税義務者の増となっているところでございます。

例年、転出・転入が2万人ほどというところで推移をしておりましたけれども、ここ令和4年、令和5年の実態としては、3,000人ほど転入のほうが増えているという状況でございます。

含めまして、外国人のほうの状況といたしまして、令和4年のほうは、約1万人を切っておった、9,700人ほどでございましたけれども、令和7年の1月1日時点では、1万6,000人ほどということで、かなり人口のほうも、外国人の割合も増えているところです。

ただ、そちらの外国人のほうは、私どもの納税義務者数のほうのどれぐらい占めるかというところは、外国人と日本人ということで区別して管理しているわけではないので、一定例お示しすることはできないんですけれども、課税所得水準の全体としては、よく皆様のほうに決算のときとかもお示しをしているんですけれども、2,000万以上の方の部分について伸びているという、令和6年度の状況がございます。そうしたところで、転入の方、また増えている外国人の方も、一定、課税所得水準の高い方々が入っているというところもあります。御承知のとおり、賃金のほうも、ニュース報道等でも上がっているところがございますので、そうした状況を踏まえて、課税所得水準のほうは上がり、また税収のほうも上がっているというところになります。

また、区内の建築の建物の状況でございますけれども、小石川の四丁目のほうで、かなり大がかりのマンションはございますけれども、まだ税収に反映するということではなっておりませんので、今後、その辺のところの推移も見極めながら、税収等は勘案していきたいと思っております。

状況としては以上です。

○高山委員長 あと15秒ぐらいなので、ゆっくりしましょうか。昼の休憩に入りまして、1時から再開したいと思いますので、またよろしくお願いいたします。

午前 11時59分 休憩

午後 0時58分 再開

○高山委員長 皆さん、おそろいいただきまして、ありがとうございます。

それでは、午後の審査を始めたいと思います。

熊倉ダイバーシティ推進担当課長。

○熊倉ダイバーシティ推進担当課長 午前中、田中委員からいただきました、増えている外国人住民に関する区の方向性ですとか取組の考え方について、御質問にお答えいたします。

昨今、一部の地域で外国人住民が増加しており、地域や学校から文化の違いなどによって住民間のトラブルに発展しかねないようなお声ですとか相談があるということは認識をしているところです。

こういった問題に対して、関係所管ですとか教育委員会と連携して、今、情報共有ですとか対応を検討しているところです。

このような中で、学校現場での支援ですとか、一部の地域での外国人住民を交えたイベントの実施、こういった取組もあるという確認しているところです。

総合戦略の主要課題40番にもあるように、今後も互いの価値観を認め合った、互いの人権に配慮した共生社会の実現に向けた支援ですとか普及啓発、理解促進、そういった取組を進めていきたいというふうに考えております。

○高山委員長 進財政課長。

○進財政課長 特別区財政調整交付金の増額の理由ですけれども、まず普通交付金、36億円増額させております。当初では215億円を積んでいたんですが、その後、都のほうから236億円の内示、21億円の増となりまして、その後、12月に財調フレーム、12月、再調整フレームというのが出されるんですが、そこで法人住民税とか固定資産税、そういったのを原資に、特別区財政調整交付金の原資が増えたことを勘案しまして、そこでまた14億ほど追加をさせて、結果、普通交付金のほうは36億円の増となっております。

また、特別交付金につきましては、ここは都の一定裁量が働くので、なかなか見込むのが難しいんですが、例年、15億円で一旦計上しておりまして、その年の申請件数と申請の総額、そこから一つ一つ都とのヒアリングを通じて、認められる、認められない、そういったところを勘案しながら、結果、今回5億円を追加し、総額で41億円の増となっております。

それからもう一つ、7年度の都区財政調整方針の配分割合の変更ですけれども、今回、0.9%増額となっております。この影響によりまして、23区全体で約208億円の増、普通交付金で68億、特別交付金で140億円の増となっております。

文京区の7年度当初予算には、こちらは反映しておりませんで、2月3日の法定の都区財政調整協議のほうで決まったタイミングもありまして、7年度当初予算で反映してない分につきましては、7年度の2月補正で計上していきたいと思っております。

○高山委員長 田中香澄委員。

○田中（香）委員 ダイバーの課長がお答えしていただいたとおり、いろいろ取組をしっかりと進めていただきたいと思います。区民が理解を深めるということが、やっぱり根底には大事なんだろうというふうに思っております。私たちが無理解だと、衝突は深まるばかりだというふうに思っておりますので、私たち、区民が理解をしていく、そういった取組を重点的にやっていただいて、先ほど文化の違いでトラブルに発展しかねないというようなことが起こらないように、ぜひ未然に手を打っていただきたいと思いますというふうに思います。

それから、今、進課長がおっしゃってくださった原資がいろいろ増えて、14億プラスで36億円、そして41億円の計上がなされたという理由と、都とのヒアリングで頑張っていたいただいた御努力もよく分かりました。

あわせて、続いて御質問したいんですけれども、普通交付金は一定の計算によって算定されるというふうに理解しているんですけれども、特交は、各区獲得に温度差があるのかなというふうに思っております。今回、東邦音大の土地取得が138億円という大きなお金がこれから動くといえますか、取得にかかるということなんですけれども、特別交付金の対象になるのかということとか、あるいは児童相談所の財源の確保と同じように、しっかりと確保していくべきだなというふうに考えております。その点、お願いいたします。

○高山委員長 進財政課長。

○進財政課長 児童相談所の財源のほうは、7年度当初予算で10億円を見込んでいますところになります。普通交付金のほうで設置区に対して、対応補正という形で、設置区にのみ交付されるものとなっております。

もう一つの御質問の東邦音大の土地の関係につきましては、現在、予算は作成中で、正式には3月5日、本会議で提案することになっておりますので、ちょっとお答えは控えさせていただきますんですが、一応、毎年度、特別交付金につきましては、参考までの、その年の年度に生じる特別の需要の掘り起こしによって、個々掘り起こしを行って、細かく東京都のほうに申請をして、財源確保につなげているところとなっております。

○高山委員長 田中香澄委員。

○田中（香）委員 ありがとうございます。取組をしていただいて、できる限り一般財源から持ち出さないで、抑制ができるように、お取り計らいいただきたいというふうに思います。

61ページと107のほうで、歳入歳出で計上されております、新しい地方経済・生活環境創生交付金の4,000万円のところなんですけれども、12月の国の補正予算で成立をされましたとこ

ろで、災害対策に充てられるということで、国の補正予算の早期成立にも公明党、また自民党、日本維新の会、国民民主党、賛成多数によって成立をいたしましたので、これを活用した予算も早く通していかなければいけないというふうに思っているんですけども、文京区は、この補助金をどのように活用するのかということと、具体的に何をやるんですかということと、また、それはなぜなのかということをお伺いしたいというふうに思います。

それと、続きまして、101ページの行財政運営のところ、ここは公共施設総合管理計画の事業も入っているというふうに伺っております。先ほど組織改正のところ、用地マネジメント課が設置されまして、これから計画を運用するフェーズに入っていくということで、期待をしているところなんです、この計画の中に、いわゆる私たちも要望しておりました勤労福祉会館のことが計上されております。その64ページのところを見ますと、令和16年から更新というふうに記載があります。

そういったことが理由で、設置できなかったエアコンが設置できるというような御説明も受けているところなんです、この更新というイメージを共有したいというふうに思っております、この更新の部分は、なぜ、どういったイメージなのか伺うかと申しますと、上に都営アパート、区の図書館、区の幼稚園、若駒の里、複合施設であるということですので、これを全部更地にして建て替えるということは、物すごい時間とお金がかかるのかなというふうに思いまして、計画を早くするべきなのかな、また都との調整等はどうなっているのかなという心配が区民から寄せられておりますので、そのあたりを一体的にお聞かせをいただきたいんですね。

あわせて、その勤福のエアコンのことにに関してなんですが、8月目指して設置をしていたという御報告に一転、転じて、非常にうれしく思っているところであります。今回、設置する理由ということで、先ほど述べたように、更新が令和16年からということで、まだ先だということと、猛暑だという気候が続くことで、リース契約するという報告を聞いたんですが、ここで一つ苦言と申しますか、機能というか、その勤労福祉会館の形状は変わっておりませんので、今までずっと構造上できませんということだったんですけど、本当はつけられたんじゃないかなという疑念があって、この説明はしっかりしていただいて、こういう理由で設置することになったんですよという御説明は聞いておきたいなと思います。ちょっとここまでお願いします。

○高山委員長 齊藤防災課長。

○齊藤防災課長 まず、防災対策のところの備蓄資器材の購入の部分のお答えとなります。

今回、避難所での生活環境の改善を図るということで、国の交付金を活用して、備蓄資器材の拡充を図ってまいります。

国の交付金については、今年度の補正予算で決定をされましたけれども、自治体が避難所の生活改善に必要な、環境改善に必要な備蓄資器材を購入する場合の財政支援として、特にトイレやキッチン、またベッド、入浴環境というところがピックアップされていますけれども、そういったものに関する資器材の購入というのが対象となっております。

区のほうとしても、以前からやはり段ボールベッドですとか、そういった資器材は備蓄してきたところですが、今回の補正予算も活用させていただきながら、段ボールベッド、またマンホールトイレ用のテントですとか、あと炊き出し釜の増設なども検討しているところでございます。

また、国の交付金の中で、交付金を活用するときに、K P Iということで、それぞれの整備水準ですとか、平時の利活用の目標みたいなものを、K P Iとして設定するというようなところもありますので、訓練の際、いろいろ住民の方にも使っていただきながら、いざ発災したときにしっかり使えるように活用はしていきたいと考えているところでございます。

○高山委員長 岡村政策研究担当課長。

○岡村政策研究担当課長 行財政運営のところの公共施設マネジメントの関係のところの御質問でございます。

勤労福祉会館におきまして、公共施設総合管理計画上は、令和16年度以降の更新というように形にさせていただいているところでございます。

考え方といたしましては、管理計画上の施設の適正管理に関する実施方針というところで、更新サイクルというものを示させていただいているところでございます。こちら、SRC造、鉄骨鉄筋コンクリート造につきましては、60年経過による更新というように形にさせていただいてございまして、勤労福祉会館につきましては、整備の時期を検討したところ、令和16年度以降の更新というように形でさせていただいているところでございます。

また、本施設におきましては、都営住宅とか図書館、幼稚園などの複合施設となっておりまして、複雑な調整を要する施設だというふうに考えてございます。そういったところもございまして、組織横断的な対応が必要になるというふうに考えてございまして、午前中の組織のところでもございましたけれども、公共施設マネジメントの推進部署において、企画政策部、また施設管理部、あと区民部と連携をしながら、調整・協力を図りながら進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○高山委員長 経済課長。

○内宮経済課長 勤労福祉会館の改修のところでつきまして、岡村課長から今、御答弁がありましたけれども、所管課としても、勤福、やはりもう築50年たっているというところもございますので、今までもトイレの改修だったり外壁の工事など行ってきましたけれども、やはり今回、体育館にエアコンを入れるというところ、それを一つのきっかけにしながら、東京都のほうにもお話を持って行って、今後、企画のほうに設置される担当課長と共に、組織横断的にまずは一步を進み出したいというふうに考えてございます。

また加えて、エアコンの導入のところですね、今までやはり体育館の構造上ちょっと上の部分に隙間があってといったところで、なかなか導入については慎重な対応というところで進めていたところでございます。ただ、やはり区民の方のニーズ感、あとは各会派の委員の方からも御要望いただいて、今回、決算のときにも、施設も実際御覧いただいてというところがございました。

加えて、公共施設の整備計画で、16年更新といったところの先行きも、一つオーソライズされたところもございまして、あと最後に、猛暑の対応ですね、これが一つステージが上がったというところがありましたので、今回、大規模な改修というわけにはいかないんですけれども、エアコンを設置させていただいて、一定、利用者の利便性に努めていくといったところで、7年度の予算に計上させていただいているところでございます。

○高山委員長 田中香澄委員。

○田中（香）委員 ありがとうございます。先ほどの公共管理計画の中で細かい話を聞いてちゃって、本当に申し訳なかったんですけど、勤福のところは、皆さんも非常に気にしているところでございますので、用地マネジメント課と、また組織横断的に更新のタイミングを逃すことなく進めていただきたいし、また、冷房だけではなくて、本当は暖房というふうに思っておりますけれども、まずは第一歩、そういうふうにして、快適な活動ができるように応援していただきたいなというふうに思います。ありがとうございます。

それから、107ページのAEDと家具転のところなんですが、AEDは、ファミリーマート、大手コンビニさんと手を携えて、AEDを置いていただいたんですが、これ一般財源で買われたということがありますので、ぜひ、AEDのシールを貼っていただいて分かりやすくなったんですが、文京区のマークがどこにもないんですよね。それは絶対にやっていくべきだというふうに思っておりますので、それは学校の校門に設置する場合においてもやっていただきたいということ。

それから、家具転においては、やはり高齢者から区民全体に広がったんですが、事業者も1つ撤退をして、非常に事業継続ということはどうなのかな。やっぱりここで1回見直して、全員2万円とかということじゃなくて、設置できる人は、1万円で買ってでもいいですよ、高齢者は、プラス1万円で、設置のお手伝いしますよという、そういった階段をつけてもいいんじゃないか、制度変更したほうがいいんじゃないかなというふうには思っているところです。在宅避難を進めていく上では、家具転、非常に重要な事業だと思いますので、この点をお願いしたいと思います。

続けて、127ページのP a y P a yのところも今、聞いちゃいたいというふうに思います。

これは非常にいい事業で、増額というか、されているというふうに思いますけれども、地域通貨の可能性ということと、東京ポイントが始まりますけれども、そういったこととの連携があるのかということは、確認をしていきたいと思います。お願いします。

○高山委員長 防災課長。

○齊藤防災課長 まず、A E Dのところの御指摘です。

今年1月から、ファミリーマートのほうと協定を結ばせていただきまして、A E Dのほうを設置しております。御指摘のとおり、今、文京区のマーク、A E Dがありますというシールは貼ってあるんですけれども、その中に文京区という表示がないので、ここについては、今後改善をさせていただきます。

また、家具転倒防止につきましても、もともと高齢者ですとか障害のある方に対しての設置助成みたいなのがこの事業の前身だったというところもあって、今でもなかなかここ設置することが難しいような方に御利用いただいているのかなというふうに考えております。

今回、防災カタログを配らせていただいて、アンケートを取ったりですとか、いろいろデータも集めておりますので、これまでの実績ですとか、そういったデータも活用しながら、今後の制度運用については検討していきたいと考えております。

○高山委員長 経済課長。

○内宮経済課長 キャッシュレス決済還元事業における地域通貨のところの御質問だと思っています。

東京都のほうで、東京アプリという形で、東京ポイントのサービスを提供開始したということで、都の各種施策の活用に加えて、区市町村の施策とも広く連携できる共通基盤を築いていくということで、構築しているものです。

情報を本区のほうでも聞き取って、確認をしていたところなんですけれども、このポイン

トが決済機能、いわゆるお店で決済をする機能であったりとか、チャージをするような機能がないというところで、キャッシュレス決済の経済課で行っている還元事業のところについては、なかなかこの中での活用というのは難しいというのを現状では判断しているところでございます。

○高山委員長 田中香澄委員。

○田中（香）委員 先ほど、AEDは、文京区のマークを入れていただけたということと、家具転の改善については、アンケートのニーズも見てということですので、ぜひそういった制度変更が必要な場合は、鋭意英断をしてやっていただきたいというふうに思います。

それから、P a y P a yのところは、東京ポイントはなかなか、始まってみないと、私たちも、どれだけの人が使うかというのはよく分からないところなので、推移を見守りたいというふうに思いますけれども、あと、デジタル商品券というのをやっているところがあるじゃないですか、あれは区内商店の支援と区民還元非常にいいのかなというふうに思っています、それはぜひやっていただきたいなと思うんですが、この可能性について、伺いたいと思います。

○高山委員長 内宮経済課長。

○内宮経済課長 デジタル商品券のところですけども、キャッシュレス決済の事業の中で、他区でも、いわゆる今現状区でやっている支払い決済をしたときにポイントがつくという形ではなくて、デジタルで商品券を、例えばですけど、1万円だったら1万3,000円分買えますよという形でやっている区があります。

そういったメリット、一つメリットとしては、今の区商連と区のスキームですと、やはりポイントの還元というのが外に流出してしまうというところがあり、それが一つ、区の税金で補助している事業として適切かどうかといったところがあるのと、あと、キャンペーン自体も、キャッシュ決済の事業者の事業ですと、短い期間に、例年、利用者がどんどん増えていくに当たってなってきた、いわゆる一過性というか、その期間の中でのキャンペーンという形になっているので、あのデジタルの商品券でやった場合は、やはりその期間がある程度長く取れるとか、あとは、いわゆるポイントの区内店舗だけで使えるような形での機能というのをも持たせることができるというふうに伺っていますので、そういったメリットがあるのかなというふうに考えてございます。

具体的なこの導入だったりとか検討というのは、今、区商連とまさに調整しながら検討しているところでございますので、そのメリット、デメリット双方踏まえながら、今後検討し

ていきたいというふうに考えてございます。

○高山委員長 田中香澄委員。

○田中(香)委員 すみません、ありがとうございます。ぜひ、よろしくお願いいたします。

あと、子どものところで、子ども宅食、147とか9のあたり、それと157ページのがん検診のあたりで終わりたいというふうに思います。

その子ども宅食のところなんですけど、課題として、資金調達といいますか、クラファンを引き続き頑張ってもらいたいなということと、持続可能な取組のモデルとしてあり続けてほしいなというふうに思っています。

それで、一つ、必要経費を落としていくということが大事だというふうに思うんですけど、必要な改革について考えていることと、それから拡充していただきたいということもありまして、今、ケアリーバー、これから取り組むということですけども、そういった社会的擁護から離れた子どもたちや若者にも、子ども宅食を引き続きやっていただきたいし、ヤングケアラーの方たちにも支援していただきたいということで、対象者の拡充もお願いをしたいというふうに思っています。いかがでしょうか。

○高山委員長 子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 子ども宅食ですけども、現在、7,146万円の目標額に対して、2,064万円ほどということで、かなり今回は低調な動きになっています。この部分は、様々な自治体でガバメントクラウドファンディングが行われていること等が影響していると思いますが、現在、区としては、子ども宅食の基金が約1億6,000万円ほどございますので、当面、この形でしのいでいくとともに、これまでのかかっていた経費、主に人件費部分をさらに圧縮しまして、寄附の効果的な活用と食材の獲得寄附といったことにますます注力をしていく必要があると考えてございます。

一方で、現在、800世帯を超える方々に子ども宅食の配達をしているわけですけども、現在、末子中3世帯と私たち言っていますが、就学援助から1歳過ぎた16歳までは、1年間は支援しようということで、今、進めております。

また、今後、ケアリーバーといった方々やヤングケアラーという方々については、我々コンソーシアムのほうでも協議をしておりますので、拡大できるところは、できないかということとを鋭意検討しながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

○高山委員長 田中香澄委員。

○田中(香)委員 ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

157ページのがん検診であります。

この話題に触れるときに、先ほど私たちの同僚の西村修さんの悲しいお知らせが入ってきました。哀悼の意を申し上げたいというふうに思います。本当に私自身も乳がん患者ですので、がん撲滅に向けて全力を挙げていきたいなというふうに思っております。

ここに、がん検診、4,000万円増えているということで、検診が増えた要因ですとか効果的な周知があったようにも聞いておりますので、そのいいお話と。

それから、ウィッグの費用負担が東京都の事業との抱き合わせで格段に負担軽減がされていると、利用者の方からうれしい声を聞いております。そのあたりの状況と。

最後に、一方で、がん患者ではない方は対象外だということなんですね。例えば円形脱毛症の方や、また事故などで指をなくされた方、その代りになるシリコン素材のエピテーゼというものがございますけれども、そういったものは対象外。しかし、今回、東京都で予算が計上されているようにも聞いております。都議会公明党や、またほかの自治体の公明党の議員が訴えていたことでございまして、文京区にも円形脱毛症の患者様がいらっしゃいます。その方たちからも伺っているところですので、ぜひ、文京区でもこういったことを対象にしたいというふうに思います。いかがでしょうか。

○高山委員長 田口健康推進課長。

○田口健康推進課長 まず、がん検診が伸びた理由といたしましては、昨年6月の下旬頃ですが、区民の方、40歳以上のがん検診の受診対象者の方全員に対しまして、1年間に受けられるがんの御案内はがきを送付いたしました。その結果、これまで自分は受診できないんじゃないかと思われていた方が、受診できるということも分かったということで、そういったところで、かなりお申込みがあったというふうに伺っております。その関係で、件数のほうも伸びまして、今回、追加補正となるに至りました。

また、がんウィッグの関係ですが、まず患者さんの声といたしましては、やはり昨年、10万円ということで金額を上げたこともありまして、あとは2回請求できるということで、かなり昨年は200件以上のお申込みがありました。今年に入りまして、やはり少し落ちてきましたので、その分、今回減額ということになります。ただ、皆さんの声としては、やはり2回に認めていただいて、ウィッグのほうも買換えができて、すごいよかったとか、そういったお褒めの言葉をいただいております。

また、今回も東京都が2月上旬に予算概要の発表をされたときに、このがん患者のためにアピアランスケアで補助金を出しているところに、今度、がん患者以外の疾病に対しても、

補助を認めるというようなことを打ち出してきました。そちらにつきましては、まだ私どものほうでも、がん患者以外の疾病で、円形脱毛症以外にもこういった方が対象になるのかというところ、まだちょっと整理し切れてないところも正直ございます。それにつきましては、今後、内部でも、まず検討、スキーム等を考えていきまして、それである程度のものができるましたら、東京都にこういったものは該当するか、しないかというのを確認を取りながら、検討していきたいと思いますので、今の段階としては、令和7年度からすぐというわけにはいかないんですけど、検討していくということで御了承いただきたいと思います。

○高山委員長 田中香澄委員。

○田中（香）委員 ありがとうございます。ぜひ検討していただきたいなというふうに思っています。私がウィッグをつけていたとき、2年間ぐらいで、もう既に自毛が生えてきている状態なんですけれども、円形脱毛症の方はもう一生悩んでいらっしゃるということで、ぜひ救っていただきたいなというふうに思っています。

それで、ごめんなさい、最後に、障害者児のこと、2つだけちょっと触れて終わりたいと思うんですけれども、委員長、ごめんなさい。

医療的ケアのレスパイト、この制度の使いやすさを追求して、私たち公明党も、144時間に拡充して利用率が上がっているというふうな声を聞いておりますので、それをぜひ進めていただきたいので、状況を教えていただきたいのと、障害福祉サービスが増えているということで、これも大事なことだなというふうに思っております。必要量が確保されているのか、御自宅で困られていらっしゃる方はいないかということも確認をして、しっかりと障害者を支えてくださいということを申し上げたいというふうに思います。この2点だけ、よろしく願いいたします。それで終わります。

○高山委員長 永尾障害福祉課長。

○永尾障害福祉課長 まず、医療的ケア児の在宅レスパイトにつきましてになります。

今年度の当初予算の想定としましては、19人の方が合計152回利用する想定でございました。ただ実際には、令和7年1月31日時点で登録されている方が29人、利用回数が272回という実績になっております。こちら要因としましては、今、委員のほうからお話がありました、令和4年度までは年間の利用時間数が96時間だったものが、令和5年度からは144時間という形で、大幅に拡充したことにより、やはり利用希望者と利用回数が増えているものというふうに認識をしております。

区としましては、医療的ケアの必要なお子さんの保護者の方の介護負担を軽減できる重要

な事業だというふうに認識をしておりますので、利用者のニーズの増加に応えられるように、事業としては進めていきたいと考えております。

2点目の障害福祉サービスのところでございますが、今回、約2億800万の増額補正というふうな形になっております。こちらのほうは、当初予算の想定よりも、やはり全体として利用実績が増加傾向にあるという部分ですとか、令和6年度の障害福祉サービス等の報酬改定による障害福祉サービス費の単価の上昇ですとか、あるいは新たな加算の創設、そういったところにより、今回、増額補正となったところでございます。

特に、主な増加傾向にあるというところにつきましては、生活介護のほうが約9,400万円、就労継続支援B型が3,300万円というような形で増になっております。こちらの2つのサービスにつきましては、今現在において、サービスを使いたいけれども、使えなくて御自宅のほうで過ごされているという方はいない状況にはなるんですけれども、引き続き、希望する方がサービスのほうを利用できるように、区としては進めてまいりたいと考えております。

(「ありがとうございます。結構です」と言う人あり)

○高山委員長 では続いて、御質疑ある方、挙手願います。

では、松平委員。

○松平委員 ありがとうございます。

私は、大きく3点お聞きをしたいと思います。

まず1点目が、127ページの原油価格・物価高騰対応等支援事業のところと、2点目が、順序が逆になっちゃいますが、113ページの照明設備改修工事のあたりと、もう一点が、175ページの地域美化活動、たばこの分煙への進捗状況に関して、大きく3つお聞きをしたいと思います。

まず、127ページの原油価格・物価高騰対応支援事業に関してですが、これは昨年夏に行いました、できることからサステナブルにがんばるお店キャンペーンということで、割引、おまけをした店舗に15万円、あと、原材料費、購入費と、その経費にかける15万円ということで、合計30万円、このキャンペーンだったと思います。このがんばるお店キャンペーンも非常に好評で、引き続き継続的に進めていっていただきたいと思うんですけれども、今回、この補正で7,320万円の減額の補正ということでございました。これは当初の想定よりも申込み申請の数が少なかったのかということなのか、この減額補正の要因について、まずお伺いしたいと思います。

○高山委員長 内宮経済課長。

○内宮経済課長 がんばるお店応援キャンペーンにつきましては、今回、予算のときは、750件の件数を想定して予算組みという形で組ませていただいたものでございます。実績としましては、571件の支給という形の支給になりましたので、その差分がこの減額補正という形になってございます。

○高山委員長 松平委員。

○松平委員 750件想定が571件だったということで、ちょっと見込みより少なかったのかなと思います。今回、サステナブルな取組をした店舗に関して、割引を行いますということでしたので、ちょっとそこが1点、ハードルになったのかなというのが要因かなというふうには個人的には考えています。

もちろん、このサステナブルな取組というのを、言葉を含めて、周知広報していくということは一つ大事なことでありますが、地元の商店街の方から、一体このサステナブルな取組、何したらいいのという問合せを結構私、受けまして、いやいや、環境に配慮した、例えばエアコンの温度を1度上げていますとか、ちょっと小まめに電気を消しています、そういう簡単な取組でいいんですよということを御説明すると、あ、そんなのでいいのかという形で、取り組んでくださる方は多くいらっしゃったんですが、なかなかこの言葉のサステナブルって何だろうというところで、踏みとどまってしまった方というのが一定数いたのではないのかなというふうに思うんですけれども、そのあたり、区の認識としては、いかがお考えでしょうか。

○高山委員長 経済課長。

○内宮経済課長 今まさに、委員のほうから御指摘があったように、コールセンターへのお問合せとかの中でも、やはりサステナブルって何ですかというようなお問合せが多くありまして、御説明をすると、本当に省エネの簡単な食品ロスの対応だったりとか、マイバックの活用だったり、省エネの簡単な取組で大丈夫ですよという御説明をこちらのほうからさせていただいて、そうすると納得感を持っていただいて、それだったら我々も取り組みますという形で、補助金を御利用いただいているというような形ではございました。

ただ、やはりサステナブルという言葉というか、なかなかまだ認知として進んでいない部分が一部あるのかなと。その言葉だったりとか、ちょっと難しそうというような印象を持たれて、敬遠されてしまったというようなところが、件数の減というところではあるのかなというふうにも認識してございます。

やはりその言葉、サステナブルな取組であったりとか、SDGsの観点からも、これから

個店、小売ですね、そういったところにおいても取り組むことは非常に重要かというふうに考えてございますので、まずはそういった周知ですね、御理解を進めていただくといったところは、区としても丁寧に対応していきたいというふうに考えてございます。

○高山委員長 松平委員。

○松平委員 分かりました。ありがとうございます。サステナブル、環境に配慮した事業を行うと。それはとても重要なことだと思いますので、その言葉の部分、周知をしっかりやっていくということが、せっかく組んだ当初予算で7,300万円の減額補正なので、純粋にもったいないなと思ってしまいますので、それを踏まえて、来年、このがんばるお店キャンペーンってどのように取り組んでいくのか、見通しをお伺いしたいと思います。

○高山委員長 経済課長。

○内宮経済課長 来年度につきましては、このサステナブルな取組に、合理的配慮の取組といったところも新たに要件としては加味をして、さらに各個店にとって魅力ある店舗になるよう努めていきたいというふうに考え、多少、内容のカスタマイズですね、補助のところの要件のところと、あと金額の部分もちょうと修正する形、ただ、全体の仕切りとしては、30万円ですね、原材料のおまけのところと原材料分、15万、15万の30万といったところで、予算としては計上させていただいているというところでございます。

○高山委員長 松平委員。

○松平委員 分かりました。ありがとうございます。非常に好評なキャンペーンですので、継続していただくということで、令和7年度予算を組んでいるというふうに御報告ございましたが、サステナブルという言葉が1個ハードルだったところに加えて、合理的配慮という言葉があります。これ言葉自体が、障害者の方への配慮ということで、とても大事な考え方ですし、バリアフリー、心のバリアフリーを含めての取組をしていくということは重要でございますが、なかなか片仮名、横文字でのサステナブルと、漢字もちろん合理的配慮というところが、地元の商店の皆様にはしっかり理解をしていただいた上で、そんなにハードル高くなく使える、がんばるお店キャンペーンなんですよというところがしっかり広まっていくように努めていただきたいというふうに思います。

続きまして、2点目です。113ページの照明設備改修工事のあたりと、ちょっとLED化について絡めてお伺いしたいと思います。

今回、減額で、ふるさと歴史館の照明設備改修工事440万、あと、播磨坂の清掃事務所照明設備改修工事で290万ということで、減額の補正になっています。これまでも、そもそも

なぜLED化を進めているかという、御案内のとおり、水銀に関する水俣条約締約国会議において、蛍光灯のランプ製造が、輸出入を含めて、2027年までに廃止をされるということが決定をしておりますので、それに向けて、今、各所管をしている区有施設のところで、LEDの改修工事を行っているところかと思えます。

2027、先と思われても、もう意外と迫ってきているなというふうに思っているんですけども、今、駆け込み需要や様々、LEDの素材が足りなくなったりとか、そういう背景が、状況が生まれてきているというふうに聞こえてきているところであるんですが、今回の照明設備改修工事の減額の補正に関しては、契約の差金の影響なのかなというふうには想像はするんですが、何かLEDがもう手に入らなくなってしまったとか、何かその影響で減額補正をする形になったのか、その要因をお伺いしたいと思います。

○高山委員長 松永施設管理部長。

○松永施設管理部長 この歴史館と播磨坂につきましては、あくまでも契約差金というものでございますので、いわゆるLEDが足りないとか、そういうものではございません。

○高山委員長 松平委員。

○松平委員 分かりました。ありがとうございます。今、順番に施設のところもLED化を進めているところかと——あ、そうですね、今日、五木田保全技術課長がいらっしゃらないので、部長に御答弁いただいておりますけれども、例えば来年度の予算も見ると、区有施設LED化工事のための図面作成で70施設分、予算も組まれているところでございます。大丈夫だと思うんですけど、その2027までにしっかり施設管理部のところで管理をしている施設に関してのLED化は、順調に100%達成できるというふうな、100%なのか、100%近くなのか分かりませんが、大丈夫なのかということで、ちょっとまずお伺いしたいと思います。

○高山委員長 大畑整備技術課長。

○大畑整備技術課長 区有施設のLED化については、省エネの観点も含めて、これまでも順次進めてきておりますが、2027年に蛍光灯の生産が終了するということを受けて、より対応を加速していく必要があるということで、認識をしております。来年度、LED化が終わっていない全ての区有施設についての調査と図面作成というのを行いまして、今後、計画的にLED化の改修をしていくことを考えております。

また、生産終了までに全ての施設を一気にというのはなかなか難しいところもありますので、見通しをきちっと立てて、改修が終わらない部分については、蛍光灯を多めに購入して

ストックしておくなど、そういった対応も含め、施設運営に影響のないように、きちっと対応していく考えでございます。

○高山委員長 松平委員。

○松平委員 ありがとうございます。ある意味、買占めの対応も——買占めというか、あれですけど、買いだめ、え、何ていう。全国の自治体を含めて、そういった動きが2027に向けて動いてくることを考えると、早め早めに動いていて損はないのかなというふうには思います。

区有施設に関しては、よく分かりました。それ以外に関して、区が持っている施設で関係してくるところだと、まず学校の施設かと思います。学校施設ですと、こちらも教育推進部中心にLED化を進めていると思うんですけども、その2027年までの進捗の状況、スケジュール、どのようになっているのかということをお伺いしたい。

あと2点目が、区道ですね、街路灯に関して、これのLED化に関する工事って、随分前から順次進めているというふうに認識はしているところであるんですが、27までにしっかり進めていけるスケジュールが組めているのかの確認をさせていただきたいと思います。

もう一点が、今度、公園ですね、公園灯に関してのLED化、私もちょっとあまり詳しくないので分からないんですが、この2027までにしっかりと全ての公園灯を換えていく必要があるのかどうなのかということ、見通しを含めてお伺いさせていただきたいと思います。

最後が、ちょっとこれが一番難しいかなと思った、商店街さんが持っている装飾灯なんですけれども、今、商店街のほうで、今回、令和7年度の重点の施策でも、しっかりと装飾灯が安全、倒壊の危険性等ないのかというチェックをする部分と、撤去費用に関するところの助成の制度を設けることになっておりますけれども、なかなか今、商店街の皆さんも装飾灯を維持していくというのが非常に難しく、担い手不足と維持管理をしていくことが非常に難しいというのが大きな課題というふうに認識しています。

これをしっかり維持します、判断によっては、やはり商店街の街路灯も撤去しますという判断をするところも今後多くなってきてしまうのではないかなというふうに思うんですが、せっきく維持をするということを決めた商店街であっても、この一つ、2027のLED化のところを、またさらに追加の費用を出して乗り越えることができるのかというのも一つの大きな課題かなというふうに私、思っているんですが、そのあたりの商店街の装飾灯のLED化に対する何か補助とか、そのあたり、どのように対応しているのか。ちょっとまとめてお聞きしちゃいましたが、それぞれお伺いできればと思います。

○高山委員長 宮原教育推進部副参事。

○宮原教育推進部副参事 学校施設のＬＥＤ化につきましては、これまで行ってきました学校快適化工事やほかの改修工事に合せて、ＬＥＤ化を進めてきているところではございます。本年度、今後、交換が必要となる全体量の調査を行っておりまして、この春から始まります特別教室の改修工事や、これからの工事の中にかみ合わせて、ＬＥＤ化を加速していくという計画でございます。

また、予定が入っていない学校につきましては、別途ＬＥＤ化の工事のみ入れる形で、計画を入れておりまして、今後も計画的にＬＥＤ化を進めてまいります。

○高山委員長 村岡道路課長。

○村岡道路課長 道路課では、以前より街路灯のＬＥＤ化を積極的に推進しているところでございます。現在、維持管理しておりますのが、街路灯が約6,500基でございます。平成26年度から計画的にＬＥＤ化をしておりまして、本年度末時点でのＬＥＤ化率は約85%でございます。

温室効果ガスの削減ですとか、ランニングコストの削減が確認できておりますので、今後も引き続き計画的にＬＥＤ化を進めてまいります。

○高山委員長 村田みどり公園課長。

○村田みどり公園課長 区立公園、児童遊園、それから遊び場の公園灯でございますが、こちら現状600灯ほど管理をしておりまして、毎年40灯程度改修を計画的に進めております。現状ＬＥＤ化されているものは85%程度完了しておりまして、残っているものが75灯で、今後2年間で完了する予定を見込んでおります。

○高山委員長 内宮経済課長。

○内宮経済課長 商店街の装飾灯におけるＬＥＤの切替えといったところでございますけれども、過去の補助金の活用状況を見ると、多くの商店街がその補助金を活用していることは把握ができたので、ＬＥＤの切替えを一定図っているのかなというのは認識としてはございます。ただ、全部をＬＥＤ化しているのか、部分的にＬＥＤ化しているのかといったところまではちょっと把握ができていないので、やはりその辺、周知をより図っていかねばならないかなというふうに思っております。

補助金としては、都と区の政策課題対応型商店街事業補助という補助金がございます、商店街の負担率としては20分の1で、水銀ランプからＬＥＤのランプの交換できるという補助制度がございますので、そういった補助制度を広く周知することで、2027年に向けて取り組めるよう、周知を努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○高山委員長 松平委員。

○松平委員 それぞれの担当課の理事者の御答弁いただきまして、ありがとうございました。

計画的にやっている、大丈夫という御答弁だというふうに認識を受けたところでありますが、これからやっぱり27に向かって駆け込みの需要と、材料自体がやっぱりなくなってくる可能性もあると思いますので、早くやるにこしたことはないと思いますので、その点、商店街のこういう補助金があるんですよという、2027年にLED化しなきゃ駄目ですよという周知も含めて、今後、取り組んでいっていただきたいなというふうに思います。ありがとうございました。

最後が、175ページの地域美化活動について、ちょっとお伺いしたいと思います。

分煙の様々、区のほうでも路上喫煙禁止で、巡回指導員さんですとか、あとは民間の喫煙所の設置助成というのをやっているところかとは思いますが。私自身は、たばこは吸わないので、たばこの煙もあまり得意なほうではないんですけども、西村先生が吸う葉巻の匂いは本当にいつも甘くて、いい匂いがするなと思っていまして、近くであこがれの気持ちを持って接しておりました。

たばこを吸う人も、吸わない人も、それぞれが地域で共存できるような分煙の政策というものは進んでいくことができればなという思いでちょっと質問させていただきたいと思います。

この668万4,000円の減額補正となっています。これはいろいろ分煙の施設の整備に関しては助成金等を行っておりますが、こういった要因で660万減額補正となっているのか、そのあたりの要因をお伺いしたいと思います。

○高山委員長 橋本環境政策課長。

○橋本環境政策課長 この減額補正につきましては、屋内喫煙所設置等の部分につきましては、当初の設置予定のままでございまして、もう一つ、巡回指導のほうの委託費、これの契約差金のほうがもう年度末になりまして、委託費用の確定ができつつありますので、減額した分になってございます。

○高山委員長 松平委員。

○松平委員 分かりました。ありがとうございます。契約の差金だということが理解できました。去年は、たしか民間の喫煙所だと2施設、茗荷谷の駅前のセブンイレブンと、あとメトロエムの中にあるところが公衆化されたということだと思うんですけども、その2施設でよろしかったでしたっけという確認をさせていただきます。

○高山委員長 橋本環境政策課長。

○橋本環境政策課長 分煙施設につきましては、屋内喫煙所施設につきましては、昨年度2施設で、今年度も2施設設置しております。

○高山委員長 松平委員。

○松平委員 分かりました。ありがとうございます。ただ、その施設が、たしか既存の施設を補助金を充てることで公衆化したという形になるかと思いますので、純粋な増にはなかなかハードルが高い部分があるのかなというふうに思います。

また、本郷の旅館さんも閉鎖をしてしまったという背景もありますので、なかなか民間の喫煙所をお願いするというのも、いっそくたに増えるという状況にはないのかなというふうに思っています。

ちょっとここで確認なんですけれども、今年の1月22日に総務省税務局のほうから、地方税制改正の、令和7年度の税制改正の大綱の通知が出ております。この中にも、昨年度もそうだったんですが、たばこ税に関しての記載がございます。望まない受動喫煙の防止に必要な環境の整備等が地方団体の努力義務とされていますと。望まない受動喫煙対策の推進や今後の地方たばこ税の継続的かつ安定的な確保を図るため、分煙施設の整備が、駅前商店街、公園等での整備が考えられることから、屋外の分煙施設等のより一層の整備を図るために、地方たばこ税の活用を含め、必要な予算措置を講ずるなど、積極的に取り組んでいただきたいことという記載がございます。

ここで、地方たばこ税の活用を含めという記載がございます。これは一般財源になっておりますが、文京区も23区の中でたばこ税、一番低い歳入には入っておりますが、10億円前後入ってきてございます。この通達といいますか、総務省から出ているこれに関して、環境政策課としてはどのように認識をしているのか、お伺いしたいと思います。

○高山委員長 橋本課長。

○橋本環境政策課長 御指摘のとおり、国の税制改正の大綱におきまして、令和6年度に続き7年度の大綱でも、望まない受動喫煙の防止等のために、分煙施設等のより一層の整備を要請しているというところは承知しております。

区におきましても、先ほど御答弁したとおり、民間事業者への屋内喫煙所設置費等の助成制度におきまして、令和5年度からその家賃助成を創設するなどの拡充に努めてきたところでございます。それもあつて、先ほどの御答弁のとおり、5年度と6年度にそれぞれ2件ずつ、そのうち1件は、既存のものではなく、新たに設置したものでございますが、そういっ

た開設してきたところではございますが、区内には、もともと適地が少ないといったことや、近隣住民の理解が得られにくいといった、そういった事情もございますし、近年の不動産価格の上昇といった、そういう要因もございますので、だんだんと助成制度の活用設置というのが難しくなっているという状況があるのも確かでございます。

区としましては、引き続き屋内喫煙所の設置について、近隣区のノウハウですとか、そういったところも積極的に学びつつ進めていくとともに、大綱でもありました、公有地の活用ですとか、野外密閉型の喫煙所などの設置の可能性についても、検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○高山委員長 松平委員。

○松平委員 ありがとうございます。公有地の設置の可能性も含めてというところで、今、御答弁をいただきました。確かに、なかなか人が集まる施設、区有施設においても、小石川運動場ですとか、文京スポーツセンターですとか、総合体育館周辺ですとか、やっぱり吸う場所がないので、ちょっと離れたところで、陰ですっと吸っているなというところは、私も目視で見るとはございます。そこが私有地であったりしたりすることもあるので、なかなかそこは難しいところではありますが、そういったところでの設置も含めて、検討を進めていただければなというふうに思います。

その中で、去年の同じ総務省の秋に出た通達の中で、分煙施設に関わる整備状況等に関する調査結果というのが出ています。これも見ていらっしゃるかなと思いますが、その結果によると、平成30年度から令和6年度において、全国市区町村の中で5割近い798団体が分煙施設を整備しているというところで、分煙施設整備の効果としては、路上喫煙の減少が最も多かったほか、住民からの苦情の減少、分煙環境の改善、あとは喫煙者の分煙意識の向上にもつながっているという効果が出ているというふうに出ております。

なかなか、このたばこの問題ってとても難しいと思うんですが、吸う人と吸わない人が共存できるような環境、望まない受動喫煙を減らすために、少しでも、いま一步、区有地での設置も含めて、検討を進めていただければというふうに思います。何か御答弁がありましたらお願いします。

○高山委員長 橋本環境政策課長。

○橋本環境政策課長 今、御指摘の総務省からの通達とともに、事例集も載っていたかと思うんですが、その中にも近隣区の実例などが載っておりました。私どもも、直接ヒアリングに行って、細かいお話も聞いたんですけど、やはり区によって特色が様々あって、全て文京区

に当てはめることというのは難しい面はありますが、しかし、可能性としてはありますので、先ほども御答弁申し上げたとおり、様々な可能性というのを追求しながら、今後も喫煙所の設置というところを努力していきたいというふうに考えております。

○高山委員長 はい、いいですか。

では続いて、上田委員。

○上田委員 今回は令和6年度の第5回目の補正ということでありまして、規模が1,418億になっているということで、こちらは令和7年度の当初予算の1,470億にかなり近似の値になっていて、この実績を踏まえて、7年度予算が編成されているということが分かります。

歳入について、これから質問してまいりたいと思います。

45ページのところの特別区税の中でも特別区民税については、先ほど田中委員のほうからかなり質問をしていただいて、ある程度理解をいたしました。かなり上振れしているように私たちから見えていましたけれども、様々、想定以上の納税義務者数の増や課税所得水準の伸びなどを考えると、かなり頑張っただけというふうには評価していらっしゃるというふうに伺っております。そこは理解いたしました。

また、もう一つの増要因として、ふるさと納税の見込みの部分について、もともとは42億8,000万円の影響額を見込んでいたところ、それが抑えられたというふうに伺っておりますので、思ったほどではなかったという部分については、伺っておりますので、そちらのほうも次年度の予算編成に反映されているというふうにお聞きしておりますので、それでいいのかということ。

また、先ほど人口構成について、例えば文京区の人口統計資料等から見込みを立てて、次年度予算を編成されているというふうに、見込まれているというふうに思いますけれども、その辺、先ほどは外国人に特化してお話をされていましたが、そういった生産年齢人口等の流入等をしっかり見込んでいるというふうに思うんですけど、そういった次年度予算への反映において、人口構成の分析というものはどのように行われたのかということを伺いたいと思います。

次に、特別交付金についても、田中委員のほうからかなりお聞きいただいていて、7年度予算に反映はまだされていないって、令和8年の2月補正のほうで、今回の配分割合の協議結果については、反映されるというふうに伺いました。

また、特別交付金についても、報告事項で出てくる、土地購入等について算定されるかどうかという話についてもお話が出ていたけれども、やはり特別交付金については、特に

算定ルールというものが不明確で、ある意味ブラックボックスとも言われてきて、最近、算定の根拠が少しずつ明らかになってきているところで、それをさらに特別区としては一緒になって明らかにしていこう。できれば、特別交付金は、これまで算定根拠が不透明だったからこそ、その配分割合を下げたいという方向だったものが、1%増えるということになりますので、やはり中身が分かって、交付してもらえるような、私たちにとってもヒントというものが欲しいというふうに思いますし、特別区間においても、なぜあそこは特別交付金がたくさんもらえているんだろうみたいな、そういう疑心暗鬼を生まないような、そういうルールづくりをしていていただきたいというふうに思いますし、それが行われるというふうに伺っているんですけれども、そちらのほうをもう少しお聞きしたいと思います。

また、81ページの財政調整基金の繰入金の部分について、これ195ページのところで、財調基金の積立てについても、後でお話をお聞きしてもよかったんですけれども、歳入のところで、やはり繰入額自体をある程度抑制することができて、それでまた積立ても行われたということで、もともと財政調整基金の6年度末見込みが178億円というふうになっているかと思います。総合戦略で標準財政規模の30%程度を維持したいというような目標を掲げられておりましたので、そういう意味では、努力されたというふうに思うんですけれども、こちらの見込みですとか、今回の補正予算における、その標準財政規模の30%、その目標を立てていて、その評価というか、その部分についてお考えをお聞かせいただきたいというふうに思います。

もう一個、では特定目的基金まで聞いて。

特定目的基金についても、公共施設等総合管理計画で、10年間で1,500億円の建設資金というのを見込んでいましたよね、もともと。この特定目的基金というのは、工事費等の設計に基づいて算出されるので、目標額というのを決めるのがなかなか難しいというお話をされていたかと思います。今回、特定目的基金の繰入れについても、繰入抑制がされたというふうにお聞きしておりますけれども、これからさらにインフレ等、物価上昇等も考えますと、特定目的基金の推移というものについても、中長期的に注目していかなければならないというふうに思うのですが、今回の繰入抑制とか積立て等について、どういう評価をしているのかということを伺いたいと思います。

○高山委員長 増田税務課長。

○増田税務課長 ただいまいいただきました、今回の補正の中身で、まず上振れとなったところでは、先ほどの田中委員への答弁で申し上げましたとおり、人口の増に伴い納税義務者数も

増となったところ、その中に占める外国人の割合が一定あるというところは、伝えているところでは。

含めまして、その中でふるさと納税のこと、で、例年私どものほうは、ふるさと納税の伸びのほうを翌年度の予算の減収要因として見込んでいたところでございます。令和6年度におきましては、42億8,000万円というところで影響額のほうを見込んでいたところでございますが、こちら令和6年度の、先日、都政新報のほうにも掲載されましたけれども、39.2億、6月時点でそういった数値となっておりまして、3億円ほど乖離が生じているところでございます。その部分について、本来影響があった特別区民税のほうで、外に流出をしてなくてというところで、今回、増額補正の一因となっているところでございます。

次回予算においては、ここの部分については、反映をさせて、見込みをさせていただいているところでございます。

含めまして、人口構成の中における生産人口のところでございますが、こちらも一定考慮させていただいた上で、納税義務者数のほうを算出させていただいているところでございます。

○高山委員長 進財政課長。

○進財政課長 まず、都区財調協議の動きですけれども、今回の特別交付金の割合が0.9%増額、大きく増えまして6%となったと。

来年度の財調協議におきましては、一応、算定の透明性、それから公平性の向上という観点から、早急なルールづくりを提案するというところまでが、一応、議論としてはそういうふうな方向性となっております。

ただ、これまでの2%に引下げよという、そういった主張のところについては、議事録等々、全然まだその文言は出てきておりませんで、今後、ちょっと確認をしていきたいと思えます。

重要なのは、やはり特別交付金が、結局、0.9%増えたことによって、140億円、23区全体で増えますので、文京区としましては、その獲得に向けて、細かい、今まで認められてきたところの分析、例えば普通交付金のほうで、公共施設等総合管理計画をつくって、普通は普通交付金のほうで認められるんですけど、そこに例えばコンサルを入れて、マネジメント支援みたいな経費をつけると、普通はそこはなかなか細かくて申請はあまりしないんですけど、そこも分析をして、一定、申請をして、ヒアリングを通しながら、一定、認められる方向性を確認し合っているような、そういった状況をどんどん今後も増やしていきたいと思っ

ております。

それから、財政調整基金ですけれども、今回、繰入れと積立てを行っております。結果、178億円が2月補正後の残高となっております。ここの評価につきましては、委員のおっしゃったとおり、標準財政規模の30%、約200億円、こちらが一定の目安となっておりますけれども、まだ200億円には達していないものの、ただ、ここから当初予算で一応76億円を繰り入れる予定となっております。差引き100億円の残高で、この100億円の残高が一旦維持できておれば、一定、不測の事態に備えた一般財源が確保できているというふうに分析をしております。

それから、今年度の動きを考えますと、今後、新しい年度に入って、9月補正で積立て、それから2月補正でまた再度抑制と積立て、そういったところの金額を勘案すると、一定、やはり基金の戻りというのが期待できますので、引き続き健全な財政運営が確保できているというふうに考えております。

特定目的基金のほうですけれども、こちらのほうにつきましては、総額で見ますと、5年度末、約611億円だったものが、今回6年度末で539億円、約マイナス72億円の減少となっております。その前の年を見てみると、マイナス23億円だったので、一定、その基金を積極的に活用ながら、公共施設整備を行ってきたというものの、やはり引き続き公共施設整備というのはずっと続いていきますので、特別区債を活用したり、やはり一般財源の伸びにも期待しないといけないんですが、そういった面で、ちょっと特定目的基金の残高維持にも努めていきたいと考えております。

○高山委員長 上田委員。

○上田委員 ありがとうございます。よく分かりました、基本的には。財調のところだけ、引下げのところは、引下げを求めてきたというのは言ったと思いますけど、2%にというのが、私、ちょっと言ってないと思うんですけど、言った……。

(「4%か2%……」と言う人あり)

○上田委員 4%か2%、あ、でした。すみません。

で、5%で5.1%で6%になったというのは理解しています。以上です。

それから、歳入について、続けます。

次に、91ページの寄附金について伺いたいというふうに思います。

ふるさと納税については、私も当初予算のところで、総括質問で、寄附メニューを増やして、一般寄附金として確保目標額4,000万円というふうにしていたかというふうに思います。

これが大幅に伸びたということは、よかったというふうに思います。様々寄附メニューを増やすことで、増えているということは、よかったかなというふうに思っています。

こちらについては、様々、文京区独自のものもあれば、いろんなメニューを増やして、寄附の確保に努めていらっしゃるということは評価したいというふうに思います。

ちなみに、ふるさと納税と寄附という言葉、総務課としてはどのように使い分けていらっしゃるのか、自覚的に使い分けていらっしゃるのかどうか、ちょっと確認したいというふうに思います。

あと、ふるさと納税で、返礼品をお送りするふるさと納税というのが、全て区外の方というふうにお聞きしておりますけれども、そちらはそれでよろしかったですか。

○高山委員長 武藤総務課長。

○武藤総務課長 明確にというところではございません。あくまでふるさと納税というのがそういう制度というところで、その制度を使って、区に御寄附を頂いているというふうには考えてございます。

それとあと、ふるさと納税の中で返礼品を提供するというのは、基本的には区民ではない方による方に対して、返礼品のほうを提供しているというふうに考えてございます。

○高山委員長 上田委員。

○上田委員 分かりました。でも、すごいですね。区外の方から、こんなにふるさと納税、寄附されているということが分かりました。文京区の税金というか、財源が、区民の区民税だけではないですし、もちろん国や都からの交付金もそうですし、そしてさらにふるさと納税等によっても支えられているということがよく分かりました。ということは、文京区の様々な施策、もちろん区民の福祉の向上とか区民生活の向上のために使われなければならないと思いますけれども、ただし、施策を打つ上で、ふるさと納税などを通じて、文京区を支えてくださっている区外の方もいらっしゃるということを改めて感じました。ありがとうございます。

次に、金利について、91ページの起債について、お伺いしたいというふうに思います。

2023年に日銀の上田総裁が就任されてから、2024年3月にマイナス金利政策の解除が行われました。その動きをつかんでいたから、私のほうで令和6年の予算委員会の総括質問で、金利についてお伺いをさせていただいております。

さらに、この1月には、金利をさらに引き上げるということで、さらに追加の利上げも示唆するような発言もあるということをお聞きしておりまして、これからどのように起債をし

ていくのか。計画的に起債をしていく必要があるとは思いますが、金利の動向もやはり注目しながら起債していかなければならない。

またさらに、建設資金等についても、インフレーションがどんどん進行していく可能性もあるかというふうに思いますので、そういったところも総合的に考えながら、こういった公共施設の総合管理計画を進行していくのかとか、起債を行っていくのかということが重要になってくるかというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○高山委員長 進財政課長。

○進財政課長 委員のおっしゃるとおりです。今年の1月の日銀が金融政策決定会合のほうで0.5%まで追加の利上げを行っております。財政課のほうとしましては、金融機関の引受金融機関、そちらのほうの担当者とちょっとヒアリングを行っております、こちらの認識としては、これまで大体1%から1.2%で利率固定金利で、適債事業の公共施設整備に10年満期で、一括返済で借りれるというふうに見込んでいたところなんです、直近の金融機関から出される貸付の条件表をみますと、1.5%まで上がっているんですね。今後、日銀の動きによっては、もう6月時点ではさらに0.1%、さらに、今、おっしゃっていただいたように、1%まで上がってくると、来年度以降、またさらに0.5%上がってもおかしくない、そういったような状況を把握しているところです。

財政課としましては、やはり適債事業がある限りは、自治体が借りる特別区債で固定金利なので、そこが一番のメリットだと思っております。そういった意味では、適債事業がある限りは、極力、特別区債で財源の確保、それから文京区の場合、公債費負担比率を見てみると、特別区平均が大体1.8%、5年度決算ですけど、それが0.7%なんですね。まだまだ借入れの余力があると、そういったところも勘案しながら、適宜、区債の有効な活用を図っていきたいと思っております。

○高山委員長 上田委員。

○上田委員 ありがとうございます。その公債費負担比率などの財政指標を確認しながらというのは、もちろんそうだというふうに思いますが、もし、これから物価高とかも続いていくということを考えて、もし可能な事業があれば、起債も建設も前倒しも、いい場合があれば、先送りがいい場合があれば、両方あると思うんですけども、よく考えていただきたいというふうに思います。

次に、歳出に入りたいというふうに思います。

107ページの災害用備蓄物資の部分については、先ほど田中委員がお聞きくださいました。

その61ページの新しい地方経済生活環境創生交付金を使って、先ほどおっしゃったような内容のものを、物資を買われるということで、これについては、14ページの繰越明許で、年末について補正予算で、2月補正で買うことを決めたはいいけど、何を買うかということまで、3月末までに完了することが困難であろうというふうに思いますので、そちらのほうは繰越明許でしっかりとよきものを買っていただきたいというふうに思います。

で、その4,000万円の補助金を必ず余らせることなく、でも正しく使っていただきたいというふうに思います。

109ページの緊急防災対策の部分については、皆さん、これまでもっとお聞きになるのかと思っておりましてけれども、お聞きになる方が少ないんですけれども、こちらのほうですね、6月の補正予算で唐突に9億円の補正予算が出てまいりました。どうして当初予算じゃないんですか、いや、それは1月に能登で地震があったからですというお話で、区民の防災意識を高めなければならないというふうな思いがあったから、年度当初に補正予算をしまったというお話でございました。

ただ、その不用額が3億円を超えるという話になってまいりまして、これは財政課も、新規需要を立てる所管のほうも、やはりしっかりと見積りを正しく精査してから、政策立案を行うべきではないかというふうに思います。それは財政課も、査定をどうされたのかとか、もちろん、しっかり入札をされて金額を落とされたということは、それ自体は評価したいというふうに思いますけれども、補正予算が唐突にあるということが、財政規律としてちょっといかなものかというふうに思いますし、そういった面について、今後どのように改善というか、図っていただけるのかということ伺いたいと思います。

○高山委員長 防災課長。

○齊藤防災課長 まず、備蓄資器材の拡充のところにつきましては、御指摘のとおり、国の補正予算が年末に決まったということで、年度内執行が難しいということで、事業執行については、翌年度に繰り越して拡充をしていくところとなっています。

今、国のほうとも、いろいろ更新手続のほうを進めておりますので、具体的にどういったものを買うかというところは、その中で細かく調整をしていきたいと考えております。

また、緊急防災対策事業での不用額ですけれども、基本的には、「そなえて安心BOOK」、防災用品配布事業の契約差金と執行実績による減額というところが主な要因となっております。

具体的には、防災用品の購入費ですね、申し込まれた防災用品を調達する経費、こちらに

ついて、入札によって購入単価と予算額との差が出たということと、あと、申込み実績が当初予定していた申込み率に届かなかったというところが主な原因となっております。

予算計上に当たって、いろいろ事業者が防災用品を購入する場合というのが、各事業者が独自で持っている調達ルートがあって、それぞれで、なかなか各社で調達コストには結構差が出るんだらうというところは聞いてはおったんですけども、一方、どの程度、落札率というところが計上できるかというところを具体的に示すことが難しく、予算上は落札率というところは設けずに、1,000円の単価のものを1,000でというようなところで単価設定をしたというところでございます。

また、他区のほうでは、同様の事業を行う場合、よくプロポーザルのほうで事業選定をすることが多いんですけども、本区では、コストの削減であったり、あと確実に事業の実施期間を確保するために、入札というところを採用させていただいたところです。

こういった状況の中で、結果的に経費が大幅に縮小されたというところで、減額補正になったというような経緯でございます。

○高山委員長 進財政課長。

○進財政課長 委員、おっしゃっていただいたとおり、今回、入札を行って、3億円の減額となっております。御承知のとおり、随契、それからプロポーザル、それから入札、その順番において、金額面においては競争性が働いて、こうやって執行残が出てくるんですけど、やはりちょっとこの金額につきましては、財政課でも少し金額が大きかったかなと反省をしているところです。

今後、予算編成におきましては、やはり複数の事業者からの見積り聴取、それから見積りをもらうときに、例えば仕様書、そこに基づいて見積りを出してきますので、その完成度の確認とか、あと、今、防災課長が申し上げたとおり、似通った事例の落札率の分析、そういったところに努めていきたいと考えております。

○高山委員長 上田委員。

○上田委員 ありがとうございます。事業自体については、これから災害対策の特別委員会や決算委員会等で評価がされるというふうに思いますので、そちらのほうはそちらでというふうに思いますけれども、やはり年度途中で唐突にかなり大きい額の補正予算が出ましたので、こういう部分については、必要ですねというふうに私たちも納得させていただきたいですし、しっかりと財政課の査定を経た事業であるというふうに安心して予算を賛成したいと思っているので、今後、よろしく願いしたいというふうに思います。

それから、民生費について、3点ほどあります。

令和7年度の当初予算で、扶助費で20.6%、民生費で10.7%アップしているというふうに思います。こういった状況の中で、こういったものがそういった扶助費、民生費の、性質別扶助費が20%で、目的別民生費で10%上がっているんですけど、こういった要因で、そういった押し上げているものがあるのかというのを、6年度の実績等から見ていきたいというふうに思います。

141ページの障害福祉サービス費については、先ほど田中委員が質問してくださいましたので、内容については分かりました。利用の伸びとか報酬改定等がありましたよという話でございます。

当初予算が23億7,000万円の事業で、2億円の補正をしているわけですね。単純に計算して、1か月に2億円ずつ支出しているというふうに考えられます。それが少しずつ多かったということであるとするならば、ちょっと秋口の段階では、年度末に資金がショートするんじゃないかというふうに心配に、それこそ手元の現金が足りなくなるんじゃないかと心配になるんじゃないかというふうに思うんです。もちろん、3月に補正すれば、この補正予算が通れば、支給は大丈夫ですというふうにおっしゃったので、このタイミングで結果的には間に合ったんですけども、そういう意味では、11月とか9月とかにもしかしたら補正が必要な場合もあるのかもしれない。伸びを見ながら、次年度の執行状況を見ながら、そういった部分も検討していかなければならないのではないかなというふうに思います。

7年度当初予算については、2億7,000万円アップで見込まれているということですので、今年度並みの使用状況であれば、足りる予定というふうに思いますけれども、そういったところも気をつけていただければというふうに思います。

それから、149億円の子どもの医療費助成については、この増額補正をされていて、これはマル青がスタートして、高校生の利用がかなり伸びているというふうに思いますけれども、マル青のほう伸びているということが分かります。これは、文京区のほうで、東京都のスキームより所得制限のほうをなくして、東京都のスキームで対象とならない方の分も文京区が独自に出しているということで、伸びているということだろうというふうに思います。

これについても、予想以上の伸びということで、次年度予算に反映されているものというふうに思いますけれども、もちろんその利用は必要なもの、していただきたいというふうに思いますけれども、していただきたいと思いますが、次年度に対して、どのような見込みを持っていられるのか、お伺いしたいと思います。

それから、153ページの生活保護に基づく保護費の部分でございます。

こちらのほうについては、生活保護に関しては、文京の社会福祉によれば、近年、生活保護の被保護者の人数自体は、微減傾向というふうになっておりまして、報道等によれば、全国で生活保護が急増しているというお話も聞きますけれども、文京区においては、その傾向はないというふうに伺っておりますけれども、そちらは大丈夫なのかということ。

また、同じく、文京の社会福祉によれば、生活保護費、被保護者が減っているということもあって、全体的に生活扶助、住宅扶助、介護扶助、施設保護費等が年々下がっている状況の中で、医療扶助費のみが上がっている状況というふうに、これ読み取れます。こういったことから考えると、この生活保護費の増額補正というのは、こういった要因によるものなのかということをもう少し分析して教えていただき、それが7年度予算にどのように反映されているのかということをお願いしたいと思います。

また、医療扶助が伸びているという状況なのであれば、もちろん医療扶助、大事なことですから、しっかり使っていただく必要があるというふうに思うんですけれども、御病気になるということは、御本人のQOLにも関わることでありますので、例えば生活習慣病等に関しては、知識をしっかりと啓発したりとか、重症化予防を進めるとか、そういった取組が必要になるかというふうに思いますけれども、どのようにお取組いただいているのか、教えていただければと思います。

○高山委員長 永尾障害福祉課長。

○永尾障害福祉課長 障害福祉サービス費につきましては、先ほど委員のほうから御指摘がありましたように、今回の2月補正後の予算額のほうで、約25億8,200万ということで、月に平均しますと大体2億強の支出になっているというところでございます。

サービス費の支払いの時期でございますが、2月請求分につきましては、3月10日頃にお支払いをして、3月請求分については、4月10日頃ということになっておりますので、現在の執行状況であれば、足りるというような状況でございます。

しかしながら、基本的に必要な経費については、きちんと当初予算の段階で見込んでいくということも十分認識をしておりますし、先ほど委員のほうからお話がありましたように、予算の執行状況というところをしっかりと見据えながら、適切なタイミングで補正予算のほうを計上していくという形で対応していきたいと考えております。

○高山委員長 篠原課長。

○篠原子育て支援課長 医療費助成に関してですけれども、今回、16歳から18歳までの対象に

なる方は、令和5年以降増加傾向にあるということで、これがまず増加の要因の一つです。

もう一つは、委員のおっしゃるとおり、この医療費助成の高校生分については、都と区で割合を決めるということで、東京都のほうで所得制限を設けている関係上、文京区は割と所得が多い世帯の方が多いということもございまして、都と区の負担割合は大体4対6の割合で、区のほうが多く負担してございます。こういった要素もあるということ。

またもう一つ、マル青の要素としましては、この2年間の実感としまして、新型コロナの感染症の5類への引下げで、行動範囲が広がったということと、あと部活動がまた復活したことによって、主に柔道整復師の医療費助成の実績が多いということ。また、新型コロナの感染症やインフルエンザなどの感染症に感染するお子さんが人口の増に対して増えているということで考えております。

次年度の予算においても、こういった要素をしっかりと加味しながら予算計上を行っているというふうに考えてございます。

○高山委員長 渡部課長。

○渡部生活福祉課長 生活保護費の件につきましては、委員のおっしゃったとおり、文京区におきましては、受給数が微減でございます。これは東京都も同じような傾向でございます。その中で、こういった形で生活保護費のほうを予算立てていくかということにつきましては、過去数年間の実績を見まして、その伸び率等を含めまして、予算のほうは立てている状況ということで、7年度につきましても、同じ手法のほうで行っているものでございます。

ただ一つ、やはり問題なのが、委員のおっしゃったように医療費でございます。医療費が伸びているという状況につきましては、生活保護受給者の方の高齢化というものがございす。ちなみに、令和4年度につきましては、60歳以上の生活保護受給者につきましては71.0%、令和5年度につきましては71.4%と、わずかではございますけれども、増加傾向にございます。

そういった中で、医療費につきましては、今後、高齢化がまた進む中で、増えていくものというふうに考えてございます。

ここで、もう一つ難しいのが、医療費の中では、特に終末期の医療の方が生じた場合に、その方お1人でかなりの金額のほうを支出する形になりますので、なかなかその予測が難しいところではございますけれども、そういったところは、安全率等、過去の実績から生み出しまして、そちらのほうで算出しているところでございます。

また、こういったことで、今後また医療費のほうが増らむことの抑制策でございすけれ

ども、生活福祉課のほうでは、保健師の会計年度職員によります健康管理というものを行っております。こちらは、生活保護の方におきまして、特に保健指導、それからそれを面談で行いまして、なおかつ健康診査の受診のほうの促進等を行っております。個別にそれぞれの方につきまして、その保健指導のプランを立てまして行っているものでございます。こういったことを活用しながら、医療費の抑制のほうも進めていきたいというふうに考えてございます。

○高山委員長 上田委員。

○上田委員 ありがとうございます。障害福祉費については、もう大体分かったのでもいいんですけれども、子どもの医療費助成については、やはり103万円の壁を引き下げるとかという話もあるぐらいですから、所得制限の引上げをやはり東京都に申し入れていくということも重要なことかなというふうに思います。所得上がっているわけですから、所得制限を引上げてもらうということは必要なことだというふうに考えますので、それもよろしくお願いしたいというふうに思います。

それから、保護費については、できる限り、お金のためではなくて、被保護者の方が健康に過ごせるようにしていただければというふうに思います。

最後に、教育費と基金積立てについて伺いたいと思います。

まず、185ページの世界に向けた学びを紡ぐプロジェクトについては、こちらのほうは、本来でしたら、当初予算で秋口にシンポジウムを予定していたかというふうに思いますけれども、そちらのほうがちよっと未実施になって、その代わりに、国際バカロレア機構と協定を結んで、来年度大きな企画があるというふうに伺っております。そちらのほうには期待しておりますけれども、今年度もできたらよかったかなというふうに思うのですが、そちらのほうできないということが分かったのがいつ頃だったのかとか、そういった部分について、経緯等をお伺いできればというふうに思います。

それから、189ページの給食室の工事についてですけれども、これは給食室の工事自体の話もそうですけれども、原因としては、ケーブル不足とか資材不足とか人手不足というふうに伺っていますけれども、工事ができないということがこれからそういった様々な場面で起こってきて、債務負担行為等で複数年でやりますというものもあれば、まとめて何校かやりますというものの中で、数校未実施になるとかということはあるかなというふうに思います。

そういった部分については、1回減額補正して、次年度新たに計上して、工事を遂行するということになるのかなというふうに思うんですけれども、そういった、学校に限らないで

すけれども、工事全体ですね、工事が遅れたり止まったりとかという際に、どのように会計的にもお金を確保したり、事業を執行管理をさせたりとかというのは進行管理を行っていくのかということを伺いたいと思います。

最後に、基金積立てについては、財調基金とか区民施設整備基金については、先ほど繰入金のところでお聞きしたのでいいんですけれども、197ページの森林環境基金については、お聞きしたいというふうに思います。

森林環境譲与税についても、今回、補正ありますけれども、こちらのほうは人口に見合った増額補正ということで、そんなに気にならないんですけれども、積立金のほうがかなり大きくて、私のほうでも昨年の総括質問で、特別区で、複数区で一緒になってチームを組んで活用するというような方法を取っている区もありますよとか、様々、例示を御提案させていただいているところでありますけれども、しっかりと森林環境基金を使って、森林環境譲与税が有効に使われていますということを区民の皆様にお示ししていくことが重要になってくるかと思います。

今年度については、ちょっと積んでいる額が大きいかというふうに思うのですが、次年度以降、どのようにこちらのほうを活用していかれるおつもりなのか、お聞かせください。

○高山委員長 藤咲課長。

○藤咲教育施策推進担当課長 まず、185ページの世界に向けた学びを紡ぐプロジェクトについてですが、こちらのプロジェクトの中で行う予定でありましたシンポジウムが、昨年の秋実施を予定しておりました。ただし、登壇者の調整が最終的につかなかったために、昨年秋実施予定だったシンポジウムは残念ながら中止せざるを得ない状況になってしまいました。その分、この額ですね、減額補正というふうになっております。

昨年の秋できなかった分に関しましては、令和7年度の夏頃に実施する方向で今、調整を進めているところです。

○高山委員長 岡村政策研究担当課長。

○岡村政策研究担当課長 森林環境譲与税の活用というところの御質問でございます。

昨年度の総括質問のところでお上田委員のほうからいただいております、区長会の報告に関することかなというふうに思います。複数区がまとまることによって、事業規模の拡大によりますスケールメリットだとか、そういったところのこともありまして、連携先の見つけ方だとか、マンパワー不足による課題だとか、そういったところは解決できるのではないかと、そういったような提案だったかなというふうに思っております。

文京区におきましては、これまで23区ではないんですけれども、協定自治体でございます島根県の津和野町と森林環境学習だとか、あと津和野町産の国産木材を活用した積み木を区立保育園だとか子育てひろばなどで使っていただくような取組を進めているようなところでございます。そういった他自治体との連携したメニューも、引き続き、譲与税に有効に活用してまいりたいというふうに考えてございます。

今後につきましては、本年度、他区への視察なども行いながら、事例の研究を重ねているところでございます。有効に活用できるように、今後も努力してまいりたいというふうに考えてございます。

○高山委員長 宮原教育推進部副参事。

○宮原教育推進部副参事 昨年度の給食室の工事につきましては、委員からお話ありましており、令和5年末になりますけれども、電線ケーブルの供給が、一時的に新規供給のストップという流通の問題がありまして、その回復が夏頃見込まれるとはあったんですけれども、今回の工事場所が給食室ということで、実際工事を始めてしまってから、夏工事で終わらなかった場合に、その後の給食の供給に非常に大きく影響が出てしまうという特殊な場所だったこともあり、今回は見送るという判断をしたところでございます。

その他の工事等につきましては、基本的には条件等も再度検討した上で、再入札を行って、工事を進めていくと。今回の給食室につきましては、年度を越えての再度の実施を行う方向で計画しているところでございます。

○高山委員長 大畑整備技術課長。

○大畑整備技術課長 教育施設も含めて、様々な公共施設において、工事費の高騰やその他様々な理由により工事の不調といったことが近年起きておりますが、できるだけ今後の工事、施設運営などに大きな影響が、工事がずれると大きな影響が出ますので、できるだけそういうことがないように、工事の計画の段階で、入札が2回できるようなスケジュールを組むですとか、余裕を持ったそういった設定をして、できるだけ影響の少ないようにというようなことを対応しております。

○高山委員長 では、ほかに御質疑ある方、挙手願います。

山田委員。

○山田委員 私は、まず107ページの防災対策費と、それから109ページの防災対策費、127ページの産業経済費、それと183ページの教育費の部活動のところ、そこについて質問をさせていただきます。

まず初めに、先ほど来、この備蓄物資の整備のところ、もう既に質問も出ていて、答弁からも、ここでは資器材として炊き出し釜やマンホールトイレ、シャワーを購入する予定でいるというふうにお聞きしました。

先日、国の話も聞く機会がありまして、能登半島沖の地震のとき、それだけではなく、近年すごく甚大な被害を起こす地震だったり自然災害の中で、避難所において、例えば受援とか応援計画、文京区もやっていると思うんですけども、食料品だったりとか使い捨てのものの救援物資というのは、結構、他県からも送られてくるような体制はあっても、こういった資器材に関してというのがなかなかそろっていないということで、国が、いざ発生したときに注文をしてもなかなか間に合わないというところが、やはり今回、地方自治体に補助金を出して、しっかりとこの辺も整備してほしいというのと、それとあと各自自治体で何をどのぐらい持っているのかということも把握してほしいというようなことを聞く機会がありました。

そのための今回の購入に至ったのかなというふうに思っておりますが、実際問題、例えば文京区って限られた面積の中で、避難所がいろいろあって、主に学校だったりするわけですけども、地方のように体育館もそんな大きいわけではないわけですよね。限られた人数の方しかやっぱり受け入れられない。そういった中で、こういった例えば簡易ベッドだったりとか、マンホールトイレだったりとか、こういった資器材というものを買い足すに当たって、今現在、例えばどこの学校でどれだけ足りないのかとか、具体的にそういったことというのは把握されているのか。買えばいいというものではないと思うんですね。そういったところ、例えば、じゃあもう少し欲しいけど、置く場所がないんだとか、その辺のところを、ごめんなさい、ちょっと教えていただければなと思ったのが、ここでの質問です。

○高山委員長 齊藤防災課長。

○齊藤防災課長 国や都のほうで進める今の避難所環境の改善というようなところの大きな動きがあるという中で、我々も以前から、段ボールベッドですとかパーテーションですとか、そういったプライバシーを守ったり、あと要配慮者への対応というようなところで、備蓄物資のほうは整えてきたというところですけども、それぞれ、能登半島地震などのように避難生活が長期化すると、やはりそういったことを考えれば、我々が今、備蓄している物資というところは、なかなか足りていないというところもあるのかなというふうに思っています。

ただ、やはりスペースは限られますので、学校とか体育館とかがいきなり広くなるということはないですから、我々として今できることとしては、やはり二次的な避難所を外に確保

していったりですとか、在宅避難を勧めることで、避難所への避難者を抑制するところの今までの取組を、まずは引き続き継続するところなのかなというふうにも思っています。

一方で、やはり避難所というところも、環境改善というところは大きな課題ですので、今回のような国の交付金も活用させていただきながら、取り組んでいきたいというふうには考えているところでございます。

○高山委員長 山田委員。

○山田委員 ありがとうございます。

次に、区民防災組織の育成、その同じページの6番なんですけれども、ここは約150万円の減額になっているんですね。やはり発災したときって、区民の一番近くにいるのがやはり町会だったり、マンション自治体だったりとか、そこだと思うんです。そういった意味では、これ減額のことをどうのこうのというよりも、この区民防災組織の育成ということは非常に大切だなというふうに思っているんですが、減額しちゃった理由も聞きたいですし、それからあと育成というのがどういう内容のものを行っているのか、それでどうして減額したのかというところをちょっと教えていただければと思います。

○高山委員長 防災課長。

○齊藤防災課長 まず、区民防災組織の減額の要因としては、ここは町会とか自治会が行う防災訓練ですとか、備蓄の経費に対する助成金の項目になります。助成金の実績によって減額をしたというところでございます。今年でいうと39件、今のところ助成金の実績はありますが、例年40件前後の助成金ということで、町会とかの数からすれば、まだまだ活動の広がりには期待していききたいなというところではございます。

やはり発災時に、住民主体の防災活動を促進するという意味では、我々もやはりちゃんと町会の活動に伴走しながら、支援をしていかなければいけないというふうには考えております。この助成金も一つの財政的な支援でもありますし、あと防災アドバイザーの派遣事業であったり、あと防災士の資格取得というところも支援をさせていただいておりますので、我々、日常的にいろんな相談を受けることはありますけれども、そういった支援スキームなんかも組合せながら、しっかり取り組んでいきたいと考えております。

○高山委員長 山田委員。

○山田委員 内容としては、本当に優れているなというふうに思うんですけれども、中には、避難訓練ってどこでやっているのということを普通に聞いてくる人もいるのが実際なんですね。防災訓練の実績で、今、令和6年で39件とおっしゃられて、町会だけでいうならば、

150町会ある中で39というのは、やはりもう少しここ伸びてほしいなというふうに感じるところではありますが、実際に町会によっては、組織体制がしっかりできているところと、あとは、あってもやはり高齢者がほとんどで、例えば新しい試みという言い方をしたら失礼ですけれども、いわゆる若手の町会員さんがいないところだったりする、いわゆる弱い、力的に弱いというんでしょうかね、なかなかそういった町会にどうやって働きかけていくのか、そこやっぱり大切だと思うんですね。そういったところの育成というのかな、そういったところの区からの支援というのかな。先ほど伴走する、連携してとおっしゃられたけれども、そこをもう少し——まあ、課題として認識はされているんですけれども、その辺のところは力を入れてほしいなと。弱い組織には、どんなに育成しても、補助金を出しても、なかなか利用されないというところをどうやって見ていくのかなというところは非常に気になるところですので、ちょっと御意見があればお願いします。

○高山委員長 齊藤防災課長。

○齊藤防災課長 防災活動という面からも、やはり町会ですとか地域ごとに、活動の量ですとかそういったところに差はあるというところは認識しているところでございます。我々のほうも、やはりコロナもあって、地域活動が止まってしまったところから再開するというところにすごくエネルギーが要するという時期もあったりしたところもあります。

我々も、例えば年に4回、避難所総合訓練をやりますけれども、中には、久しぶりに訓練をやったというようなところもありますので、避難所総合訓練を、我々がやる訓練をゴールにするのではなくて、逆にそこをスタートにして、次の年ですとかそういったところでも、小さな取組でも構わないから、継続性を持っていきましょうということで、我々のほうは、いろいろと支援をさせていただいているというようなところでもございます。

実際に、昨年度やった学校で、久しぶりにやったというところが、今年、自主的に訓練を立ち上げたりですとか、あと、実際に防災士の方が地域の方を巻き込みながら新しい取組を進めたりですとか、そういった小さな芽も出てきていますので、我々、継続的にそういったところの支援というところでは取り組んでいきたいと考えております。

○高山委員長 榎戸区民課長。

○榎戸区民課長 地域の町会の取組では、やはり私どもが耳にしているのは、防災訓練だけだとなかなか人が集まらないので、イベントと併せてやるような形で取り組んでいる町会もあるというふうに耳にしています。こちら防災のほうの補助金につきましては、あくまで訓練のみの補助金で、区民課のほうでは、イベントのほうの補助金という形で、同時に両方は出

せないわけですね。別にやっているケースもございますので、単純な訓練じゃなくて、少しイベント形式での防災の取組というのは、ほかでもやっているというふうに耳にしておりますし、そうした取組につきましては、私どもとしても、ほかの町会のほうに共有するような形で支援している状況でございます。

○高山委員長 山田委員。

○山田委員 ありがとうございます。もちろんそうです。でも、私がちょっと今、質問で投げかけたのは、人が集まらないというよりも、組織の小さいとか組織の弱い町会がどうやって防災組織を強めていくのかというところですので、その辺のところは、今、御答弁いただきましたので、しっかりと、とてもここの部分は大変重要なところだと思いますので、力を入れていていただきたいなというふうに思います。

次に、防災対策費、109ページの緊急防災対策事業ですね、カタログのところです。

先ほどもここで質問が出て、約3億1,700万、不用額と言われ、減額になった補正ですけども、私も最初この数字を見たときに感じたのは、あれっと思って、今回全世帯を対象にしたわけですけども、申し込まなかった世帯分の金額が3億だったのかななんてふっと思っちゃったんですね。多分、もしかしたら区民の中でもそのように感じちゃう方もいらっしゃると思うんですけども、でも御説明を聞いたら、今回は、先ほども財政課の進課長のほうからも入札での見込みということでお話しされましたけれども、1,000ポイントで推計していたところが、やはり単価が安かったというところでの減額と聞いて、あ、なるほどなというふうに、私は、ここの部分での数字そのものも、予算という意味では大切ですけども、この事業そのものが、今回は全世帯に向けての防災・減災の啓発の発信だと思っているので、やはりこれは大変意味のある事業だったというふうに自民党は評価しております。

で、実際問題、この事業に申し込んだ割合というのが、何%だったのかを教えてください。

それとあと、先行他区と比較しての実績数というのも、もし分かれば、そこもお聞きしたい。

それからあと、たしかここの事業では、全世帯に、この配布を機にアンケートでの意見聴取も試みていると思うんですね。まだまとめてはいらっしゃると思うんですが、改修率がどのくらいだったのかというところを教えてくださいませんか。

○高山委員長 齊藤防災課長。

○齊藤防災課長 防災用品配布事業につきましては、「そなえて安心BOOK」のほうですね、約13万世帯のほうに配らせていただきました。最終的には、約9万3,700世帯から申込みをいただきまして、申込み率は71.9%というところになっています。先行区ですとか、同様の自治体で行っている実績を聞く限りでは、大体75%前後というところでも聞いておりますので、若干足りないまでも、同じぐらいのレベルなのかなというところで捉えているところでございます。

また、アンケートは、特にインターネットから申し込まれる方については、アンケートのほうを必須でお願いしてきたというところで、WEBの申込みが58.6%ぐらいある中で、大体、5万5,000を超えるアンケートの回答をいただいたというところでございます。

○高山委員長 山田委員。

○山田委員 ありがとうございます。WEBでのアンケート、WEBでの申込みも多かったということですね。素晴らしいと思います。それで、58.6%から回収があったということ。今ここで、そのアンケートでの意見というのは、ここではお聞きはしませんが、今回のこの事業を、やはり令和7年度、これから当初予算審議に入っていくわけですが、次の施策に生かしていくことが大切だと思っています。

細かくは聞かなくても、何かはっとするような意見ってあったのかなって。何かあれば教えていただけますか。

○高山委員長 齊藤防災課長。

○齊藤防災課長 今回アンケート、今、集計中ですが、単純な積み上げだけで、単純集計だけでいえば、この「そなえて安心BOOK」自体が役に立ったと答えていただいた方が、86.8%の方から御回答いただきました。

また、在宅避難って知っていますかというところを聞くと、もともと知っていたという方が大体53%ぐらい、「そなえて安心BOOK」で初めて知ったという方がさらに28%ぐらいあったということで、一方で、在宅避難ってまだまだ半分の方しかなかかったんだなというところの気づきもありつつ、今回の事業で一つ積み上げというところでは、防災啓発としては、一つ効果はあったのかなというふうに感じています。

また、先ほどの71.9%の中の世代別というところを少し眺めてみると、やはり40代以上の方というのは、大体年代ごとに70%から80%ぐらいの申込み率ですが、20代の方というのが大体51%ぐらいだったと把握をしています。若干、比較的少なかったというところもあります。その数字だけをもって、何か課題というところを捉えるのはなかなか難し

いとは思いますが、今後、そういったところの属性なんかも含めて、いろいろな意見をいただく中で、次の各施策のほうに何が必要なのかというところの課題の整理につなげていきたいと考えております。

○高山委員長 山田委員。

○山田委員 ありがとうございます。いろいろ単発でも、災害対策の事業はやられているわけですが、やっぱり今回やったこのカタログを配って、そして区民を啓発して、そしてアンケートを取ったというところまで、アンケートを取ったということで、ほかの事業にもやっぱり生かしていくんだなというふうに、今、御答弁を聞いて、すごく感じました。ありがとうございます。ぜひ、次の展開に結びつけていただけたらなというふうに感じます。

次に、127ページの産業経済費の4番の商店街振興対策ですね。ここは、キャッシュレスポイント還元事業のところですね。

今回、ここで約3,640万ほど増額をされました。そもそもこの還元事業は、商店の売上げ増だけではなく、やはり消費者への還元ということで、また消費者も、幅広い世代で人気のある事業ということですが、今回見積っていた額よりも足りなかったという、この要因というのがあるのか、お聞きしたいと思います。

○高山委員長 内宮経済課長。

○内宮経済課長 今回の補正の増のところですね、ここなんですけれども、東京都のキャンペーンが重複したところが一番大きい要因となっております。東京都のほうで、もっと暮らしを応援、東京元気キャンペーンという形で、12月11日から、最終的には24日で早期終了という形になってございましたけれども、やったキャンペーンと、文京区の最終的な第2弾のキャンペーンの12月11日から13日の最後の3日間が重複しまして、その間の売上げがやっぱり最後駆け込みという形で入り込むような形で、通常の平日の倍とか、場合によっては3倍ぐらいの売上げというのがありましたので、最終的に補正予算で3,600万円という形で計上する運びとなりました。

○高山委員長 山田委員。

○山田委員 確かに東京都が決まったのは、うちがもう条件というんですか、あれを出してからでしたね。なので、今、それを聞いて、なるほどと。そうすると、見込みとしては、ほぼほぼ合っていたのかなというふうに感じます。

今回で5回目だったわけですね。コロナのときから始まって、起爆剤として始まったわ

けですが、ここ数年は、やはり物価高ということもあり、非常にこの事業も、広く区民の方に受け入れられている、いい事業だなというふうにも思いますので、また令和7年度に向けて、しっかりと区商連と連携して、いいものをつくっていただきたいなというふうに思っております。

それから、2番の定額減税の補足給付金のところです。

これは、定額減税に該当しなかった所得の低めの世帯への補足給付金というふうに理解をしています。約1億2,700万円の補正、この要因というのは何なのか、お聞きいたします。

○高山委員長 内宮経済課長。

○内宮経済課長 定額減税の補足給付金のところは、給付金の制度上どうしても、対象者抽出時点では、税の確定がしていない情報などを基に、直近の数字を使って算定せざるを得ないので、それと実績のところのずれというのが、この減額の要因という形になってございます。

実際、補正予算の計上ときは、約2万2,000世帯（後程、訂正発言あり。）ぐらいを対象として想定しておりまして、その後、実際、定額減税の補足給付金を対象者、6年度の所得税の推定値として令和5年度の税情報と令和6年度の住民税を基に計算をしたんですけれども、その場合で対象2万世帯（後程、訂正発言あり。）という形になりまして、その時点で2,000ほどずれが出ているということと、あとは実際の支給率のところでございますけれども、実績として約1万8,000世帯（後程、訂正発言あり。）への支給という形になりまして、支給率、従来は88.2%という形で高いところではあるんですけれども、やはりその分の差が出てしまっているというところの減額補正となっております。

○高山委員長 ということで、ちょうど3時になりましたので、まだ山田委員、ありますよね。

○山田委員 あと一つだけ……。

○高山委員長 はい。3時半から委員会を再開したいと思います。結構、時間が足りなくて、明日の5時には、この委員会、必ず終わらせるということで、正副で話していますので、明日の5時には必ず終わりますので、その前提で……。

（「明日じゃないよ」と言う人あり）

○高山委員長 月曜日か。で、請願とか事実の確認とか、休憩時間にしっかりやって、テンポよくやりましょう。

ということで、半まで休憩にします。よろしくお願いします。

午後 3時00分 休憩

午後 3時29分 再開

○高山委員長 皆様、おそろいいただきました。ちょっと半より早いんですが、再開したいと思います。

山田委員の質疑中なんですが、先ほどの質疑で経済課長さんから……。

経済課長さん、はい、どうぞ。

○内宮経済課長 すみません、定額減税の補足給付金のところで、対象の単位のところを世帯というふうに私、御答弁申し上げたんですけれども、単位が人でございましたので、すみません、修正させていただきます。

○高山委員長 ということで、では引き続き山田委員、どうぞ。

○山田委員 では最後に、中学校の部活動の関係経費というところで、183ページです。

ここの約2,100万の減額の要因というのが、中学校のほとんどの部活動に配置されているという指導員の不足というふうにお聞きしています、事前に。それで、文京区の中学校の今、部活動の在り方というのが、地域移行、音中と三中では、ソレイユFCの民間に委託する地域移行という形でやられていたりとか、それからあとジャイアカだったりとか、ほかの専門団体さんによるゲストティーチャーというんでしたっけ、土曜日に来てもらう、そういった形で部活動に入ってもらうなど、もともと地域移行というのが、教師への負担も軽減するといったところに意味があったわけですが、こうやって指導員が不足しているということに関しては、教育委員会のほうではどういうふうに見ているのか、どういうふうに対策していくのか、それとあと、今、実際に行われている部活動でそれぞれの在り方があると思うんですが、生徒や保護者からはどういう声が出ているのかというところをお聞きしたいです。

○高山委員長 藤咲課長。

○藤咲教育施策推進担当課長 まず、1点目の部活動指導員の確保につきましては、現状、難しい状況にあります。といいますのは、文京区だけではなく、他の区市町村も部活動指導員を必要としているため、需要が非常に高まっている中で、担い手が限られているというところで、かなり確保が難しい状況になっています。

そのような中、文京区としましては、東京都が人材派遣の事業を、TEPROというものがございまして、そういったものを活用したりとか、あるいは、先ほど委員御指摘のコーチングを専門とする事業者に委託するなどについて考えて、その不足分を補おうというふうに考えているところはございます。

そして、生徒や保護者の地域移行に向けた受け止めですが、幾つか聞き取りをしている中で、2つ大きな方向性があるのかなというふうに認識しております。1つは、やはり今の国

が定めたこの地域移行——今、地域展開という言葉になってきていますが、地域展開は、教員の負担軽減をしていくという意味では、当たり前の流れであり、文京区においても進めていっていただきたいという声も聞きます。そのような中で、先ほど委員御指摘のサッカー部で委託をしているソレイユFCの指導を受けている生徒なども、ふだん先生から教わっているものとは違った専門的な指導を受けられて、とてもうれしいというふうに言っています。そういった意味では、今、国が進めている方向性、地域移行、地域展開は進めてほしいし、うれしいと言っている生徒もいます。

一方で、やはり部活動の担い手が教員でなくなることにに対する心配の声というのがあります。というのは、やはり部活動が有してきた教育的意義というのがありまして、その部活動の担い手が教員から違う人たちになってしまうと、その意義が薄れてしまうのではないかと、という心配をされている保護者が多くいます。

そういった意味では、今、PTA連合会等との意見交換などをしていて、保護者の方々の意見を聞くようにしていますが、引き続きそういった様々な意見を聞き取りながら、文京区の地域移行、地域展開を推進してまいりたいと思っています。

○高山委員長 山田委員。

○山田委員 ありがとうございます。よく分かりました。地域移行、地域展開というふうに言うことにしても、やはり保護者からは、教員でないという不安というところ、また実際には、指導員というのが全国的に足りないというところ。そうすると、本当に一筋縄では確かにいかないところであって、文京区らしいというんでしょうかね、やはりどんな在り方があってもいいと思うんですけれども、しっかりと保護者、生徒の声を聞きながら、あと、東京都の真ん中であって、いろいろな民間企業さんがある中で、スポーツ事業をしているところもちろんありますし、やはりそういったところの連携をいただけるのが都内であることのメリットでもあるので、そういう方法をうまく使ったりして、文京区らしいという、その「らしい」というのは、私にもちょっと「らしい」は見えないんですけれども、保護者の御家庭の意見を聞きながらやっていっていただきたい。

中学校の3年間の部活動って、本当にすぐ終わっちゃうんですけれど、でもやはり思い出深い、この3年間の時代だったりするわけですね。なので、それを一生懸命演出してぜひともあげていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○高山委員長 石沢委員。

○石沢委員 私からは、まず109ページの緊急防災対策事業について、ちょっと伺います。

ほかの委員からも出ているので、契約差金と、あとそれから実績に基づいて減額補正しているということで答弁がありましたけれども、私、ちょっと聞いたら、8割くらいの申込み率で、この減額補正の分は計算しているというふうにちょっと聞いていたんですけども、今後決算なんかで、さらにこの費用というのは減額されることがあり得るのかどうかというのを、まずこの緊急防災対策事業ではちょっと伺っておきたいというふうに思います。

それから、115ページの施設管理費のところです。

幾つか地域の施設の設計なんかが、この中、結構盛り込まれておりまして、来年に向けて、いろんな準備をされているかというふうに思うんですけども、まずこの9番目の——その前に、19番目の本駒込図書館の各所改修工事实施設計ということで、1,046万円減額補正ということになっているんですが、改修工事はたしか来年くらいから始まると思うんですね。それで、大体設計の中身なんかも決まってきたのかなというふうに思うんですけども、昨年の決算委員会ですかね、ここで本駒込図書館も視察を行われていて、ここで報告書なんかで、裏にあるバリアフリールートのことですね、ここがちょっと狭くて、しかもかくかくってクランクになっているということで、こういったことについては、入りやすいような形で改修を求められていたと思うんですけども、その点どうなっているとか。

あとそれから、何でもという裏の——裏といいますか、正門とはまた違う反対側の入り口がバリアフリールートになっているかという、そもそも正面にエレベーターなんかが設置されていないという、そういう課題がやっぱりあったわけですね。私も、エレベーターの設置なんかは、この間、繰り返し求めてきたわけですけども、この工事費の実施設計の中で、このエレベーターをつけてもらいたいというふうにこの間要望してまいりましたけれども、それについてはどうなったのかということ。

それから、この図書館は、バリアフリースイレが壊れているということで、指摘させていただいていましたけれども、この点については、この改修工事、当然やられると思うんですけども、そもそもこのトイレ自体、どうしていくのかということもちょっと確認をしていきたいというふうに思います。

それからもう一点は、17番の白山東児童館外壁・屋上防水改修工事ということで、これは343万円ですね、追加で補正が組まれております。

それで、この改修工事は、来年度から1年かけて行う予定になっていると思うんですけども、この白山東児童館と育成室というのは、公共施設総合管理計画を見ますと、596平米

ということで、大体600平米に近い、そういう広さの施設ということです。

それで、代替施設を確保するというふうに聞いているんですけども、この場所と広さというのは決まったのかということと、それからこの東児童館・育成室は、白山一丁目の子どもたちが基本的にはかなり使うと思うんですけども、指ヶ谷小学校の子どもたちも使う、それから誠之小学校の子どもたちも使う。ですから、そういった点では、やっぱりそういう両方をにらんでの代替施設の配置というのが求められるんじゃないかなというふうには思いますが、その点については、どういう対応を取られているのかということも併せてお伺いしたいです。

それからもう一点は、9番目の本駒込地域センターの外壁工事ということで、358万円ですね、実施設計、減額補正ということでされていますが、本駒込図書館、外壁は確かに必要だと思います。それで、やっぱり内部もかなり古くなってきているという声も、ほかの委員会なんかでも指摘されていて、たしか4階の区民会議室じゃないな、洋室か、は板やって補修されていました。それは応急処置ということでよかったかなと思いますが、ただ、ほかのも結構古い部分って結構あると思うんですね。それで、この外壁だけではなく、内装なんかもぜひ改修工事をしていただきたいというふうに思いますけれども、その点はいかがかという、その4つをまずちょっと聞きたいです。

○高山委員長 齊藤防災課長。

○齊藤防災課長 まず、緊急防災対策事業の防災用品配布事業の申請率のところの御質問ですけども、当初、13万世帯のうち9割というところで、当初予算を見積っていたというところなんです。さらに、2月補正の算定値は、まだ申込み期間中だったというところもあって、見込みとして80%ということで減額をして、それが今回の補正のほうに反映されているという形になります。

さらに、1月末までということで申込み期間、確定した数字として、71.9%というところですので、今回の補正額からさらに決算額というところは差が出ますので、その額については不用額というところとなってくる予定でございます。

○高山委員長 猪岡真砂中央図書館長。

○猪岡真砂中央図書館長 本駒込図書館の改修工事についてのお尋ねになりますが、今回の改修につきましては、本駒込幼稚園の改修に併せた改修工事を予定しておりまして、基本的には内装の改修工事、レイアウト変更というところを想定しております。

エレベーターを設置する場合につきましては、外部への設置が必要となりまして、そうし

ますと、現在の建物、かなり全体的な大規模改修を行っていかねばいけないというところで、今回はエレベーターについては見込んでないところとなっております。代わりということではないんですが、委員会から御質問のありました勤労福祉会館側から入り口につきましては、現在、図書館に入って、3回ほど曲がって、図書館内に入ってくる動線となっておりますが、これをストレートに入っていけるような形にしておりますので、これまで入りにくかった入り口については、入りやすいような形で改修を予定しております。

また、これまで勤労福祉会館側からの動線については、サイン等がなくて、なかなかエレベーターの入り口が分かりづらい等々ありましたが、そういったものもサインを設置したり、あるいは館内フロアの案内図にも、本郷図書館についてしっかり明記することで対応してまいりたいと思っております。

また、バリアフリースイレにつきましてになりますが、今回、改修の対象に入っております、現行のバリアフリースイレよりも面積を広げまして、大型ベッドだとかオストメイトだとか、そういった設備も設えるような形で改修を考えているところでございます。

○高山委員長 鈴木児童青少年課長。

○鈴木児童青少年課長 白山東児童館の改修に伴います児童館の代替場所でございますが、現在調整中ではあるんですけれども、代替施設につきましては、本年4月に新たに開設する誠之第三育成室、文京学院大学の寮を改修した施設の近隣を予定しております。平米数につきましては、現在の児童館が600平米のところ、こちらでは約100平米当たりを想定しております。

誠之小の児童のお子様は、ここまで徒歩1分ぐらいのところに移動ができますけれども、この代替場所、指ヶ谷小のお子様につきましては、徒歩だと10分程度の距離になります。活動のメインにつきましては、指ヶ谷小のアクティですとか、土日であれば、指ヶ谷小のこどもひろばを活用していただくことになるかと思います。

このほか、徒歩5分程度の距離に、民間施設の1室を賃貸借した柳町児童館代替事業を御利用いただくことになるかと思います。

このたびの改修工事で御不便をかけることとなりますが、サービスが極力低下しないよう、丁寧な対応には努めてまいりたいと考えております。

○高山委員長 大畑整備技術課長。

○大畑整備技術課長 本駒込地域センターの改修の実施設計ですが、外壁と屋上防水の改修がメインとはなっておりますが、委員御指摘のように、区民施設の貸室の部分、地下のホール

ですとか上部の貸室の部分については、内装改修も併せて行う予定であります。

○高山委員長 石沢委員。

○石沢委員 防災対策事業費については、今回のやつでは8割ですね、申込み率ということで、減額補正して、さらに8ポイント近い減額補正が決算のときにはされるだろうということですかね。そうなりますと、大体どのくらいになるのかなというのも気になる場所なんですけれども、この事業自体は、そういう防災の意識啓発とか、実際に区民の皆さんにそういう災害対策の物品を選んでいただくということで、非常に大事な事業だなというふうには思います。

ただ、今現段階で3億1,700万の減額補正になっているということについては、いろいろ委員からも指摘がありましたけれども、やっぱりこの意識啓発とか、私なんかもう一回ぐらいいね、この防災のブックね、できるんじゃないかなというふうにも、もう少し頑張ればですけども、思いますから、やっぱり意識啓発という点では、そういうことも含めて、ぜひやっていただきたいというふうには思いますけれども、その辺をいかがかなということですね。

あとそれから、図書館の改修工事の実施設設計の点については、分かりました。レイアウトを変更して、ストレートに入っていただけるようなことということで分かりましたけれども、何でああいうルートになっているかという、正面にエレベーターがないと。バリアフリー基本計画ですか、あれも今、建設委員会では、今度改定に——改定じゃないか、議案になって、いろんな議論がされていましたがけれども、やっぱりバリアフリールート、正面玄関にもしっかり確保していくということは、非常に大事なというふうに思います。

それで、私も、迂回して、車椅子を押して、1回あの図書館を利用したことがあるんですけども、なかなか、本駒込図書館の近隣、特に不忍通り沿いというのは、かなり道幅が狭いわけですね。だから、そうすると、なかなか利用しづらいという部分は、やっぱりどうしてもあるので、正面玄関に、大規模改修が必要という話ですけども、ぜひエレベーターをつけてもらいたい。何でこれができなかったのかというのは、もう少し納得のいく説明がいただきたいなというふうに思います。

それから、東会館の改修ということで、代替施設を、今、決まっているところでいうと、誠之小のすぐそばに確保するというで伺いましたが、白山一丁目の大体半分くらいは、やっぱり指ヶ谷小学校の子どもたちだろうなというふうに、学区域のいろいろ丁目を見ますと、やっぱりそういうふうに見受けられるんですよね。

結構あそこは上から下まで、白山一丁目って縦型で、かなり長い面積の地形だから、やっ

ぱりそういった意味では、一番南の子どもたちとかなんかが、どういうところに、今の場所がなくなって、代替施設が坂を上った誠之小のすぐそばの育成室だったりということになると、やっぱり非常に不便だなというふうに私なんかは思います。しかも、100平米ということなので、今の面積からしたら6分の1ですかね、だから非常に少ない面積になるということでは、やっぱりもう一か所、あと500平米、ちょっと頑張ってもらって、見つけていたきたいなというふうに思いますので、それはお願いをしておきたいなというふうに思います。

それで続いて、産業経済費のところ、ちょっと伺いたいというふうに思います。

125ページですね、原油価格・物価高騰対応支援事業ということで、ほかの委員の方々からも質問がありました。

それで、エシカル消費ということで、今年度は取り組んで、7,320万円の今回減額補正ということにはなったということで、さっきの質疑の中でも、若干のハードルがあったのではないかなというような、やっぱりそういうようないろんな御意見もあったりしましたがけれども、私、原油価格や物価高騰で困っている中小企業の皆さんというのは、かなりいらっしゃるというふうに思いますので、この事業のやり方については、例えば原材料価格の高騰分はもちろん支援するけれども、来年度はエシカルとか合理的配慮をするということが、一つはハードルになっていると思うんですけれども、これをやれば、さらに補助率を上げて、原材料費の補助を増やすというような、そういうような形に切り替えてみたらいかがかなと。

そうすれば、もっとエシカル消費の取組なんかも、じゃあやってみようかなというふうに、それは事業者の方が考えることなので、なかなか一概には言えませんが、そういう形の取組の変更なんかも必要ではないのかなというふうには私は思いますけれども、そのあたりの検討などはしたのでしょうか、いかがでしょうか。

○高山委員長 内宮経済課長。

○内宮経済課長 がんばるお店キャンペーンの加算するような事業スキームで、サステナブルであったり、来年度やる合理的配慮といったところをやっていくという御提案というか、そういう形でございますけれども、加算のやり方というのも確かに一つとしてはあるかなとは思いますが、ただ、加算という形になってしまいますと、サステナブルという言葉であったり、合理的配慮、先ほどの議論でもありましたけれども、そういったものに一定ハードルを感じたときに、やってみようまで、やっぱりいかないケースというのものもあるのかなというふうに思っております。

なので、今の考え方としては、やはり給付、この補助金の支給要件という形、補助要件という形にさせていただくことで、まずは取組を、例えばですけれど、少し抵抗感があるとか、その言葉が分からないといった店舗さんに、こちらから丁寧に説明をしていくことで、一歩踏み出していただく、行動変容につなげていくといった意味で、要件という形にしたいと考えております。

SDGs の取組であったり、合理的配慮もそうなんですけれども、取り組むことで、そのお店自体の魅力の一つという形になっていくというふうに考えてございますので、区民の方から利用されやすい、利用しやすい店舗になっていくために、補助の要件として実施したいというふうに考えてございます。

○高山委員長 石沢委員。

○石沢委員 そういう補助があるから、来年は合理的配慮というものも、一つハードルになるのかなというふうにも思うので、そういうハードルを、一歩取り組んでみて、さらに補助が上がるんだったらやってみようというのも考え方の一つかなというふうに思うので、その辺はぜひ検討してもらいたいなというふうに思います。

それでもう一つ、融資事業費のところで、中小企業等融資あっせんの金額で、これも6,545万円ですね、マイナス補正になっております。これは、なぜこういうマイナスの減額補正になっているのかということも伺っておきたいなというふうに思います。

それで、下を見ると、利子補給、信用保証料補助ということで、それぞれマイナス補正になっているんですけれども、たしかゼロゼロ融資が去年度で終了というか、一定のハードルが上がったというようなことも聞いているんですけれども、そういったことが、この信用保証料補助、利子補給の部分に跳ね返っていて、中小企業と融資斡旋の分がマイナスになっているのかということもちょっと併せて伺っておきたいというふうに思います。

○高山委員長 内宮経済課長。

○内宮経済課長 融資斡旋のところなんですけれども、6,500万のところの中で、書かれているとおり、信用保証料補助のところと利子補給のところが減額という形になっています。主たるところの減のところは、委員の御指摘のとおり、恐らく現下の経済変動に対応するための特別融資というものが、あっせんの実績としましても、令和5年のときのあっせん実績が658件だったものが、6年度、現時点においては159件という形で、500件近く減になっているといったところがございます。

対象の要件としまして、今までは少しでも売上げが落ちたところに、この融資あっせん制

度、使えますよという形だったものが、売上高、または営業利益が前年同期に比べて15%以上減少したといったものを加えてございますので、これが影響したのかなというふうに考えてございます。

○高山委員長 石沢委員。

○石沢委員 この現下の経済変動に対応するための緊急資金、これゼロゼロ融資とかというふうによくいますけれども、この件数が500件くらい、今年度になって下がっているという御回答でした。

それで、これ経済概要、私もちょっと見てみましたら、この使途っていうんですかね、使われる目的のところで、運転って書いてあるんですよね、運転資金として、多くの事業者さんがこれをやっぱり使っていらっしゃるのかなというふうに思います。

それで、物価高騰、そういったこともありますけれども、やっぱり運転資金といえば、仕入れの費用が、毎日毎日売上げを上げていくためにやっぱり仕入れが必要ですから、そういうことのお金だったり、あとそれから給料の支払いとか、そういうものにどう使われているのかなというふうには推察するんですけれども、こういう費用が、事業が今回、こういった形で減っていて、この利子補給に使うために充てていた予算というのが、これだけ減額をしたということでは、やっぱりこういう費用も、私なんかは、もともとは中小企業の支援のために使うということで組まれた予算ですから、ぜひこういうのを、ほかのいろんな中小企業を支援するためのいろんな費用などに充てて、使っていくということもぜひやっていただきたいなというふうに思います。

それで、産業経済費全体で見えますと、国の給付金事業というものを除くと、大体これを見ると、1億2,600万円ほどマイナスになるんじゃないかなというふうに思うんですね。産業経済費のマイナス補正額がこれだけ、1億円以上マイナスの補正になっているというのは、私、どういうふうに経済課さんとして見ているのかというののもちょっとお聞きしたいですし、あと、やっぱり今、一般財源各部枠ということで、そういう方針が立てられていますけれども、こういう大きなマイナス補正ということになると、来年度、事業をやっていくというところで、足かせにもなってきてしまうんじゃないかなと。本来であれば、やっぱり融資事業もっと取り組みたいんだけど、そういうのを減らさざるを得ないとか、原燃料高の補助をやりたいけれど、ハードルを上げて、新しいことを何とかやるような形で、今、つなげているのかとか、そういうふうにも想像するんですよね。

ですから、そういった意味では、こういう減額補正、今回なっていますけれども、こうい

うお金を中小企業の経営支援というところにやっぱりもっと振り向けていただきたいなというふうに思っているんですけども、私たちは、この前の予算、今度、予算特別委員会がありますけれども、その中でも、足立区なんかでの事例なんかも紹介させていただいておりまして、足立区では、レシートでキャンペーンというのを何かやっているというふうに私、知りまして、レシートを1万円分くらい集めると、2,500円分の何か商品券と交換できると、最大ですね。そういうのも取り組んでいるというのも聞きました。

ですから、そういうようないろんな新しい事業なんかも組んで、やっぱりこの産業経済費というのを有効にぜひ使っていただきたいなというふうに思うんですけども、その辺、いかがでしょうか。

○高山委員長 内宮経済課長。

○内宮経済課長 今回の最終の2月の補正という形ですと、やはり事業実施をしてきたところの最後の差額といいますか、実績分の精算という形になりますので、マイナスとなってしまうところは、一定、補正の性質上あるのかなというふうには理解しております。

一方で、令和6年度は、翻ってというか、考えてみても、住友不動産とスタートアップの協定を6月に締結をしたりとか、あとは、キャッシュレス決済のポイント還元事業ありましたけれども、あれも区の自主財源による実施という形で、補正を組ませていただきました。加えて、がんばるお店キャンペーンも継続して実施するような流れで、成長型経済への移行期というふうに捉えておりますが、そういったところの成長の促進を一定進めることができたのかなというふうにも考えてございます。

また、7年度については、重点施策で幾つかお示しさせていただいておりますけれども、事業承継の総合支援事業であったりとか、あとはリスクリングの強化、あとは持続可能性の向上支援補助、各種認証補助の拡充なども実施をする予定で考えておりまして、生産性を向上させて賃上げにつながるような経営基盤の強化に努めていきたいというふうに考えてございます。

また、商店街向けという形であれば、装飾灯の安全点検・応援プランの実施であったり、ソコデカラのホームページのリニューアルであったり、様々な時勢に合せた形での経済支援策といったところを努めてまいりたいというふうに考えております。

○高山委員長 続いて、海津委員。

○海津委員 私のほうからは、まず1点目としまして、133ページ、ヤングケアラー支援推進事業に絡んで、そこに地域資源として、児童発達支援や、それから放デイ、障害児保育、預

かり保育等々、併せてお伺いしたいと思います。

来年度に向けましても、ヤングケアラー、力を入れていくということで、決算のときにもヤングケアラーを生み出さないということが非常に重要だという視点で、御答弁いただいております。そのときにもやはり予防というところで御答弁いただいているところなんです、この半年、また予算の中で見ても、育成室には非常に力を入れていただいているんですけども、例えば放課後等デイサービスの事業者支援がなかなか進んでいない。それから、児童発達支援事業のところの文京区のエdukationセンター内で行われているところに関しましても、子どもが、もう2時くらいには終わっちゃうんですね、そうするとその後、家に、バスに乗って、そのまま、スクールバスというか、送られて帰ってきちゃうので、3時か3時過ぎには家にいるということで、就労の継続がなかなか難しくなっていく。これはもう10年以上前から、もう12年ぐらいたちますかね、課題として上げていますが、いまだにそこが改善されていない。非常に大きな問題だと思うんですね。

やはり障害児の親が、兄弟児もそうですけど、兄弟児の教育の機会をしっかりと確保していくためにも、働けなくなったりするというのは死活問題になってしまうんですね。

それから、親が働き盛りのときに十分に働くことができないことによって、親の老後の低年金問題も出てきてしまう。そうすると、おのずと親が働きに行くために、兄弟児がヤングケアラーになってしまうと。非常に分かりやすい事例だと思うんですけども、なかなか進んでいない。その進捗状況、お伺いしたいと思います。

○高山委員長 永尾障害福祉課長。

○永尾障害福祉課長 障害のあるお子さんのいらっしゃる御家庭の支援につきましては、委員のほうからお話がありましたとおり、やはりお子さん御本人の支援というところだけではなくて、御家庭への支援というのも大切だというふうに認識をしております。

基本的には、こうしたことから、まずはお子さん本人あるいはその保護者の方の置かれている状況や御希望というところをしっかりと把握した上で、どういった支援が必要なのか、あるいはどういった社会資源であり、いろんなサービスのほうの利用が可能かというところは、個々の状況に応じて、しっかり関係機関で連携をして、一緒に考えながら対応することが重要であるというふうに認識をしております。

また、放課後等デイサービス、あるいは児童発達支援の整備というところにつきましては、今年度から整備費の補助のほうの補助限度額であったり、あるいは補助率のほうを大幅に拡充をしておりますので、そういったところで整備の方を進めていきたいというふうに考えて

おります。

○高山委員長 木口教育センター所長。

○木口教育センター所長 教育センターの児童発達支援事業の療育時間の延長に係ることでございますけれども、これまで教育センター内部ですとか関係課ともいろいろ相談して検討はしてきているところではございます。現状といたしましては、例えば6年度にそよかぜを週5日利用しているお子さんが14名いらっしゃるんですけども、仮にその半分程度の8名ぐらいの方が、仮に療育時間を延長すると考えたときに、現在の教育センターの児童発達支援事業の後に行っております、いわゆる「ほっこり」、放課後等デイサービスのみならず、教育センター全体の諸室の利用状況を考えますと、そよかぜのお子さんが夕方まで、午睡なども含めて、安全かつ快適に過ごすことができる環境の確保が難しい状況にあるのが現状でございます。

また、その規模の療育時間の延長を考えた場合には、さらなる人員の確保・育成、具体的には、仮に7、8名程度の預かりを想定すると、3名程度のさらなる職員の配置が必要となることなどから、直ちに療育時間の延長を実施することは困難な状況に現在ございます。

しかしながら、保護者の就労支援につきましては、国の昨年7月に改定された児童発達支援ガイドラインにおきましても、少し触れられているところではございますので、今後、他の事業所の先進的な取組などを調査し、教育センターとして実施可能なそういった支援について、関係課と連携しながら検討してまいります。

○高山委員長 海津委員。

○海津委員 御答弁いただいて、状況は分かりました。ただ、直ちにとって、もう10何年たつんですよね。それこそ企画部長が福祉センター最後の所長だった時代に、この教育センターに児童発達支援事業も移るという中で、運用できちっと、延長に関しても考えていかれるというふうな御答弁をいただいたはずなんです。それが運用が、今のお話だと、もう無理だと。初めから設計の問題だったということになっていますよね。それから、お金の人件費の問題だとしたら、でもそこには、先ほど申し上げたように、親の収入にも関わってくるわけですよ、それこそ教育費にも関わってくる。そこが後回しにされているというふうなことが明らかにされた答弁だと思います。

それから、放デイのほうに関しましても、個々の状況に応じて考えて話していくということとは非常に大事だと思います。ただ、それに向けた受皿がないとできないわけですよね。何よりも、地域資源をいかに開拓していくかということが、ヤングケアラーにしても、家族支

援にしても非常に重要な視点だというふうに考えております。その中で、放デイに関すると、やはり育成室、保育園に関しての、例えば賃料とかの多大な補助金から考えると、ほとんどないんですよね、ゼロに等しい状況になっていますので、ぜひそこは地域資源としての広げる意味で、しっかりと再度速やかに検討を進めて、確実に活用ができるようお願いしたいと思います。

それから、区立幼稚園も、そのまま、例えばそよかぜに行った子どもがそのまま預かりに行く、それから保育園のほうにもそのまま行く。かつてはやっていました。それが教育センターに移ってからは、今、やられなくなってしまったわけですね。それだけでも、教育センターの中だけではできないお子さんに関してはできるわけじゃないですか。ですから、そこは速やかに進めていただきたいと思うんですが、そのあたりもう一度御答弁いただきたいと思います。

○高山委員長 中川学務課長。

○中川学務課長 幼稚園の預かりということで、配慮が必要なお子さんがいらっしゃる場合には、原則1人の加配をつけるというような対応はしているところでございます。ただ、バスが停車する拠点からの送迎というところが課題にはなっているところではございます。ここについては、保護者の方、あとそれに従事する職員、双方が安心して従事できるというような環境をつくるということは、大事なことなのかなとは思ってはいるところでございます。実際、その距離等について、これまでも関係所管と協議をしてきているところはございますが、引き続き、ちょっとどういったところがネックになるかというところを検討していくということが有用であることは承知しておりますので、そのあたりは引き続き検討してまいります。

○高山委員長 海津委員。

○海津委員 真摯に御検討いただいていることは、察しられました。ただ、ずっと同じ議論が繰り返されるだけだというふうに私には感じます。なので、いかに先に進められるか。できないことじゃなくて、できることを探しながら進めていただけることをぜひお願いしたいと思いますし、まず何よりもヤングケアラーもつukらない、そして家族もきちっと自分のやりたいように生きていく。それがひいては、経済的な安定も図られることは、虐待防止にもつながっていくことですので、ぜひそこは改めてお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

次に、149ページの子ども家庭支援センター事業と、151ページの児童相談所準備関係事業

に関連して、お話をお伺いしたいと思います。

まず、児童相談所の関連事業について、お話を伺います。

文京区児童相談所運営計画をつくられて、それで、その中には、子どもの最善の利益を守るために、区児相と子ども家庭支援センターの図がありまして、そのところは連携というふうに書かれています。これは、この4月からこの子ども家庭支援センターのままなんですか。それとも、こども家庭センターというふうになるのか。ここのところをまず御答弁いただきたいと。

○高山委員長 大戸子ども家庭支援センター所長。

○大戸子ども家庭支援センター所長 まず、この4月からの運営計画に載っている名称云々でございますけれども、4月からは、こども家庭センター機能を区としては整備してまいりますが、組織としましては、子ども家庭支援センターのままというふうになります。

○高山委員長 海津委員。

○海津委員 こども家庭センターガイドライン、これは法律ではありませんので、従う必要はない。だけど、文京区としても、従わないということなんですか。例えばこの中に書かれているのは、児童福祉法と母子保健法、それぞれ根拠規定に基づく、異なる機関の整備を求め、組織が別であるために、連携・共同に職員の負荷がかかったり、情報共有等が円滑にされにくいなど、様々な課題が生じてきたため、市町村は、子育て世帯包括支援センターと市区町村子ども家庭総合支援拠点の設立の意義や機能を維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対して母子保健、児童福祉法の両機能が一体的に相談・支援を行う機関として、こども家庭センターの設置に努めることとしたというふうに書かれているんですね。

だとすると、本来、児童相談所のところの連携のところに、子ども、子ども家庭支援センターというだけではおかしいと思うんですね。本来だったら、ここに母子機能も入らなくちゃいけないので、子ども家庭支援センター、そして保健サービスセンターというふうになるとと思いますが、法律の立てつけ、先ほど来、うちのところは機能、機能整備ということで、こども家庭センターをつくったらしいですが、でも、そのところで、これで図を見ている限りは、保健サービスセンターというものが全く見えないんですね。これはどうなっちゃっているのか、もう一度御答弁いただきたいと思います。

○高山委員長 大戸子ども家庭支援センター所長。

○大戸子ども家庭支援センター所長 委員おっしゃるとおり、ガイドラインのほうで示されて

ことにつきましては、努力義務ということで、その中で、これまで文京区といたしましては、切れ目ない支援を、保健サービスセンターと子ども家庭支援センターとが専門性の強いマイノリティで主体的に連携しまして、要保護児童対策地域協議におけます関係機関によるケース会議、それから主任、児童委員やスクールソーシャルワーカーなど、そういった地域での見守り支援などにより適切に支援に努めてきたところでございます。ここの、いわゆる連携、様々な関係機関と連携している、この機能、ここを維持していきたいというふうに考えております。

保健サービスセンターの保健部門が見えないということですが、こちらは、これまで行っている連携の部分で、子どもとしては、十分認知されて、見えている部分だと思うんです。なぜならば、今回は妊産婦から全ての子ども、家庭に対して切れ目ない支援を行っていくということで、まさに母子保健機能の入り口部分というのは、非常に大切な機能だというふうに思っております。

そんな中で、文京区といたしましては、こども家庭センター機能をしっかりと、文京区のこれまでの連携を維持した形で、また4月からできます児童相談所としっかりと連携していく、そういった中で支援を継続していきたいというふうに考えております。

○高山委員長 海津委員。

○海津委員 御説明ありがとうございました。が、こども家庭センターのガイドラインには全く即していないということがよく分かりました。まず1つ目としまして、先ほど組織の改編のところでも横山課長のほうからありました分かりやすさ、区民への分かりやすさということが非常に重要視されたと思うんですね。だから、広報課の担当課長のお名前も変えていかれたりとか、様々な工夫をされている中で、子ども家庭支援センターってなっていたら、誰も、今までと同じイメージしかできないですよ。それは、客観的なものではなくて、主観的なことになってしまっていると思います。

ちなみに、こども家庭センターの独立性と専門性の確保というのは、ガイドラインの中でも要件として書かれています。それから、こども家庭センターは、独立した機能を持ち、総括支援員がセンター長の指揮の下で動くことが原則とされているわけですよね。しかし、文京区のように、子ども家庭支援センターの一部として位置付けられて、まずセンター長が課長を兼務する。子ども家庭支援センターの業務とこども家庭センターの業務が混在して、センターとしての独立した機能という役割が不明確になってしまうおそれがあるわけです。

それから、子ども家庭支援センターの統括支援員2名は、保健サービスセンターで人事発

令されているんですよね。その中でこども家庭センターを兼務すると形が取られていますが、しかし、この体制では、統括支援員は、保健サービスセンター所長とこども家庭センター所長の2人の上司の指示を受けることになるんですよ。非常に指揮命令系統が曖昧になる問題がありますよね。この場合、統括支援員は、どちらの指示を仰ぐことになるのでしょうか。

○高山委員長 大戸所長。

○大戸子ども家庭支援センター所長 こちらのセンター機能の強化と実施体制の整備につきましては、今回の特別委員会のほうでも答弁させていただいておりますし、資料も配付しております。そのイメージ図を御覧いただいていると思うんですけども、まさに一体的な支援を行えるような仕組みになっております。

それから、まず文京区のこども家庭センターの実施体制について御説明させていただきますが、母子保健での保健サービスセンター及び児童福祉での子ども家庭支援センターにおける機能、業務の責任は、それぞれの長が行っていきます。

ただ、こども家庭センター機能における支援関係等の最終判断については、統括支援員の合同ケース会議とか、これまでの業務マネジメントを踏まえまして、統括支援員の判断の下、子ども家庭支援センターの所長が行っていくという形になっております。

したがって、一体的な支援というものでは、これまでの、さらに統括支援を加え、ガイドラインに載っております統括支援の配置、それからサポートプランの作成、それから合同ケース会議の実施、これはまさに機能として十分付加しておりますので、こういったところで強化を図っていきたいというふうに考えております。

○高山委員長 海津委員、子ども委員会かな、浅田さんがやったこととあまり重複ないようにお願いします。それと、難しい話で、みんな分からなくなっちゃっているかもしれないから、もうちょっとシンプルな言い方でやってください。

○海津委員 はい。今の制度を正当化する御主張だったんだろうなというふうに思いますが、少なくともこども家庭センターの要件、ガイドラインに即したものではないということは、伺っていてよく分かりました。少なくとも、統括支援員は、センター長の指揮命令系統に入るんですよね。その下で統括支援は動かなくちゃいけない。

また、何よりも、センター長は俯瞰して見るわけですよ。先ほどの様々な地域資源、不足しているところは何があるのか、本当に子ども家庭支援センターと保健衛生部のほうの一体感がちゃんとできているか。そうしたことをセンター長は俯瞰して見る。そして、統括支援員にそこに指示を出して、調整を。そしてまた、要対協や、それから教育センター、様々な

機関に対して連携を図っていくという、本当にキーのところになるところで、そのところがですよ、まずセンター長も課長職、そして保健センター長も課長職、子ども家庭支援センター長も課長職、みんな同じなんですよね。本来だったら、センター長が2人が課長職だったら、長は部長になるべきだったというふうには思います。ここは今すぐに御返答いただくものではないと思いますので、そこは指摘をしておきます。

それで、そのところでもう一つお話をさせていただきたいのが、事前に……。

○高山委員長 ちょっと待って、今、多田さん、手を挙げていたけど、途中でしたほうが、何か僕も難しい話で分からないから。

多田部長。

○多田子ども家庭部長 難しい話になるかもしれませんが、今、ガイドラインに沿っていないという御発言がありましたので、ちょっと私のほうから補足させていただきます。

今回のガイドラインですけれども、全国の様々な自治体向けに、一般的なケースとして、組織の在り方等が示されておりますが、個々の自治体ごとに最適な実施体制となるように、地域の実情に応じて定めることというふうな記載もきちんとされているんですね。そうした場合に、本区において、母子保健機能と児童福祉機能が今まで連携、一体的な運営をこれまで継続して実施をしておりました。この間、ケース対応ですとか連携など、多くの経験を基に、現場の意見を十分踏まえて、本区におけるこども家庭センター機能を整備する上で、どのような組織体制が最適なものなのか、そういったことについて、現場の職員の皆さんと一緒に議論を重ねてまいりました。

その上で、今回、報告事項にあるような、今回のお示ししたような組織体制となったというところで、御理解いただければと思います。

○高山委員長 海津委員。

○海津委員 丁寧な御説明ありがとうございました。今、そこで、ちょうど申し上げようとしていたところまで持ってきていただいたので、よかったです。

現場の方たちと丁寧に御議論をしたということだったんですけれども、これこの4月から児童相談所がスタートします。本当に期待もしております。でも、子どもたちの最善の利益を守られていくためには、本当にこども家庭センター、子ども家庭支援センターと母子保健がきちっと一体感を持った、そこにこども家庭センターの運営があって、きちっと機能する。ここが予防機能をきちっと図っていかなくちゃいけない。

そうしたときに、当然、連携するところの児童相談所の話を聞きますよね、こういう組織

でいいのかと、こういう組織でいいのかという、ちゃんと相談の一員に加わるはずだと思うんですけども、ヒアリングしたところに出てきたのは、児童相談所、それこそ児童相談所の所長はスペシャリストでいらっしゃいます。何十年にもわたって、児童相談所に専門職として関わってこられた方です。そうした方がこども家庭センターの在り方というものに対してどうあるか。本来だったら、相談して、組織決めるべきですよね、どういう在り方か。それが聞いてなかったということが、事前のヒアリングで分かりました。

多田部長からは、しっかりと、いや、ガイドラインについては何度もお話ししていますと言われたんですが、ガイドラインに対してお話しするのと、組織の在り方をきちっとお話しするのは別だと思しますので、本当に私としましては、事前に大事なところの連携が望まれているところなのに、組織をつくるに当たっての連携がされていなかったということに非常に残念に思ったところです。

今後、きちっとやっていっていただきたいと思いますが、そうした組織のところで、今回、こども家庭センターというのを企画のほうに持ち込まれたわけですが、そういうふうなきちっと中で連携して協議したわけではなかったということをどういうふうに受け止めていらっしゃるか、お聞かせください。

○高山委員長 新名部長。

○新名企画政策部長 今回のこども家庭センターのところにつきましては、先ほど子ども家庭部のほうから答弁がありましたとおり、来年度からの児童相談所の設置を見据えてということで、今回、組織改正ではなくて、母子保健と児童福祉の一体的支援の機能を設置するという内容になったものでございます。

当然、我々企画政策部も、国のガイドラインですとか、先行自治体の事例等も十分に確認をした上で、この体制であれば、こども家庭センターの機能は十分果たせるだろうということで、来年度からの実施体制としては、問題ないものというふうに認識をしております。

ただ、ここの部分に限らず、万が一、その運営面等で課題等であれば、各所管部とも連携をしまして、今後ともよりよい組織にしていきたいと考えてございます。

○高山委員長 海津委員。

○海津委員 お願いします。それと、大事な連携元がつくるというときに、やはり児童相談所のほうと連携をして、図って、協議をせずに、こども家庭センターの在り方を決めたというのは、非常に大きな問題だし、区民サービスにも直結していくことなので、今後はそういうことがないように、改めてお願いをしておきます。

次に……。

○高山委員長 ちょっと……。

多田部長。

○多田子ども家庭部長 今いただいたお話ですけど、全く協議をしてないということはありません。必ず、例えばですけど、何かその関連の会議があって、そういう場でこうやり取りをしたということはなかったかもしれませんが、必要なタイミングで、きちんと相談はしているという認識でいます。

○高山委員長 海津委員。

○海津委員 認識をしたことと、結果としてどうだったかは別だと思います。

○高山委員長 いや、認識はね、いろんな事実を……。

○海津委員 いやいや、子ども家庭部の……。

○高山委員長 ちょっと海津委員、いいから。認識って、いろいろ人によって千差万別なんだけど、事実が大事なので、連絡していたって事実なんですよ、部長さん。では、事実で終わりです。

○海津委員 いや、事実としてなかったって、この間言われましたよね。ガイドラインについては、やっていたと。けども、この間したときに、何でここに児童相談所の所長さんとかいらっしゃらないんですかと聞いたら、御相談は実はしていないということまできちっとお話を聞きました、伺いましたよ。ですから、そこはガイドラインがしていたということなので、別に私、そこを改めて深掘りするということじゃなくて、今後に向けてきちっとやってくださいというお話をしたんです……。

○高山委員長 分かった、分かった。では、海津委員はそうなの。けど、今までの話を聞いていたら、今後に向けてしっかりやってくださいというトーンよりも、何か連絡不行き届きで、その事実がなかったみたいな話ばかりで集中されちゃうから、ほとんどの人がね。だから、それは話し方をちょっと改めたほうがいい。

で、多田部長さん、はい。

○多田子ども家庭部長 事前に御説明にあがったときに、確かに栗山部長がいなかったのは事実ですけども、ガイドラインの件、ガイドラインの件ということは、こども家庭センターをどうする、機能をどうするかということについて、これまで検討してきたわけですけども、その検討をする中で、栗山部長に、今の準備担当部長に、何回か御相談は間違いなくしています。

○高山委員長 よろしいですか。はい。

海津委員。

○海津委員 とにかく、しっかりやってください。

次に、153ページ、生活困窮世帯学習支援事業のところをお願いしたいのが、このところで、生活困窮者、てらまっちのところだと思うんですが、文京の福祉のところ、小学生、中学生までのこれまでの人数等は出ているんですが、高校になってからの人数は全く生活困窮世帯学習支援事業の高校生の部分が載っていないんですね。これはなぜなのかということが1点。

それからもう一つは、今後、この生活困窮者支援事業、来年度からは小中高と一体化するということですが、その部分に関して、どのような、子どもたちから聞き取りをして、評価を行っていくのか、教えてください。

○高山委員長 渡部生活福祉課長。

○渡部生活福祉課長 生活困窮者の学習支援についてですが、こちらの文京の社会福祉のほうには、確かに小・中学生のみの記載となっております。こちらのほうは、平成27年度から小・中学校のほうは学習支援のほうを行っておりますけれども、中学生については、令和2年のほうから行っているものでございます。こちらのほうにつきましては、秘匿事項という関係もございまして、最初のうちはこれ載せていたんですが、秘匿事項ということで、載せていないということもございまして、今後の掲載につきましては、今後ちょっと研究していきたいというふうに思っております。

それから、学習支援のほうにつきましては、今後、小中高一体になります。当然、保護者の方と一緒にお子さんのほうの意見もヒアリング等を行いますし、通常の学習支援の中、あるいは生活相談の中でも、いろいろ子どもさんのお話を聞きながら、お子さんの意向も十分も沿ったもので、そのお子さん一人一人の支援のほうに努めていくというふうに考えているものでございます。

○高山委員長 海津委員。

○海津委員 1点目、高校生の事業が途中から始まったから載せていないというのは、あまりにもちょっとおかしいと思います。やはり事業としてやっている以上、途中から始まったんだとすれば、令和2年からのものを載せればいいだけにもかかわらず、途中からその数字を消してしまうというのは、もともとが、中学生までのほうは人数があっただけでも、高校生になると途端に減ってしまうということが、この間の決算でも指摘をしたかと思うんですが、

そうした表れのところが見せたくなかったのかなというふうな不信感も抱かれてしまいますので、ぜひ早急にそこは改めていただきたいと思います。

それから、事業評価についてですけれども、そこは自己評価ではなくて、自分たちの評価をやはり子ども、それから保護者等からしっかりと受けるということをお願いしたいと思います。

次に、163ページ、耐震改修促進事業について、お伺いします。

耐震改修促進事業、これかなり減額補正になっているんですけれども、文京区は避難所のほうが、今、2万6,000人の避難者を収容できるというふうになっていますが、スフィア基準なんかがあれば、畳1畳のスペースで計算しているものが、畳2畳分になってしまっていて、1万3,000人ぐらいに減ってしまうと。そうしたことからすると、やはり在宅避難というのをより一層強めて推進していかなくちゃいけないと思いますが、そのところが、この減額補正もそうですが、来年度の予算を見ても見えてこないんですけど、どのぐらい在宅避難に向けた推進のために、耐震化補強というものに力を入れていこうとするのか、どういうふうなレベルアップをしていくのか、お伺いしたいと思います。

○高山委員長 前田地域整備課長。

○前田地域整備課長 耐震改修促進事業につきましては、今回、減額となっておりまして、普及啓発という形で、例えば耐震化が必要と思われる建物、危険度の高いところからリストアップして、今、戸別訪問というような形もやっております。

また、緊急輸送道路などについては、東京都と連携して、やはり戸別訪問を行ったりということで、できる限り区としても耐震化に進んでいただけるように努めているようなところでございます。

○高山委員長 海津委員。

○海津委員 人件費とか資材がすごく高騰しているわけですね。ですから、それに合わせるように、やはり補助金というものもきちっと上げていかなければ、実態とするとなかなか耐震補強というのは進んでいかないかと思うんですが、そのあたりどのように物価高に対して上げていくように考えているのか、教えてください。

○高山委員長 前田地域整備課長。

○前田地域整備課長 実際の耐震化というのは、もともとの建物の性能によってもかなり異なってくるかなと思います。工事費ももともと建物が弱い場合には、かなり補強が必要だということなので、工事費も嵩むケースがあるというのは、いろんなケースを見てきて、承

知しているところでございます。

これまで、区が行った耐震事業、今年度、少し、一般緊急輸送道路等拡充したときに、再度検証はさせていただいておりまして、ある程度、実績というんですかね、昨年度までのこの耐震の実際の工事費用などを見ながら考えていくと、現在の補助の制度の中で十分なのかなと、今のところは考えているところでございますが、今後の動向等は注視しながら、耐震事業というのを適宜見直しは考えたいとは思っております。

○高山委員長 海津委員。

○海津委員 役所のほうで大丈夫だろうというのと、やはり皆さん、これから物価が高騰していく中で、生活をどういうふうにつくり、そして安心な老後を過ごしていくかということもあると思いますので、やはり区民にもしっかりと聞いて、区民の方々が、これだったらやれるね、もう本当にできるというふうな補助体制を進めていただきたいと思いますし、それから事前復興の考え方からすれば、壊れてしまって、命が奪われてから何かに補助金を出していくというよりは、今のうちにきちっと補助金を出して、耐震補強した中で在宅避難を勧めていただくほうがよろしいかと思いますので、そこをお願いいたします。

次に、さっきの地域移行ですね、183ページですね。

部活動のところですけども、このところで、先ほど山田委員のほうから出ていましたが、それと併せてお願いしたいのは、日本版DBSですよね。やはり性被害に遭う可能性だってゼロではない。そうした地域移行の中で、どういうふうにそういう方々をチェックしていくのか。来年の4月から始まりますけれども、そこに向けて、どういう制度を構築していくのか。先ほどおっしゃっていたように、どこかに委託して、派遣してもらうというふうにしましたけど、そこがどうチェックするのかということも含めてしないと、結果としたら、性被害に遭ってしまうこともあると思いますので、お答えください。

○高山委員長 藤咲課長。

○藤咲教育施策推進担当課長 日本版DBSの活用につきましては、昨年、法の整備がなされて、これからどのような仕組みが構築されていくかというところを、国や都の動きを今、注視しているところです。そこら辺が固まってから、区としてどのように活用できるかというのをしっかり見定めてまいりたいというふうに考えております。

○高山委員長 海津委員。

○海津委員 それは、来年の4月までに間に合う形ですから、夏ぐらいまでのめどということで考えてよろしいんでしょうかね。やはり頼んで、もう決まってしまったので、その人以後

のということにはないようお願いをしたいと思います。

次に、185ページの確かな学力育成事業について、お伺いします。

このところで、確かな学力育成事業の中で、世田谷区のほうは、教科担任制を進めているということですが、文京区はどのくらい教科担任制を進めているのでしょうか。それが1点。

それから、文京区としても、個別最適な学びを進めていかなくちやいけないところからすると、個別最適な学びに対しては、やはりチーム学校で取り組んでいく。SC、SSWだけではなくて、OT、STの活用を図って、その多様な視線の中で多面的に子どもを見て、しっかりとアセスメントをして、そこに適した合理的配慮を届けていくということが不可欠だと思いますが、そのあたり、どのくらい進んでいるのかということも併せてお伺いします。

○高山委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 まず、1点目の教科担任制についてのお尋ねですが、今、本区のほうでは、今年度、全20校で、5・6年生において教科担任制を進めようと、各学校が取り組んでいます。

それから、都の事業で、1校ですが、理科の教科担任制を5・6年生でやっているというのと、令和7年度には、東京都のモデル校で、保健体育の教科担任制を1校やる予定でございます。

それから、先ほどST、OTの活用というところもございます……。

○高山委員長 木口所長。

○木口教育センター所長 OT、STの活用を含めた、チーム学校についてのところですが、OT、STに関しましては、現在、教育センターのほうで行っております療育指導派遣事業、まずはこちらの充実のほうを現在考えてございます。来年度もその時間をちょっと拡充することも検討しているところでございます。

また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、さらには拡充予定の校内別室対応指導員、そういった専門のスタッフと教員がしっかり連携できるように、令和7年度、今後も進めてまいりたいと考えております。

○高山委員長 海津委員。

○海津委員 文京区は、本当にそういう支援員に関しての手厚さというのは、都内ピカ一だと思っています。そこは本当に十分なお金をかけていただいているんだというのは実感としてあります。でも、そこに対して、では先生たちがそういうふうな支援員等をちゃんと使い

切れているか。例えば学校図書館司書とかも入っていますが、そうした人たちをきちんと使い切れているかということには、まだまだ課題があると思いますので、チーム学校を進めるに当たっては、しっかりしていただきたいこと。

それから、先ほどST、OTを使っているということですが、誰もそれが、保護者にもフィードバックもされないし、それから何よりも、個別指導計画をしっかりと作成しなければならないところが、個別指導計画の中に、そうしたアセスメントの結果としての合理的配慮、何をしたらいいのかということも書き込まれていない。だから、言ったけど、言った事実しか残らないみたいな形になってしまっているのは、チーム学校をしっかりと目指していこうとする文京区としては、とてももったいない話だと思いますので、そこを最後に教えていただけますか。

○高山委員長 教育指導課長。

○山岸教育指導課長 今、ございましたチーム学校における個別指導計画の活用についてのお尋ねですが、学校が学校内で意図的・計画的な視点を持って、障害のある児童・生徒を支援、指導するために、個別指導計画のほうを作成しております。現在、チーム学校で支援を行っているため、校内の様々な専門家の協力を得ております。個別指導計画を核として、支援の方向性を共有することが重要と考えております。今後も、チーム学校で、多面的・多角的な支援を行うことができるようにまいりたい。

○高山委員長 では、大トリに金子副委員長。テンポよくいきましょう。

○金子副委員長 では、ちょっと最初に1点、109ページの緊急防災対策事業ですが、皆さんに聞いていただいて、9億4,000で6月に始まった事業が、最後72%の応募率だと、さらに減額される、決算額としては今日の計上額よりも下がると。だから、そういうときに緊急ということで行われた事業なのであれば、防災ニーズというのは様々にあるので、先ほど石沢委員が申し上げましたが、そういうのに対応するような使い方をさらに考えてほしいということでもあります。防災ニーズというのは、本当にあって、この6年度の当初予算の審議の際に私たちは、防災事業費が前年から減っているという問題を指摘しましたけれども、それとの関係でも、命最優先という課題は山積しておりますので、そういう視点での対応をお願いしたいというふうに思っています。

それで、歳入全体についてまとめて、まず最初に聞きますが、44ページの特別区税に関わって、この2月の定例議会の本会議の質問で、うちの石沢議員から見通しについて聞きました。現時点では、決算時に大きな上振れは生じないと見込むと、こういう答弁なわけです。

大きな上振れが今からありますって、それはなかなか困るんですけども、上振れについては否定されていないわけですね。どれぐらい見込んでいるのかと。これは、区税について、また特別交付金について併せて聞いた質問だったので、それぞれ答弁をいただいております。

それから、83ページの繰越金についてですが、これちょっと内容は端折りますが、繰越金というのは、前年の決算剰余額なわけですね。それで、これも石沢議員の質問で、今の6年度の決算剰余見込みは55億円ということで答弁されたわけです。実は昨年も、昨年は予算委員会のときに聞きまして、56億と。これはほぼ合っているわけです。結果として、結論だけ言いますと。だから、こういうふうに決算剰余金が2月の決算見込みの段階で示されるということは、そういうのを計算して示せるということですから、その計算の仕方をきちっと今日は聞いておきたいと思います。

それから、ちょっと前後しますが、81ページの――あ、ごめんなさい、これは上田委員が聞かれていた同じ部分になるんですけども、81ページの繰入金とか、また歳出のほうへ行って、195ページの積立てのところですね、197ページに行くと区民施設整備基金と、こういうふうになるわけですけども、結論として、195ページまで聞きますと、今の年度の財調基金の残高が178億円になると。それで、先ほど上田委員が質疑された中で、令和7年度の当初の繰り入れ後、102億円に残高なると。これは、計算上そういうふうになると。この102億円の金額について、これがというふうに言ったということでもいいと思うんですけど、これが維持できれば、一般財源が確保できると、こういう御説明なわけですよ。

そうしますと、この二、三年の間、財調基金の額は、上田委員も聞かれていたように、「文の京」総合戦略で示した、標準財政規模の30%ということだと。今、はっきりしているのは、令和5年度の決算統計で690億だから、3掛けすると207億円なわけですよ。だから、102億円で大丈夫というふうに先ほど答弁言ったということで、いいですかと。

これ何で聞くかという、私たちは、決算の総括だったかな、標準財政規模の2割で大丈夫でしょうと言ったわけです。そのときの2割というのは138億円なんです。それと考えると、今、はっきりしているのは、178億円というのは、これは到達。当初というのは、見込みですから、ちょっと置いておきますけれども、178億円と私たちが決算のときに示した138億円との間には、40億円ほど差があって、私たちは、こういうのはきちっと区民ニーズに必要な――先ほど防災のことはちょっと言いましたけれども、充てるべき余地というのはいっぱいあると思っていますので、先ほどの答弁について確認をしておきたい。

それから、区民施設整備基金についても、同様の構造があるわけですが、こちらについては、上田委員が述べられていたように、その積算率ないんですという話になっているんです、今までの説明ではね。そうすると、質問としては、シビックの改修というのは、先ほど議案のときにお金がかかっているって私たち言いましたけれども、シビックの中の区民施設の部分には、基金を充てる構造になっているわけですね。それ充てるときの基準というのがあるんですか。これ説明聞いておきたい。

歳入分では、まとめてそこまでお願いします。

○高山委員長 増田税務課長。

○増田税務課長 ただいまいいただきました、こちらの補正予算後の特別区民税の上振れの部分の想定なんですけれども、上振れしないとは申し上げてはいないんですが、その上振れ部分については、そもそも住民税は前年度課税になりますので、既に所得のほうは確定をしているというところでございます。ただ、その後、修正申告がなされて、追徴課税がされると、プラスで税収が、住民税が課されるというところでの上振れになってきます。実際に令和6年度の決算のほうも、調定に対して100.1%というところになっているところですので、0.1%程度のそういったところの修正申告による住民税の追徴部分はあるかと想定をしております。ただ今時点で、それがどれくらいあるのかというのは、とても見込むことは難しいということでございます。

○高山委員長 進財政課長。

○進財政課長 まず、54ページの財調の見込みですけど、現時点では、一応、歳入の確度を高めるために、財政課はこれまでずっとやってきております。そうしないと、この歳入の上振れ分というのは、結局、決算剰余金にはねまして、それが結局、実質収支比率を引き上げることになるんですね。直近6か年で見ると、令和5年度決算の実質収支比率というのは、一番低い8.0%、要はこれまでの直近6か年で見ると、歳入がきちっと見込めたと。イコール、こういった予算の総務区民委員会の中での議論でも、ほぼ正しい数字で議論をいただいているということにもつながるので、そこは鋭意努力をしております。

ただ、結果的に、特別交付金のほうは、やはり一定の都の裁量があるので、そこで認める、認めない、それから認められた事業の中でも2分の1、4分の1、そういったところで上振れ、もしくは下振れする可能性があるのも、やっぱり一定、財政課で気をつけているのは、見込んだ上で、それが歳入割れしないように、が一番原則です。

やっぱり若干は上振れはしてくると思います。ただ、それでもやっぱり結論、総額で余っ

てくる金額が実質収支比率のほぼ8%、ここを目指してやっているというところになります。

それから、82ページのところの繰越金ですね。繰越金の考え方ですけれども、今、申し上げたとおり、実質収支比率8%を目指しておりますので、これと標準財政規模、標準財政規模に実質収支比率を掛け合わせると、結論、繰越金というのが出てきます。前回の御答弁で申し上げた55億円というのが、その計算式になるんですけど、ただ、翌年度でその50億円を元に2分の1が財政調整基金に積み立てると、約28億円になりますけど、それプラス、過去の実績から精算還付、補助金、国とか都に返すお金が大体平均で10億円ぐらいありますので、50億から38億を引くと17億円、これが出てくると。それを7年度当初予算では繰越金として見込んでいるという形になります。

それから、194ページの財政調整基金の7年度当初予算を見込んで、102億円が残となるところですけれども、一定、財政課としまして、やはり標準財政規模の30%、厳密に言うところ208億円、これぐらいがやっぱりあったほうが、災害対策基金を文京区は持っていませんので、一定の不測の事態に備えるためにも、その数字を目指しているというところになります。

去年は、全ての決算剰余金は、たしか財政調整基金のほうに積み立てたんですね。ただ、健全な財政運営をやっていく中では、やはりほかの特定目的基金の状況も把握しながら、財政運営を行っていないといけないと。

7年度当初予算では、たしか40億円を区民施設整備基金から取り崩しているんですけど、今回、2月補正で、区民施設整備基金に34億円を積んでおかないと、この34億円を積んでおかないと、次年度の同じ規模で、8年度に例えば区民施設整備基金から40億ほど繰り入れようと思っても足らなくなってしまうんですね。そういった他の特定目的基金の状況も把握しながら、一定、財政課の裁量で振り分けを行っているというふうな状況になっております。

それから、シビックですね、区民施設整備基金からシビックセンターに係る工事費に充てている考え方ですけれども、基本的には、学校施設整備基金と同様に、90%で充当しております。ただし、区民の利用の多いところでは、90%充てるんですけども、例えばシビックセンターの天井照明、そういったところに関しましては、一定、純粋に区民が使う部分でもないで、35%の割合で充当していると。

文京区の基金条例の目的には、区民施設等の建設及び整備という、そういった文言しかなくて、一定の裁量があるので、そこは財政課の判断で充当率を決めているというふうな状況になっています。

○高山委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 今、御答弁いただきましたけれども、財調基金の残高については、もともと3割というのが一つの目標なんだということであって、先ほどの上田委員との議論の中で出てきた102億円というのも一つの確保できているという水準であって、私たちは138億円って秋に言った経過もありますけれども、十分その中でも財政運営できると。

そして、シビックの工事費等々は、これから見直しがかかるのにまだ分からないという中では、それは財政当局の皆さんもなかなか財源が見えないということが私はあるんじゃないかと思う。だから、それについて、私たちは——それって、シビックの改修については、一旦見直しをかけるまでは、合意できるまでは、止めるというような判断が必要で、その間に必要なニーズ、きちっとやるというような財政運営は必要だというふうに考えます。それは求めておきたいというふうに思います。

それで、歳出のほうについて、ちょっとまとめて聞きますが、1つは、135ページの民間共同住宅借上げ、これ550万円増になっているんですね。これなぜかということで、ちょっと事前にお聞きしましたら、退去時の原状回復費用の上積み分だと。なぜそういう上積みが当初から必要になる、そういう事情になっているのかというのが1点。

138ページで、心身障害者福祉給付費、これ例年通りちょっと足らないので増やしましたということなので、その経過については、上田委員が聞いておられましたので、その続きで、1点、その中に障害福祉サービス費、これは主な、2億円増えているわけでしょう。その中に、放課後等デイサービスの給付費が入っていると思うんですね、9割。これについては、この間、子ども支援計画のパブコメをやったときに、1割負担を解消してほしいという声が寄せられていました。私もなるほどそのとおりだなというふうに思うわけで、その点についての対応というのは、今、何か——パブコメの回答は、現時点ではいろんな自治体の様子を見ますということだけれども、それ私、推進してほしいと思うんだけど、どう捉えているのかというのを改めて聞きたい。

それから、145ページのところで、児童の保育委託費、これ8億5,000って、これ人事院勧告に基づいて増えると。これ昨年聞いたら、何で国家公務員の給料の基準で民間の保育園の委託費が増えるのかというのは、ちょっとよく分からなかったという話なので、きちっと分かるようにしてほしいというのが質問。

それから、153ページの生活保護費の増額ですね。これ去年は、2月で減額したら、その後予備費を使ったというのが決算のときに分かりましたよね。そういう教訓はちゃんと生かされているのかということを確認しておきたい。

最後に、163ページの市街地再開発助成なんだけれども、402万円、だから8割ぐらいの減額なんですね。残った85万円ぐらいで、何に執行したんですかということを確認したい。

それから、189ページに学校快適化、先行している小学校では、無事終わったというふうに聞いていますけれども、平米単価は平均で幾らでしたか。

○高山委員長 木村課長。

○木村福祉政策課長 まず、民間共同借上げ事業でございますけれども、こちらのほうは、借り上げのシルバーピアのことでございます。こちらにつきましては、一般修繕費及び退去したときの原状回復の費用を見込んでおりますけれども、本年度におきましては、エアコンの故障であるとか、給排水の不具合であるとか、また退去件数も予算上では10件予定していたんですけれども、補正の時点でもう10件超えておりましたので、そういったものも今までの見込みの想定を上回ったため、増額……。

(「何件だった……」という人あり)

○木村福祉政策課長 予算が10件で、見込みは15件でございます。現時点におきまして、12件の退が決まっておりますので、この後も、あと1か月ありますので、予定としては、その見込みどおりにいくかなと、推移するかなというふうに考えてございます。

○高山委員長 永尾障害福祉課長。

○永尾障害福祉課長 放課後等デイサービスなど児童福祉法に基づく障害児通所支援につきましては、原則として、サービス費の1割を保護者の方に御負担いただく形になっておりますが、所得に応じた応能負担という形になっておりまして、国の利用者負担の軽減制度によって、生活保護の世帯、区市町村民税非課税世帯は利用者負担額がゼロ、世帯の区市町村民税所得割額28万円未満は月額の上限額が4,600円、その他の世帯は月額の上限額が3万7,200円となっております。

こうしたことから、国の利用者負担軽減策によって、一定程度、保護者の方の負担は軽減されているというふうに認識をしておりますので、区独自の利用者負担の軽減については、現時点で実施する予定はございませんが、国や都、他の自治体の動向を注視してまいりたいと考えております。

○高山委員長 足立子ども施設担当課長。

○足立子ども施設担当課長 公定価格の算定につきましてですけれども、公定価格につきましては、人件費、事業費、管理費につきまして、おのおの対象となる費目を積み上げて算定されているということで、そのうち人件費の額につきましては、国家公務員の給与に準じて算

定ということはこども家庭庁で示されているところです。

このことから、毎年、人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に合わせて、公定価格の人件費改定がなされるものです。

○高山委員長 渡部生活福祉課長。

○渡部生活福祉課長 生活保護についてですけれども、昨年度は医療扶助費につきまして、急な支出ですね、突発的な支出のほうが多くなりまして、予備費を使わせていただきました。今回は、その経験を生かしまして、過去の実施に基づく平均値、それからそちらの上昇率等を勘案するほか、安全率を見込みまして行ったところでございます。ただ、今回も、先ほども上田委員のほうで答弁したとおり、今後、医療費のほうは、今年もかなり増えておりますので、今後につきましても、医療費につきましては、十分に精査しながら、予算のほうを進めていきたいと思っておりますので、昨年度の予備費を使ったことにつきましては、その経験を生かして算定したところでございます。

○高山委員長 前田課長。

○前田地域整備課長 市街地再開発費の補正後の85万円ほどの使い道ということでございますが、基本的には職員の旅費、それから一般需用費、それから専門関係の図書の購入費、それから負担金などとなっております。

○高山委員長 宮原教育推進部副参事。

○宮原教育推進部副参事 特別教室、既に終わっている根津小学校の平米単価ですけれども、教室によって差異はありますが、平均にしますと約33万円となります。

○高山委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 ありがとうございます。民間共同住宅の借り上げ、シルバーピアについては、決算のときにも明らかにしたように、入居年齢の方が90代を超えてきているという側面が出ているわけですね。だから、これはシルバーピアを増やして、安心して住み続けられる状況をつくっていく必要があるというふうに指摘をしておきたい。

それから、保護費の変動については、医療扶助については、生活保護を利用される、されないにかかわらず、必要な医療をきちっと受けられる。そういう体制をきちっと保護の制度の運用の中でも見ていっていただきたいというふうに思います。

以上。

○高山委員長 終わりました。ということで、各会派の態度表明に入りますが、あと2分なので、もうみっちりやりましたから、まくら言葉短めでいきましょう。

では、自由民主党さん。

○田中（と）委員 急ぎますね。今回の2月補正予算では、国の補正予算等にも対応し、防災対策であったり、物価高騰対策をはじめ、家計や生活支援の充実など、必要な経費が計上されていることを認めます。

また、令和7年度以降の財源として活用するための基金に積立てを行うほか、各種事業あるいは人件費等々についても、実績を踏まえての精査がなされていることを認めます。

自民党、議案第54号、一般会計補正予算、賛成いたします。

○高山委員長 ありがとうございます。急いでいただきました。

AGORAさん、どうぞ。

○上田委員 今回の一般会計補正予算に関しましては、内容を精査いたしまして、必要な補正がされているということを確認いたしました。そのほか、会派委員が指摘したことについては、御留意いただきたいと思います。

以上の意見を付しまして、賛成をいたします。

○高山委員長 公明党さん。

○田中（香）委員 公明党は、議案第54号、賛成いたします。

なお、質疑の中で改善要求させていただいた点については、前向きに御検討いただきますようお願いいたします。

○高山委員長 ちょっと5時過ぎちゃいましたけど、3分くらい延長させていただいてもよろしいでしょうか、皆さん、恐縮です。

日本共産党さん。

○金子副委員長 議案第54号ですね。先に結論を言いますけれども、反対とします。

必要な事業費は、防災資器材の購入とかシルバーピアの改修とか、心身福祉事業費とか、保育委託費、子どもの医療費や生活保護の扶助費、新エネの利用促進など、実績増があつて、それは認めます。

一方、産業経済費や防災事業費については、実績見合いで減らすということですが、これらは喫緊のニーズが山積しており、本来、事業の拡充が必要だと、そういう方向で教訓を残すべきだというふうに考えます。

財政運営全体については、特別区税や都交付金については増額傾向というのは、これは否定されないわけであります。

そういうもとで、財調基金については、102億円とか132億円とか、また178億円とか、そ

ういう数字があるわけですが、いずれにしても、標準財政規模で3割ということの本やりで行くというのではなくて、きちっとニーズを見てやっていくと。

そして、施設関係の基金については、シビックセンターの改修が大きな影響を与えており、これは根本的に見直しをする中で、むしろ区民施設のニーズ、学校の改修などをどんどん急ぐことが必要だというふうに改めて指摘をしておきたいというふうに思います。

以上。

○高山委員長　ということで、議案第54号の審査結果を御報告いたします。

賛成が6、反対が2、よって原案を可決すべきものと決定いたします。

○高山委員長　以上で、本日の総務区民委員会を終わります。ありがとうございました。

午後　5時02分　閉会